ひらつかの環境

平成２９年度 環境年次報告書

平　塚　市

平塚市の環境行政の推進に御協力いただいております関係各位に対しまして、深く感謝を申し上げます。

この冊子は、平成２９年度の本市の環境の現状と環境保全に向けて講じた施策を中心にまとめたものです。本書を御活用いただくことで、環境への関心と理解をより深めていただくとともに、本市の環境保全及び創造に向けた具体的な行動へのきっかけとなれば幸いです。

平成３０年（2018年）12月

平　塚　市

【表紙絵】平成３０年度ひらつか環境ポスターコンクール　最優秀賞作品

中央	小学生低学年の部	「ちきゅうをまもれ！」	南原小学校１年　工藤　俊太さん
左下	小学生高学年の部	「環境のこと、見直そう。」	松が丘小学校５年　外池　さくらさん
右下	中学校の部	「歩ける海に。」	浜岳中学校３年　竹内　日菜子さん

【 巻 末 】平成３０年度ひらつか環境作文コンクール　最優秀賞作品

「メダカとともに生きる」　春日野中学校１年　佐藤　靖悟さん

目　　次

第１部　平塚市の環境政策

１　平塚市環境基本計画・・2

２　平塚市の率先行動の取組
（１）再生可能エネルギーの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（２）環境マネジメントシステム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第２部　環境の現状と市の取組

第１章　生活環境分野・・14
１　生活環境の現状・・14
２　安全な生活環境の確保に向けた市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第２章　自然環境分野・・21
１　自然環境の現状・・21
２　自然環境の保全・再生に向けた市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第３章　都市環境分野・・28
１　都市環境の現状・・28
２　快適な都市環境の保全・創造に向けた市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

第４章　地球環境分野・・34
１　地球環境の現状・・34
２　地球環境保全への貢献に向けた市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

第５章　環境保全活動等・・・43
１　環境保全活動等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
２　市民・事業者等による環境保全活動の促進に向けた市の取組・・・・43

第３部　平成２９年度環境基本計画事業実績及び評価

１　評価基準・・50

２　施策分野ごとの評価・・51

３　計画全体の評価・・・56

４　個別施策ごとの事業実績及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
（１）生活環境分野・・57
（２）自然環境分野・・59
（３）都市環境分野・・64
（４）地球環境分野・・68
（５）環境保全活動等・・・72

第４部　環境審議会評価

１　平塚市環境基本計画（平成２９年度～平成３８年度）
の進捗状況に係る点検結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76

２　平塚市環境審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79

第５部　資料

１　平塚市環境基本条例・・82
２　環境用語・・86

第１部

平塚市の環境政策

１　平塚市環境基本計画

２　平塚市の率先行動の取組

１　平塚市環境基本計画

「平塚市環境基本計画」（平成２９年３月策定）は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上での基本となる計画です。この計画に基づき、平塚市では、市民・事業者・市が協働でさまざまな取組を進めています。

（１）計画期間

計画期間は、平成２９年度から３８年度までとしますが、環境問題をとりまく社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。また、施策や事業計画については、５年毎に見直しを行います。

事業計画前期：平成２９年度～３３年度
事業計画後期：平成３４年度～３８年度

（２）環境基本計画のめざすもの

ア　めざすべき環境像

環境基本計画では、市民、事業者、市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むために、「めざすべき環境像」を次のとおり掲げています。

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち　ひらつか

イ　３つの基本方針

めざすべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に取り組んでいくため、３つの基本方針を設定します。そのため、計画に位置付けられるすべての施策は、３つの基本方針を尊重して進めることとします。基本方針の理念に沿って施策を実現していくことで、めざすべき環境像の実現を図ります。

１　環境保全・創造への参加と協働

市民・事業者の自発的かつ積極的な参加と市を含めた三者の協働により、将来の世代に継承すべき環境の保全と創造をたゆみなく行います。

２　自然と人との共生の確保

丘陵、里山、農地、河川、海などの豊かで身近な自然を大切にするとともに、これらの自然とのふれあいを図り、自然と人との共生を図ります。

３　地球にやさしい社会の実現

日常生活や事業活動の中で環境への負荷を低減し、大気、水、資源などの物質循環システムの確立や低炭素社会の実現を推進します。

ウ 重点テーマ

めざすべき環境像の実現に向けて、基本方針に沿って、環境の保全と創造を推進していくためには、分野別の施策を、それぞれ個別に取り組むのではなく、施策どうしを連関させて庁内の関係部署が横断的に取り組むとともに、市民と市、事業者と市等のように各主体が連携し、施策を総合的に推進していくことが必要です。このように、施策を総合的に推進することで、より良いまちづくりに寄与するよう、多角的な視点を持って取り組みます。

３つの基本方針を、より具体的に施策に反映させるため、本市の主要課題を踏まえて、多岐にわたる施策の中でも特に重点的に取り組む３つの重点テーマを設定します。

環境基本計画の基本方針	３つの重点テーマ
基本方針１： 環境保全･創造への参加と協働	重点テーマ１： 「環境市民」が活躍する地域づくり 多様な環境保全・創造に向け、多様な主体による取組を推進するため、「環境市民」の活動の輪を広げま
基本方針２： 自然と人との共生の確保	重点テーマ２： 自然環境が有する機能・魅力の活用 自然環境の保全を進めるとともに、自然を活用していくことで、自然と人との共生を図ります。
基本方針３： 地球にやさしい社会の実現	重点テーマ３： 低炭素社会*・循環型社会の形成による持続可能な社会 低炭素社会、循環型社会の形成に向け、まちづくりを進めます。

（３） 施策の体系

環境基本計画では、「生活環境分野」、「自然環境分野」、「都市環境分野」、「地球環境分野」及び「環境保全活動等」の施策を定めます。めざすべき環境像の実現を目指し、各施策は、基本方針の理念を尊重して取り組むこととします。

また、市、市民、事業者等がそれぞれ自主的かつ積極的に取り組むことで、めざすべき環境像の実現につながることから、市民・事業者等による取組についても、例示します。

分　野	施策の柱	施　　策
１ 安全な生活環境を確保します (生活環境分野)	１－１　大気環境・水環境を保全します	・大気環境の保全対策の促進 ・水環境の保全対策の促進
	１－２　安全で快適な生活環境を確保します	・化学物質対策の促進 ・土壌汚染・地下水汚染*への対応 ・騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組
２ 自然環境を保全・再生します (自然環境分野)	２－１　生物多様性を保全します	・生物多様性の保全対策の推進
	２－２　里山を保全・再生します	・里山の保全・再生とふれあいの推進
	２－３　水辺の自然を再生します	・川や海の自然環境の再生とふれあいの推進
	２－４　農地を保全・活用します	・農業の活性化、農業とのふれあいの推進 ・環境に配慮した農業の推進
３ 快適な都市環境を保全・創造します (都市環境分野)	３－１　うるおいとやすらぎのあるまちをつくります	・みどりのネットワークの形成 ・さわやかで清潔なまちづくりの推進 ・平塚らしい景観のあるまちづくりの推進
	３－２　環境共生型のまちをつくります	・環境共生モデル都市の形成 ・交通の円滑化の推進 ・ヒートアイランド対策の推進
４ 地球環境保全へ貢献します (地球環境分野)	４－１　低炭素社会の実現に向けて取り組みます	・再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進 ・くらしや事業活動における環境への配慮の促進 ・市の事業活動における環境への配慮
	４－２　循環型社会の実現に向けて取り組みます	・廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進 ・不法投棄防止対策の推進
５ 市民・事業者等による環境保全活動を促進します (環境保全活動等)	５－１　環境教育・環境学習を推進します	・幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実 ・地域における環境教育・環境学習の充実
	５－２　市民等の取組や連携を支援します	・市民活動や企業の取組に対する支援

（４） 温室効果ガス削減目標

平成２７年（2015） 年にフランス・パリで開催された気候変動枠組み条約第２１回締約国会議（COP21）において、平成３２（2020）年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を２℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力をしていくことが明記されました。また、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ（人為的な温室効果ガスの排出と自然による吸収量とのバランスを取る）とする目標を掲げています。

国においては、パリ協定の採択を受けて、平成２８（２０１６）年５月に地球温暖化対策計画を閣議決定しました。地球温暖化対策計画では、めざすべき方向として、①中期目標[平成４２（２０３０）年度において平成２５（２０１３）年度比２６％削減]の達成に向けた取組、②長期的な目標[平成６２（２０５０）年８０％削減をめざす]を見据えた戦略的取組、③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組の３つを掲げています。

本市では、このような世界・国の動きを踏まえ、低炭素社会の実現を目指し、市域からの温室効果ガス排出量の削減目標を設定しています。なお、本市における温室効果ガスは、二酸化炭素が約９９％を占めていることから、二酸化炭素の排出量について目標を置くこととし、その他の温室効果ガスは排出量が極めて少ないため、目標を設定していません。

ア 平塚市地球温暖化対策実行計画－区域施策編－

（ア） 温室効果ガス排出量の削減目標

平成３８年度（2026年度）までに平塚市域における
二酸化炭素の排出量を基準年比で１８．５%削減します。
↓
長期のめざすべき方向は
平成 62 年度（2050 年度）までに基準年比で 80%の削減です。

基準年は、平成２５年度（２０１３年度）としています。

平塚市域の二酸化炭素排出の削減目標

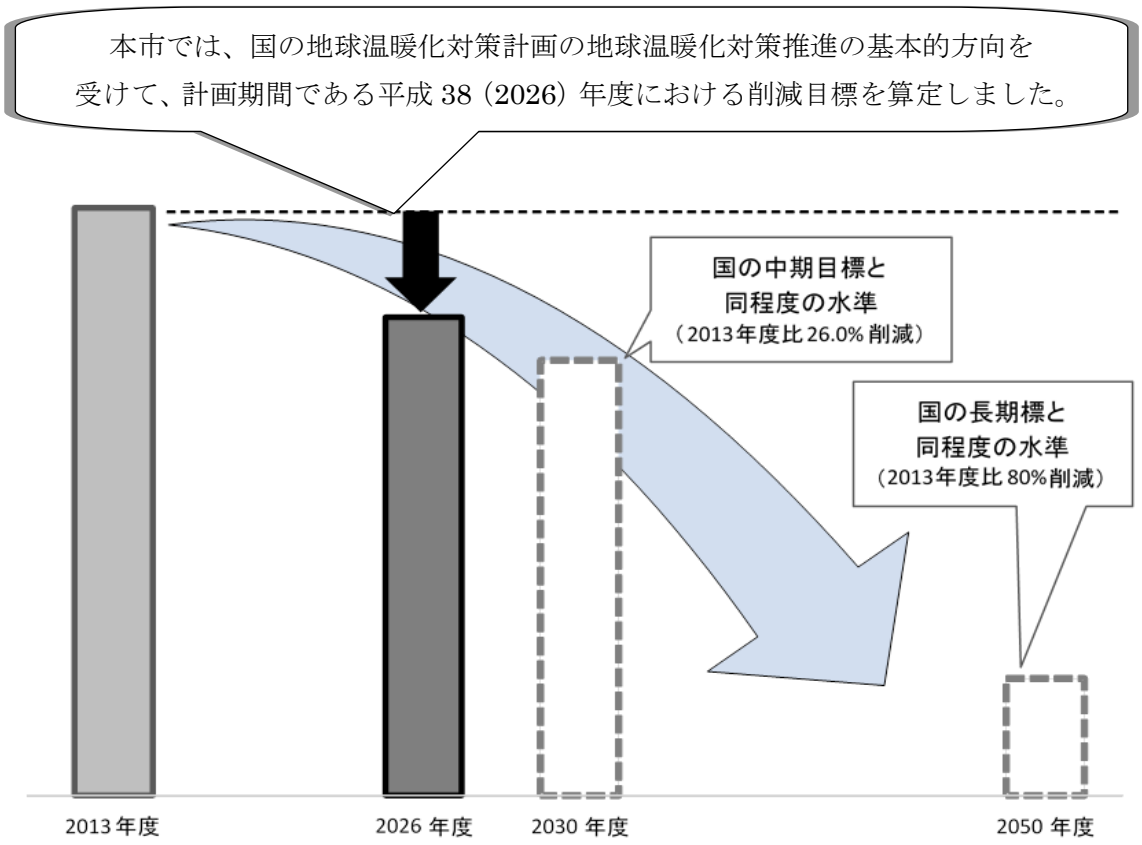

イ　平塚市地球温暖化対策実行計画－事務事業編－

本市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に関わる分野を事務事業編として位置付け、本市独自の環境マネジメントシステム（ひらつかエコモード）等を推進し、より一層の温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。

（ア）　温室効果ガス排出量の削減目標

平成 38 年度（2026 年度）までに全庁における二酸化炭素の排出量を
平成 25 年度（2013 年度）比で 18.9%削減します。

（イ）　目標達成に向けた取組項目

重点的な取組項目	施設や設備機器の更新、新設の場合、省エネ型の建造物や設備機種を積極的に導入し、省エネルギー効果を高めることで、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。また、特に省エネルギー効果が期待できる取組については、計画的な更新を推進します。 １　照明に関する取組 ２　ＯＡ機器や空調設備等に関する取組 ３　庁用自動車に関する取組 ４　環境に配慮した契約に関する取組 ５　ごみ処理に関する取組 ６　再生可能エネルギーに関する取組
事務所等における取組項目	事務所等における取組については、「ひらつかエコモード」の運用に基づき、公共施設の管理運営における環境負荷を最小限に抑えるよう努力します。 １　資源・エネルギーの有効利用に関する取組 ２　庁用自動車に関する取組 ３　公共施設の整備及び管理運営に関する取組 ４　廃棄物の削減についての取組 ５　委託業務等に関する環境配慮の取組 ６　イベント開催時の環境配慮の取組 ７　業務の改善に伴う環境工夫の取組

３ 平塚市の率先行動の取組

（１）再生可能エネルギーの導入

本市では、公共施設へ太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備を導入しています。また、設置した太陽光発電システム等を環境教育の活きた教材として利用しています。

ア 再生可能エネルギーとは

「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっています。

イ 公共施設への新エネルギーの導入

■主な太陽光発電システム導入実績

土屋公民館	土屋1864-1	8.5 kW
ひらつかサン・ライフアリーナ	中堂246-1	4.5 kW
万田貝塚住宅2号棟・3号棟	万田493	5 kW・5.4kW
勝原小学校	高村４５	2 kW
保健センター	東豊田448-3	5 kW
花水小学校	龍城ケ丘5-62	2 kW
中原公民館	御殿2-17-38	10.8kW
西部福祉会館	公所868	5 kW
松原小学校	天沼7-10	7.5kW
太洋中学校	高浜台７-１	10.4kW
消防署大野出張所	東豊田448-3	4kW
環境事業センター	大神3230	3kW
市庁舎本館	浅間町９-１	20 kW
市民病院	南原1-19-1	10kW
消防署神田出張所	横内1018-３	5.76ｋW

市庁舎本館には太陽光パネルが設置されています。

（２）環境マネジメントシステム

平塚市環境基本条例では、市の責務のひとつとして、自らの事業活動に伴う環境負荷の低減に率先して努めることとしています。本市は平成 12 年２月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001 の認証（審査登録）を取得し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めてきました。

平成 21 年度からは、ISO14001 の運用で得られたメリットを引継ぐとともに、本市の現状と課題を踏まえた独自の環境マネジメントシステム「ひらつかエコモード」を導入しました。これによりエネルギー管理を中心とした、事業活動に伴う環境負荷の低減に組織全体で取り組んでいます。

ア 全課共通の目標（電気・ガソリン・可燃ごみの削減）の推進状況

平成２９年度は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）や、省エネ法の努力義務を達成するため、中長期的目標をにらんで、市役所のエネルギー使用量等について「数値設定目標」を置くとともに、数値目標を設定することが難しい項目についても、取組を特に推進する項目を当該年度の「取組推進目標」として設定しました。

「数値設定目標」

電気使用量の削減

目標	平成２８年度比　　２．５％削減	目標達成　○
結果	平成２８年度比　　３．２％削減	

エネルギーの使用に伴う CO2 排出量の削減

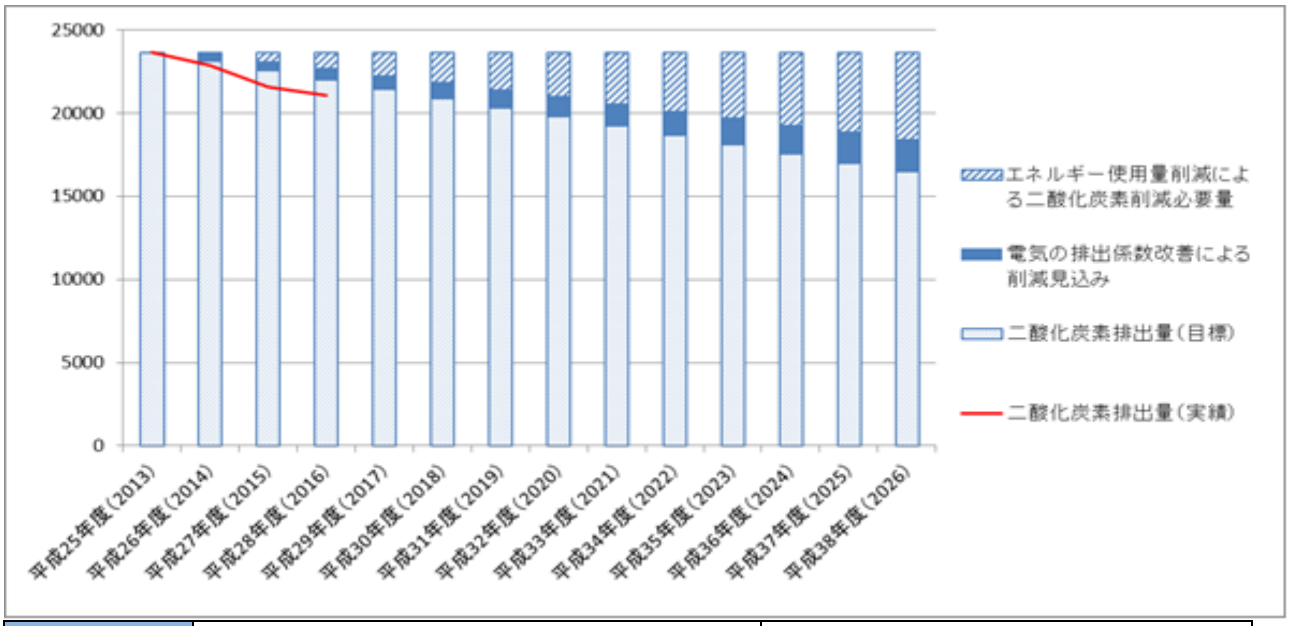

目標目安	継続的に前年度比　　２．３％削減	目標達成　○（順調に推移）

エコドライブの推進

目標	燃費実績を平成２８年度より向上	目標達成　×
結果	ガソリン車の燃費実績は平成２８年度より悪化 軽油車の燃費実績は平成２８年度とほぼ同等	

文書電子化の推進

目標	電子決裁率（併用決裁含む）を平成２８年度より向上	目標達成　○
結果	平成２８年度より１．８％向上	

「取組推進目標」

項　目	推進する内容・方法等
庁内パソコンの利用における節電	・パソコンのスリープ状態の適切な活用やバックライトの設定を促すことで、電気使用量を削減
庁舎移転に伴う省エネ（環境配慮）の推進	・公用車の共用車化、車両数の削減による車両の適正化 ・庁舎移転の事前準備の徹底等により、庁舎移転に伴うエネルギー使用量を最小限に抑制 ・物品の庁内融通等による、効率的な資源利用の推進
施設の運営・管理における取組の推進	・施設利用者等への環境配慮の呼びかけ ・環境監査（活動成果班）における施設監査（施設で使用するエネルギー等）の重点実施と優良事例の水平展開 ・環境法令順守の徹底
エコドライブの推進	・職員向けのエコドライブ啓発の強化（講演会の実施等） ・燃費実績の調査の実施
文書電子化の推進	・電子（併用）決裁の利用促進の強化 ・冊子やチラシの電子化による紙使用削減の推進

取組推進目標は、組織全体への周知や関係課との調整等を行うとともに、環境監査での重点的な確認や外部講師による講演等も実施して、取組を推進しました。

イ グリーン購入の推進

物品の調達において「平塚市グリーン購入調達方針」に基づきグリーン購入に取り組みました。

ウ 環境監査の取組

組織全体での取組水準の維持、環境配慮行動の定着を確実なものとするため、職員による環境監査（環境活動の成果等の監査、環境法令等順守状況監査）を実施しました。平成２９年度は、優良事項として３６件が抽出されました。その中から以下の７件を選出し、優秀事項として評価しました。

監査を行ったすべての組織において、エコモードに沿って、概ね適切な取組がなされていましたが、是正事項として観察事項１件の指摘がありました。

《 平成２９年度の優秀事項 》

資産経営課　公用車の共用車化による車両使用の効率化
平成２９年度より、公用車の共有化数増車の取り組みを始めた。これにより、効率的、効果的な運用が可能となり、総車両台数の削減などが進められる。この取組は、この課独自のものでもあり、評価に値する。（実績数及び予定数で、イントラ上で予約可能な共用車数が１４台から２７台に増加することになった。また総車両台数では３台が減少。）
危機管理課／道路管理課　ＥＳＣＯ事業等による防犯街路灯・道路照明灯のＬＥＤ化
自治会から移管を受けた防犯街路灯をＥＳＣＯ事業により6,６６１灯ＬＥＤ化した（既存のＬＥＤ灯は1,３７５灯）。これにより、市が管理する防犯街路灯の消費電力は、ＥＳＣＯ事業前と比べ約５６％の削減になる。 また、道路照明灯の２０９２灯のうち平成２７年度にリース方式で１５６灯を、平成２８年度から開始したＥＳＣＯ事業により１３８５灯をＬＥＤ化した。その結果、消費電力は約４０％削減され、電気料金も１灯（３００W水銀灯相当）あたり年２．６万円から０．５万円に減少する。 いずれも数が多く毎日使用するものなので、大きな環境負荷低減効果と財政負担低減効果が見込まれる。また、ＥＳＣＯ事業は、イニシャルコストを抑えて省エネ型の機器等を導入する際に選択される手法であり、環境配慮契約の事例としても好例といえる。 ※危機管理課の取組は平成 28 年度の監査の際に、平成 29 年度環境監査の優秀事項候補とする判定がされていた取組であり、事業の実施状況を確認した上で平成 29 年度の優秀事項にあげることとした。なお、危機管理課と道路管理課で同様の取組であるため、ここでは両課をあわせて記載した。
職員課　庶務事務システム導入による用紙使用量の削減
庶務事務システムの導入で、職員事務に係る紙による各種様式使用量が大幅に削減されている。電子化によって環境負荷の低減に大きく寄与した事例として大変評価できる。（職員課および各課の用紙使用量で推計約８万枚の削減効果）
文化・交流課　ピアノの置き場所の移動による空調効率の向上
空調管理が必要なグランドピアノの置き場所を工夫し、大ホール袖から小さなスペースに移したことで、夏のエアコン電気使用量が大幅に削減されました。環境負荷の低減効果が高いと考えられます。
環境保全課　前年度の状況との比較による取組推進や、上半期の実績に応じた目標値見直しによる　ＰＤＣＡサイクルの運用徹底
① 紙の枚数管理に使用する印刷管理簿を、職員ごとの前年度実績が記載された様式に変更し、各職員が前年度との比較を常にできるようにすることで、更なる削減意識の向上が図られています。 ② ノー残業デーの１７時３０分までの消灯率８０％の目標について上半期の検証を行い、新たな目標値（９０％）を再設定しており、半期単位でのＰＤＣＡサイクルが機能しています。また、より高いレベルにチャレンジしようという強い意欲が伺えます。
都市整備課　日産自動車の事業への参加や、所管施設の電力契約切り替えによる地球温暖化対策への寄与
① 日産自動車の電気自動車活用事例創発事業に参加し、電気自動車を導入することで、市役所の低公害車導入に寄与しているほか、市民向けのＰＲにも活用されている。 ② 見附台広場の照明について、ミツウロコグリーンエネルギーに契約変更されているので、二酸化炭素排出量が、10%程度削減されている。低圧電力受電施設で新電力に切り替えたのは、本市では見附台広場だけであり、今後、他施設にも水平展開をしていくべき。

第２部

環境の現状と市の取組

第１章　生活環境分野
　１　生活環境の現状
　２　安全な生活環境の確保に向けた市の取組
第２章　自然環境分野
　１　自然環境の現状
　２　自然環境の保全・再生に向けた市の取組
第３章　都市環境分野
　１　都市環境の現状
　２　快適な都市環境の保全・創造に向けた市の取組
第４章　地球環境分野
　１　地球環境の現状
　２　地球環境保全への貢献に向けた市の取組
第５章　環境保全活動等
　１　環境保全活動等の現状
　２　市民・事業者等による環境保全活動の促進に向けた市の取組

第１章　生活環境分野

１　生活環境の現状

■「生活環境」にかかわる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	２９年度目標	２９年度実績
大気汚染状況の監視測定等の実施・大気汚染に係る環境基準達成率	７６％	８０％

（１）大気環境

市内の測定局において、窒素酸化物（５地点）、硫黄酸化物（４地点）、浮遊粒子状物質（５地点）、一酸化炭素（１地点）、光化学オキシダント（４地点）、微小粒子状物質[PM2.5]（1 地点）の常時監視測定を実施しました。平成２９年度の測定結果は、全地点で二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントが非達成でした。

光化学オキシダントは、主に工場からの排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線による化学反応を起こして生じます。光化学オキシダント濃度の１時間値が 0.12ppm 以上となり、その状態が継続すると判断した場合に、神奈川県が光化学スモッグ注意報を発令しています。平成２９年度は、湘南地域での光化学スモッグ注意報の発令回数は４回でした。（県内の発令区域は８地域に区分されています。）光化学スモッグの発生はそれらの物質の濃度だけではなく、気象条件とも密接な関係があり、気温が高い、風が弱い、日差しが強いといった条件が重なると光化学スモッグ注意報等の発令の可能性が高くなるため、注意が必要です。

PM2.5 は、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下の微小な粒子を指します。PM2.5 は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。神奈川県では、PM2.5 の大気中の濃度が高くなると予想されるときには、高濃度予報を行っています。平成２９年度は、神奈川県内に高濃度予報は出ませんでした。

このほか、継続的に摂取した場合に人の健康を損なう恐れのある、有害大気汚染物質の監視を３地点で実施しました。環境基準が定められているベンゼン等の４物質は、全地点で環境基準を達成しました。

◆◆二酸化窒素濃度の経年推移◆◆

（一般環境大気測定局（注１）における年平均値）

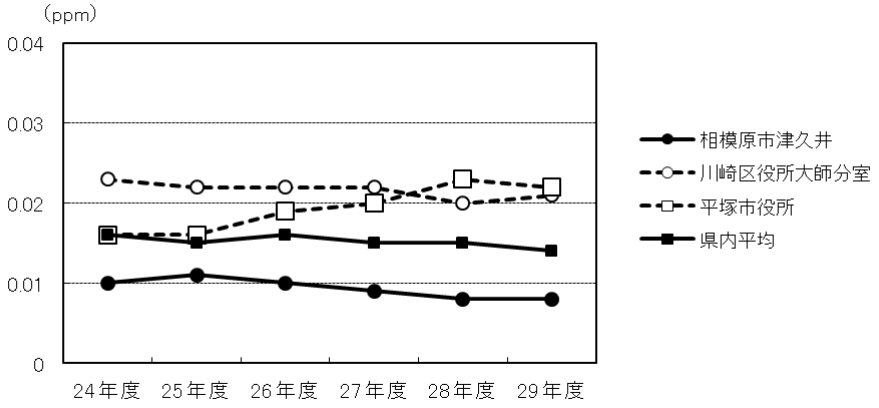

※市役所新庁舎建設に伴い 24 年度から平塚市大野公民館に変更

◆◆二酸化硫黄濃度の経年推移◆◆

（一般環境大気測定局における年平均値）

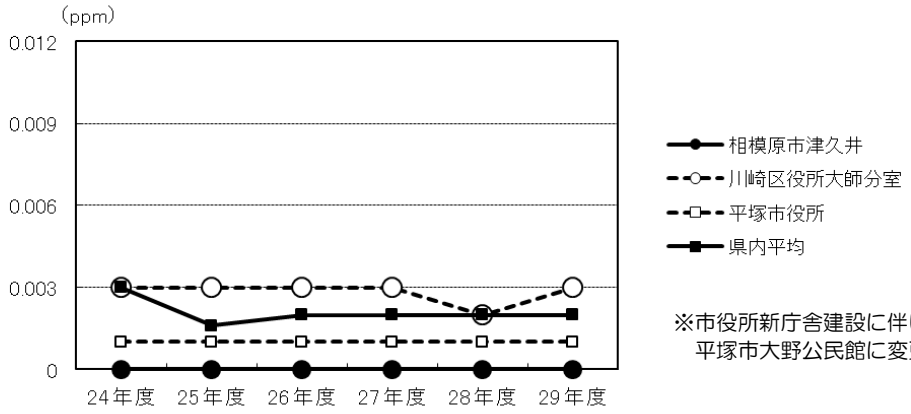

※市役所新庁舎建設に伴い 24 年度から
平塚市大野公民館に変更

◆◆浮遊粒子状物質濃度の経年推移◆◆

（自動車排出ガス測定局（注２）における年平均値）

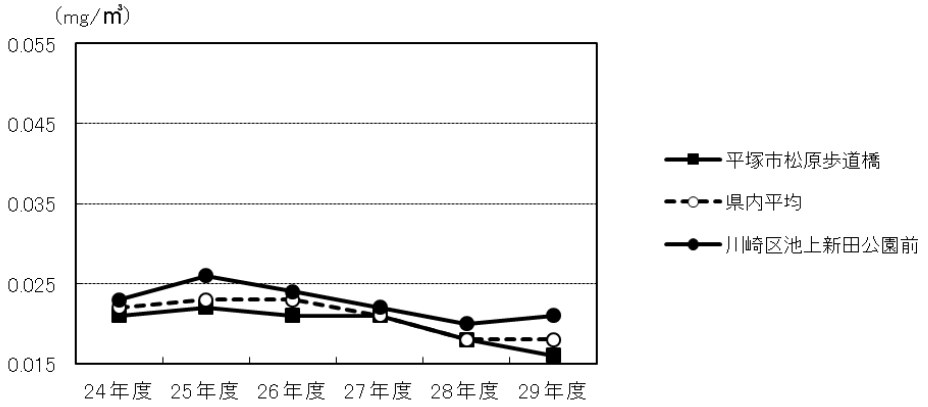

◆◆一酸化炭素濃度の経年推移◆◆

（自動車排出ガス測定局における年平均値）

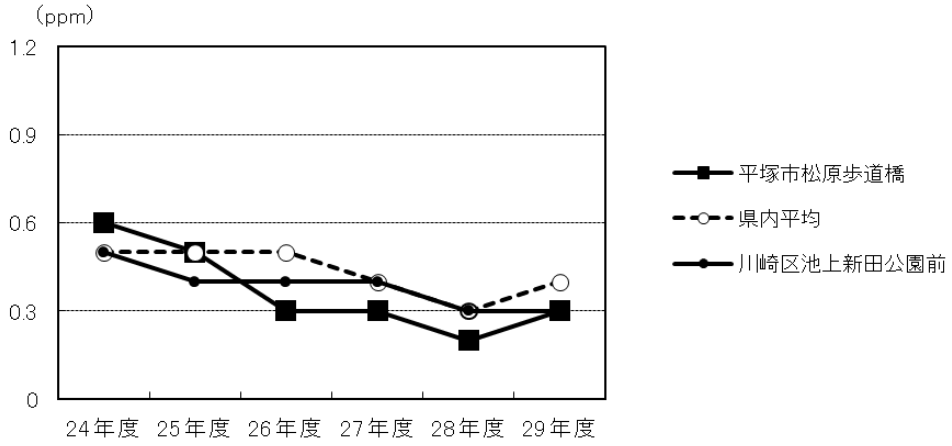

◆◆光化学オキシダント濃度の経年推移◆◆

（一般環境大気測定局における昼間の日最高１時間値の年平均値）

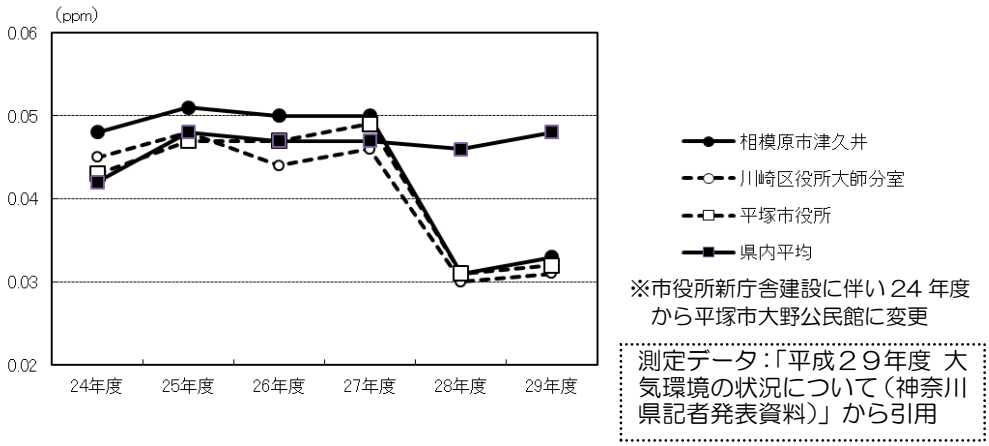

（注１）一般大気環境の汚染状況を常時監視する測定局

（注２）自動車走行による大気汚染状況を常時監視するため、交差点、道路、道路端付近に設置された測定局

（２）水環境

平成２９年度は、河川23地点、海域（相模湾内）１地点、地下水２３地点で水質測定を実施しました。水質汚濁指標の一つであるBOD（生物化学的酸素要求量）の測定結果（年平均値）は、相模川水系や金目川水系等の本川、流入排水路や流入河川の全地点で環境基準値を下回っていました。地下水は、７０％の地点で環境基準値に適合していました。環境基準値を超過した地点は追跡調査を実施し、監視を続けています。また、公共用水域水質測定計画に基づき、国及び県が環境基準点で実施した水質測定のうち、本市域を流れる河川に関するBOD の平成２９年度測定値（年平均値）は、全地点で環境基準値を下回っていました。（１６項参照）。

（３）騒音・振動

騒音・振動については、騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音常時監視のほか、自動車騒音・振動や新幹線騒音・振動の自主測定を実施しています。

平成２９年度は、自動車騒音常時監視測定を３路線８地点で実施し、環境基準の達成率は、65.0～100%でした。自動車騒音・振動測定は、５ 路線 ６ 地点で実施し、騒音は２地点で環境基準値に適合、振動は全地点で要請限度値以下でした。

新幹線騒音・振動測定は、６地点で実施し、騒音は５地点で環境基準値を超過、振動は全地点で勧告指針値以下でした。

（４）苦情相談

公害苦情には、屋外燃焼行為（野焼きや小型焼却炉の使用）に伴うばい煙による大気汚染や悪臭、飲食店のカラオケ騒音、建設作業現場や空調機の室外機等から発生する騒音・振動をはじめ、河川における魚の死亡事故や河川・水路・道路側溝に油等が流出する水質事故等も含まれています。

平成２９年度の苦情件数は、平成２８年度と比べで３件増加し、89 件でした。

◆◆環境基準点等におけるＢＯＤの経年変化（年平均値）◆◆

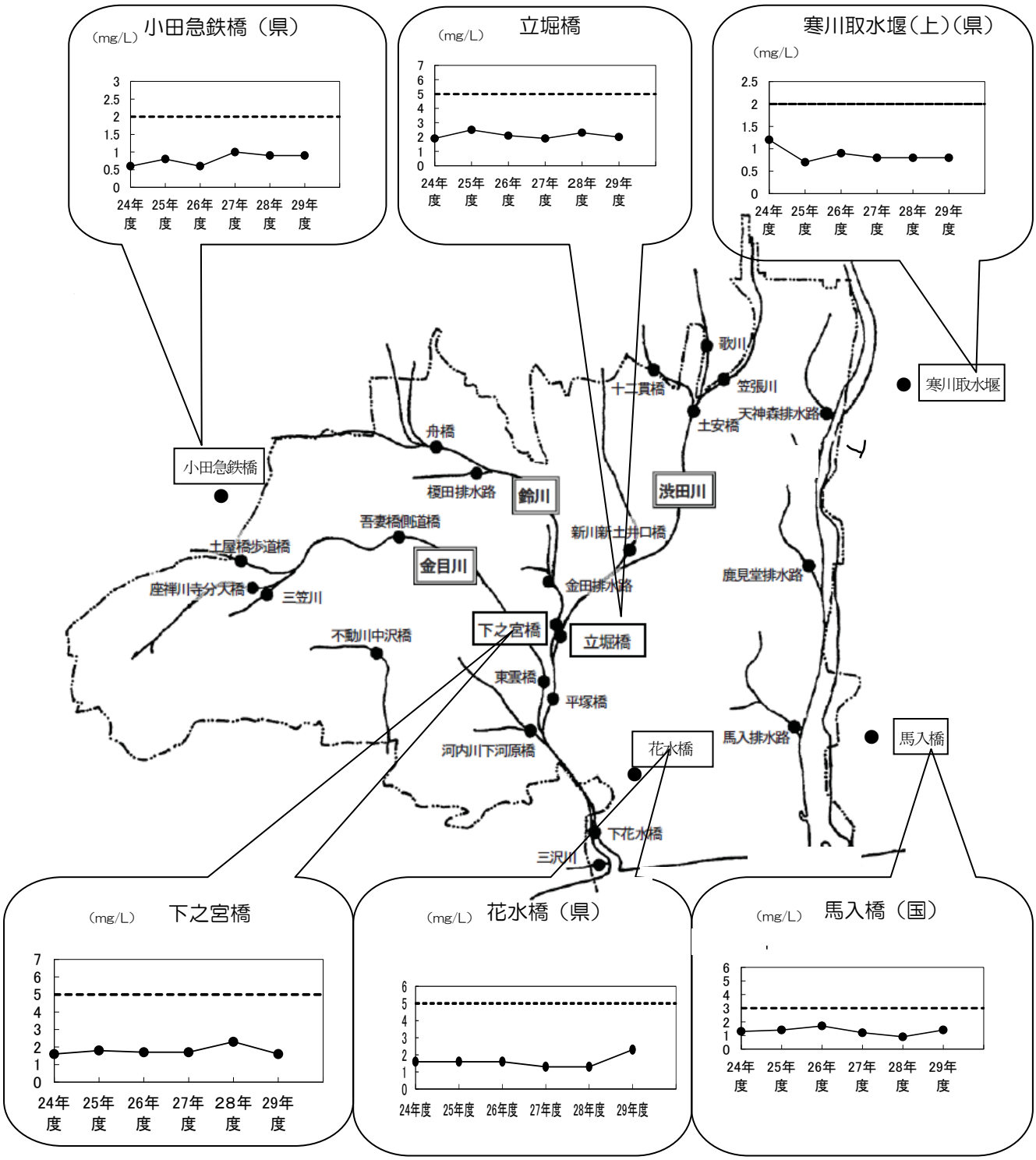

------ 環境基準

（注１）環境基準点及び環境補助点について、測定値を記載

（注２）地名のみが記載された地点は、市が環境測定を実施している地点

測定データ：「平成２９年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」から引用

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_02443.html

２ 安全な生活環境の確保に向けた市の取組

（１）大気環境の保全対策

ア 事業活動に伴う大気汚染の防止対策

本市では、自動測定機等により、大気環境測定を実施しています。また、発生源対策として大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対して指導等を実施しています。平成２９年度は環境月間立入調査、冬季の立入調査を行い、測定結果等の確認及び指導を実施しました。また、苦情発生時、アスベスト排出工事などの立入調査(１２９件)・指導等を実施しました。

■大気常時監視測定局

1	神田小学校	田村 6-1-1
2	大野公民館	東真土 2-12-1
3	松原歩道橋	天沼 2-5
4	花水小学校	龍城ケ丘 5-62
5	旭小学校	河内 307

イ 自動車利用に伴う大気汚染の防止対策

本市の率先行動として、庁用自動車に低公害車の導入を進めています。

（２）水環境の保全対策の推進

ア 生活排水の適正な処理

公共下水道は、衛生面や水質汚濁防止の面から都市環境整備の重要な役割を担っています。本市では、昭和 39 年に第１期工事を開始して以来、人口密集地から順次整備し、平成２９年度末現在の普及率は、下水道整備区域の人口比で９６．７％となっています。将来的に下水道計画のない区域については、農業集落排水や合併処理浄化槽で生活排水を処理します。公共下水道や農業集落排水では、水洗化を促進するため排水設備工事費の助成や個別訪問等を実施し、合併処理浄化槽では、設置及び維持管理費用の助成を行い、神奈川県が進めている「神奈川県生活排水処理施設整備構想(生活排水処理１００％計画)」と連動した施策を推進しています。

イ 事業活動に伴う排水の適正な処理

工場等による排水については、水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入調査・指導等を実施するほか、自主測定の結果についても立入調査により確認し、必要に応じ指導を実施しています。

畜産系排水については、排水設備の維持管理や更新を適切に行っていくことが望ましく、家畜排せつ物処理施設等の改修にかかる費用の一部を補助しています。

（３）化学物質対策

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、事業者に対し、化学物質の使用履歴と管理体制の把握を促進するため、化学物質の自主的な管理状況の報告を本市に提出することを義務付けています。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）による化学物質の排出量等の届出制度（ＰＲＴＲ）のデータ提供を神奈川県から受け、ウェブサイトにて情報提供しています。

有害性の高いダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県と協力して環境汚染状況調査を実施しています。平成２９年度の大気調査は、神奈川県が平塚市博物館、本市が城島小学校と岡崎小学校で実施し、全地点で環境基準を達成しました。

（４）土壌汚染、地下水汚染への対応

土壌汚染による人の健康被害を防止するため、土壌汚染対策法が施行されています。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例においても、特定有害物質使用事業所を廃止しようとする時や土地の区画形質の変更を実施する時には土壌調査等の実施が義務づけられています。本市では、これらの法律等に基づいた指導を行っています。また、工場・事業場の汚染浄化対策の効果確認のため、地下水調査を実施しています。

（５）騒音・振動への対応

本市では、自動車や新幹線による騒音・振動の監視測定を行っています。また、工場・事業場から発生する騒音・振動については、騒音規制法・振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適宜助言を行っています。

■平成 29 年度自動車騒音常時監視測定地点

1	一般国道１号	馬入本町15-15
2	一般国道１号	榎木町4-35
3	一般国道１号	平塚二丁目18-18
4	一般国道134号	千石河岸56-5
5	一般国道134号	虹ケ浜8-4
6	一般国道134号	唐ケ原15-5
7	県道平塚伊勢原線	桃浜町34-40-2
8	県道平塚伊勢原線	見附町37-12

（６）悪臭への対応

本市では、悪臭防止法に基づく臭気指数規制が適用されています。

悪臭の苦情があった場合は、現地調査で発生源を特定し、必要に応じて立入調査や臭気指数測定等を行いながら、事業所への指導を実施しています。

（７）地盤沈下の防止

地盤沈下現象を把握するため、精密水準測量（水準点数４３地点及び観測井戸４か所７地点の計５０地点、測量延長３０.０ｋｍ）及び観測井による地下水位を測定しました。また、開発事業における地下水利用の規制指導や新規に井戸を設置する場合の行政指導を実施しています。

■平成 29 年度自動車騒音・振動測定地点

1	県道平塚秦野線（南原）
2	一般国道１号（天沼）
3	一般国道１２９号（田村①）
4	県道藤沢平塚線（田村②）
5	県道平塚秦野線（南金目）
6	幹道15号吉沢土屋線（上吉沢）

第２章　自然環境分野

１　自然環境の現状

■「自然環境」にかかわる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	２９年度目標	２９年度実績
自然についての展示、講座、観察会等の実施・参加人数	２２５人	３２６人
市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進・里山保全活動の活動回数・参加人数	１０回 ３９０人	９回 ４７８人
援農ボランティアの促進・援農ボランティアのマッチング実績数	１０件	９件
市民農園の利用促進・市民農園の利用率	９５％	９４％
農業理解の促進・地産地消イベント来場者数	６０，０００人	８１，２９１人

（１）西部丘陵地域の環境

吉沢地区から土屋地区にかけての西部丘陵には、まとまったみどりが広がり、貴重な自然環境が残されています。その一方で、人の手が入らなくなったことで里山の荒廃や、開発が進むなど、自然環境保全のための施策が必要となっています。

本市では、平成１６年度と１７年度の２年間にわたって西部丘陵地域の自然環境実態調査を行い、「平塚市自然環境評価書（総合評価編）」をまとめました。生物の多様性、生物の生息環境としての質、景観、人とのふれあいなどの点から総合的に評価を行った結果、座禅川上流、鷹取山山麓、神奈川大学周辺が総合評価でＡ評価となりました（２１頁参照）。

この評価書に基づき、西部丘陵地域の自然を保全・再生していくため、土屋頭無地区の山林の一部を自然環境復元モデル地域と位置づけ、市民の理解と協力を得ながら重点的に整備復元を進めています。

（２）水辺の環境

平塚海岸は、自然の砂浜が広がり、海岸砂防林としてクロマツ林が続いています。「平塚砂丘の夕映え」は平塚八景に数えられており、平塚を代表する景観となっています。砂浜には、ハマヒルガオやコウボウムギなどの植物や砂地性の昆虫が見られ、砂丘特有の生物相を形成しています。また、市内には、相模川、金目川、鈴川、渋田川などの河川があります。相模川には、ヨシ、オギの草地などの自然が残されている一方で、河口部では、かつて発達していた干潟が消失し、渡来するシギ･チドリ類の種類や数が激減しています。

（３）農地の環境

本市では、県下一位の収穫量を誇る稲作をはじめ、東京・横浜など大消費地の近郊という地の利を生かした野菜や花き栽培、畜産などが活発に行われています。

西部丘陵地域の畑地や谷戸田、相模川・金目川・鈴川・渋田川沿いに広がる田畑は、食糧供給の場であるだけでなく、大気の浄化や、多様な生物のすみかとなるなど、さまざまな機能を有しています。近年は、農家数の減少、農業従事者の高齢化、後継者不足、さらには有害鳥獣による被害等により、農地の維持が難しくなっています。また、農薬や化学肥料の使用抑制、農業廃棄物の適正処理等の環境に対する配慮や荒廃農地の解消など、新たな時代への対応も求められています。

■ 西部丘陵地域自然環境評価（総合評価編）の概要

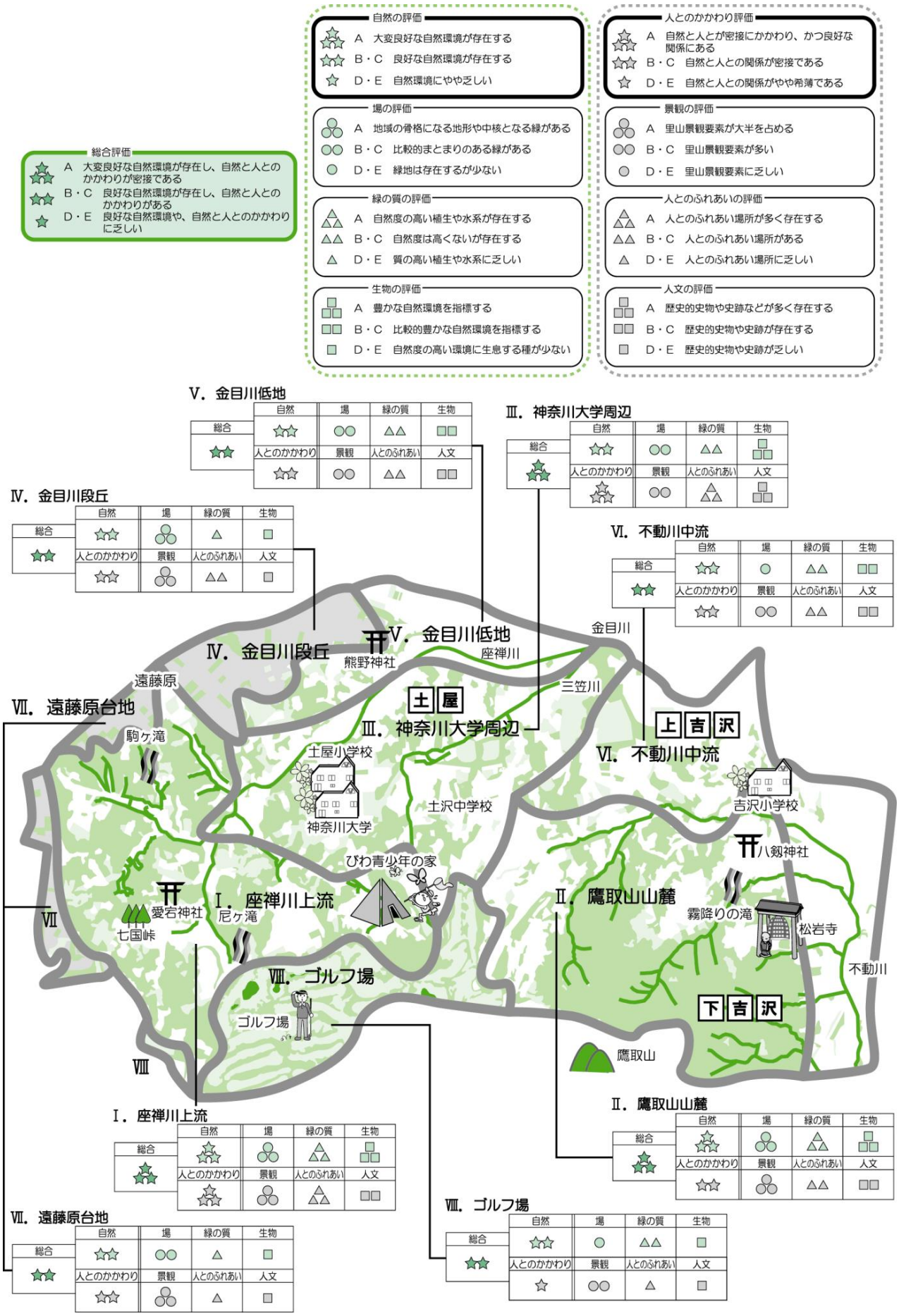

２　自然環境の保全・再生に向けた市の取組

（１）生物多様性の保全

多様な生き物が集まり、森や河川など多様な生態系が形成され、相互につながりを持ちながら生活をしています。本市では、貴重な生物の生息が確認されている一方で、外来種の侵入、都市化による影響など、生物多様性の低下が危惧されることから、生物多様性の保全に向け、自然環境のあるべき姿やとるべき対策など基本的な方針等の整理のため、情報収集等を行っています。

（２）里山の自然

ア　里山保全モデル地区

里山らしさがよく残された西部丘陵地域の自然を保全・再生するため、土屋頭無地区の山林の一部を里山保全モデル地区に指定しました。里山保全モデル地区では、市民ボランティアや地域の人などと散策路の整備、倒木の裁断、間伐、下草刈などによる里山の整備事業を実施しています。

整備前

整備後

里山保全モデル地区

里山保全モデル地区の概要

場　　所：平塚市土屋字頭無地区

面　　積：10,510 ㎡（平成 29年度末現在）の土地を地権者から市が借り受けています。

環境状況：かつて、国蝶であるオオムラサキの生息が観察されていましたが、近年発見の事例がありません。整備を続けたことで、良好な環境であることの指標となる植物がみられるようになりました。今後も継続的に整備を実施することでオオムラサキが再び生息する里山を目指します。

イ　里山の自然とのふれあい

市民活動団体の協力のもと、里山の整備や米づくりなど、里山の保全・再生活動を体験する「平塚市民・大学交流事業『市民と大学生による里地里山再生プロジェクト』」や、子どもたちが里山ならではの遊びや生き物観察を通して里山のすばらしさや保全・再生することの重要性を理解することを目的とした「夏休みこども環境教室『里山編』」を開催しています。

里山体験フィールド

（３）水辺の自然

ア　水辺の自然環境の保全・再生

河川や海岸の美化活動・緑化活動に対して支援を行うなど、市民活動団体との連携強化を図りつつ、水辺の自然環境の保全・再生に向けた取組を進めています。

河内川では、市民、県、市の協働により、地域住民が水辺の自然と親しめる川づくりが進められており、アジサイの植栽支援なども行っています。

イシックス馬入のお花畑

相模川では、イシックス馬入のお花畑において、「馬入花畑の会」と協力してポピーやコスモス

をはじめ季節の花を咲かせているほか、事業所で組織された平塚地区環境対策協議会や地元小学生とともにチューリップの球根の植栽や河川敷清掃を実施しています。また、市民、国、市が協働し、豊かな水辺の自然環境にふれあえる空間づくりをめざし、「馬入水辺の楽校」が運営されています。

相模湾では、漁場の底質の改善と魚類等の生息環境の向上のために、海底耕うんを実施しています。

イ 川や海とのふれあい

川や海に恵まれた本市の自然環境を生かし、川や海とのふれあいを推進しています。「馬入水辺の楽校」では、子どもたちの遊びや自然体験の場として、イベントなどを実施しています。

また、地元小学生によるヒラメの稚魚放流を支援するなど、川や海に親しむ機会を提供しています。

（4）農地の保全と活用

ア 農業の活性化の推進

農業者の高齢化など後継者不足が進行する中、農業の活力を維持し、優良な農地の保全を図るため、担い手の育成・支援に取り組んでいます。

● 担い手育成事業

農業生産環境の充実を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営をめざす農業者への支援をとおして農業経営改善計画認定推進活動を実施しています。また、「農業支援ワンストップ相談窓口」を設置し、農業者からの営農相談や、農地の貸借などの相談について関係機関が連携して、担い手の育成・支援に取り組んでいます。

● 援農ボランティア事業

農家の農作業を手助けするボランティアを募り、人手が必要な農業者とのマッチングを行い、農家へ派遣する援農ボランティア事業を実施しています。

● 農地の貸し借りの促進

農業者の高齢化・担い手不足により遊休農地が増加しています。農地の利用集積、遊休農地の発生防止・解消を図ることを目的に、農地を貸したい・借りたいという農家双方の仲立ちをして貸し借り促進の事業を行っています。

イ 環境に配慮した農業

県や湘南農業協同組合等の関係機関と連携し、生物農薬や有機肥料等の取組事例の情報提供などを通じて減農薬・低農薬の意識の普及啓発に努める耕畜連携事業を実施しています。また、家畜排せつ物の適正な処理と有効活用を図るため、家畜排せつ物処理施設等の改修に対する補助を実施しているほか、自然環境に配慮した農業基盤の整備を行っています。

ウ 市民と農業とのふれあい

市民農園や農業体験を通じ、市民と農業とのふれあいを促進するため、市民農園の整備を進めています。

● 市民農園整備

平成７年度から市民農園を開設し、整備を進めています。平成２９年度末現在では、22 園（1,154 区画）を開設しています。

■ 市民農園一覧

①	岡崎土部市民農園第１	岡崎３７４６－１
②	田村市民農園	田村１丁目４６５２
③	豊田市民農園	豊田打間木６２０－１
④	根坂間市民農園	根坂間１２－１
⑤	万田市民農園	万田８３３
⑥	北金目市民農園第１	北金目８９９
⑦	南豊田市民農園	南豊田２６８－１
⑧	南豊田古川市民農園	南豊田５１３－１
⑨	岡崎土部市民農園第２	岡崎３６２４－１
⑩	北金目市民農園第２	北金目８９６－１
⑪	北豊田市民農園	北豊田１２６－１
⑫	南豊田古川市民農園第２	南豊田５７４－１
⑬	東豊田市民農園	東豊田４９６－１
⑭	まとい市民農園	纏４１４
⑮	岡崎下ノ坪市民農園	岡崎字下ノ坪５５－１
⑯	千須谷市民農園	千須谷寺ノ上２６－１
⑰	豊田小嶺市民農園	東豊田２８３
⑱	飯島市民農園	飯島５４
⑲	金田市民農園 マイ菜ファーム	寺田縄４５７－１
⑳	吉沢市民農園	上吉沢３９
㉑	西真土市民農園	西真土４丁目８３６－１
㉒	小鍋島市民農園	小鍋島４９３－１

● ひらつか花アグリの整備・推進事業

市民が農業に親しむ場として、情報発信・直売機能、大型市民農園機能などを併せ持つ「ひらつか花アグリ」の整備を進め、平成 22 年１月から同年４月に順次開設しました。

開設後、県や市、花菜ガーデン及び湘南農業協同組合等で組織した「ひらつか花アグリ事業者連絡会」において、広報活動や具体的な検討・調整を行い、農業理解及び農業振興を推進する事業展開を行っています。

ひらつか花アグリの概要

ひらつか花アグリとは、園芸や農業を体感・体験できるエリアの総称です。春・秋のバラをはじめとした四季折々の花に囲まれて、園芸や農業を学ぶことができる「花菜ガーデン」、地元の新鮮野菜や果実、平塚漁港で水揚げされた魚、地元の農作物を使ったジェラート等を販売する大型農産物直売所「あさつゆ広場」、周辺のイチゴ農家による収穫体験農園「湘南いちご狩りセンター」、農業相談ができる「農の体験・交流館」、市民農園「マイ菜ファーム」で構成されていて、エリア全体で農の魅力を発信し農業の理解促進を図っています。

エ 地産地消の促進

● 地産地消の促進

地場農水産物に関する情報発信やイベントでの PR に努めるとともに、学校給食における地場農水産物の活用を推進しています。

平成２９年度は、平塚産農産物ＰＲキャラクター「ベジ太」の絵本や着ぐるみを活用して平塚産農産物をＰＲしたほか、野菜づくり体験や魚のさばき方教室等の体験事業を通じて地産地消を推進しました。

学校給食では、平塚産農水産物を積極的に使用しています。平塚産農産物を使用した献立の日には、全小学校で給食配膳ワゴンにベジ太ポスターを掲示し、平塚産品使用をＰＲしました。

● 地場産業の振興

本市と湘南ひらつかふれあいマーケット出店者会との協働により開催する湘南ひらつかふれあいマーケット（朝市）等において、平塚で生産された農産物、とれたての魚、湘南ひらつか名産品などを販売しました。

また、市内外のイベント等で湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行いました。

湘南ひらつかふれあいマーケット

第３章　都市環境分野

１ 都市環境の現状

■「都市環境」にかかわる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	２９年度目標	２９年度実績
花とみどりのまちづくりの推進・花苗の配布箇所数	４０箇所	４０箇所
花の名所づくり・花の名所箇所数	１１箇所	１１箇所
土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民と連携したまちづくりの推進・土地区画整理事業の進捗率	―	―
自転車通行帯の整備・平塚駅３㎞圏の自転車ネットワーク整備率	１８％	１８％
クール・タウンの普及啓発の実施・みどりのカーテンコンテスト応募者数応募件数（個人・団体）	25 件	３６件

（１）公園緑地

公園や緑地は、身近なところで人と自然がふれあうことができるだけでなく、災害時の一次避難場所としての位置付けなど、防災面でも重要な役割を果たします。本市の都市公園の面積は、平成２９年度末現在１４１.６７ha であり、徐々に増加しています。

◆◆公園整備状況◆◆

公園種別	箇所数	面積
街区公園	２１６箇所	27.43ha
近隣公園	１３箇所	16.30ha
総合公園	２箇所	42.59ha
運動公園	１箇所	10.04ha
風致公園	１箇所	23.94ha
墓　　園	１箇所	10.40ha
都市緑地	42 箇所	8.63ha
緑　　道	４箇所	2.34ha

（２）まちの美化

快適な生活を守り、豊かで暮らしやすい社会をつくるため、平成 18 年 10 月に「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」を施行しました。この条例では、空き缶やたばこのポイ捨て、ペットのふんの放置等を禁止行為とするなど、清潔なまちづくりに向けたルールを定めるとともに、市民・事業者・市の協働で取組を推進することとしています。「クリーンひらつか指導員」や「クリーンひらつか推進員」の活動を通じて条例の周知・徹底を図るとともに、地域の自主的な美化活動を促進するため、「美化推進モデル地区」を指定し、活動の支援を行っています。

２ 快適な都市環境の保全・創造に向けた市の取組

（１）みどりのネットワークの形成

ア 拠点となるみどりの確保

本市では、平成 22 年３月に「平塚市緑の基本計画（第２次）」を策定しました。この計画に基づき、身近なみどりを増やすため、公園の整備や緑化運動等を推進しています。

公園が清潔で市民の憩いの場として機能するように、職員の管理作業や業者への業務委託により対応していますが、公園数も増加していることから、地域住民等により公園愛護会を結成していただき、地域の財産である公園への愛護活動の積極的な参加を促進しています。

イ みどりのつながりの確保

● 公共施設や地域のみどり

公共施設に緑化の推進を図るために、花苗を配布しています。また、花とみどりのモデル地区である八重咲町自治会に花苗を提供し、地域住民の理解と協力を得ながら植栽及び管理を行っています。

花とみどりのモデル地区

● 生垣の設置と良好な樹木等の保全

身近に残された貴重なみどりを保全するため、保全樹等の指定と平塚市保全樹木等奨励交付金制度による維持管理費に対する助成を実施しています。また、生垣の設置を促進するため、平塚市いけがき設置奨励補助金制度による助成を実施しています。

■保全樹林等の指定状況

樹林	８箇所	48,245.22m^2
樹木	３２箇所	５４本
生垣	５箇所	268.20m

（２）市民や事業者による緑化活動の支援と促進

ア 緑化に関する普及啓発

緑化意識の高揚を図るため、毎年春に「平塚市緑化まつり」を開催しています。平成２９年度は、第４４回として４月２９日（土・祝）と４月３０日（日）の２日間、総合公園を会場に実施し、６２,０００人の来場がありました。また、多くの人に緑化について考えてもらうため、緑化ポスターコンクールや標語コンクールを開催しています。平成２９年度は緑化ポスターコンクールに４３５点、標語コンクールに９１０点の応募があり、ポスター作品の展示会には８２３人の来場がありました。

イ 市民の緑化活動に対する支援

みどり豊かなまちづくりのため、緑化モデル団体に対して花苗等の配布や助成制度等による活動支援、「平塚市緑化モデル団体連絡協議会」の設置による組織間の交流と連携を促進しています。また、地域の人たちにより自主的な清掃活動を行う公園愛護会に対して交付金による支援、総会や研修会の開催、会報誌の発行を行っています。

ウ 事業所等における緑化

平塚市まちづくり条例に基づき、事業所等の緑化を推進しています。

（３）さわやかで清潔なまちづくりの推進

ア 美化推進モデル地区

平成 18 年 10 月に施行した「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に基づいた美化推進モデル地区を指定しています。この美化推進モデル地区の制度は、自発的、自主的な美化活動に取り組む地域の申請に基づき、活動内容を審査した上で、その地域を美化推進モデル地区として指定し、活動内容に沿ったさまざまな支援を行う制度です。

■美化推進モデル地区

1	めぐみが丘地区自治会
2	花水地区クリーン平塚推進委員会
3	横内団地連合自治会環境部
4	湘南ひらつか・ゆるぎ地区
5	なでしこ地区自治会連絡協議会

モデル地区に指定した地域へ美化啓発用ちらしの作成や清掃道具の提供などによる支援を行うとともに、地域内に設置した看板によってモラル向上を呼びかけるなど、地域の課題解決に向けた支援を行っています。

イ 地域における美化活動

本市における美化意識の高揚と美化運動を推進するために、地区美化推進委員の活動に対する支援を行うとともに、まちぐるみ大清掃や「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に定められたポイ捨て等を防止するため、各種団体の協力を得てキャンペーンを実施し、清潔なまちづくりに向けた啓発を行っています。

路上喫煙禁止区域

平成 22 年 4 月から路上喫煙禁止区域が平塚駅南口周辺にも広がりました。

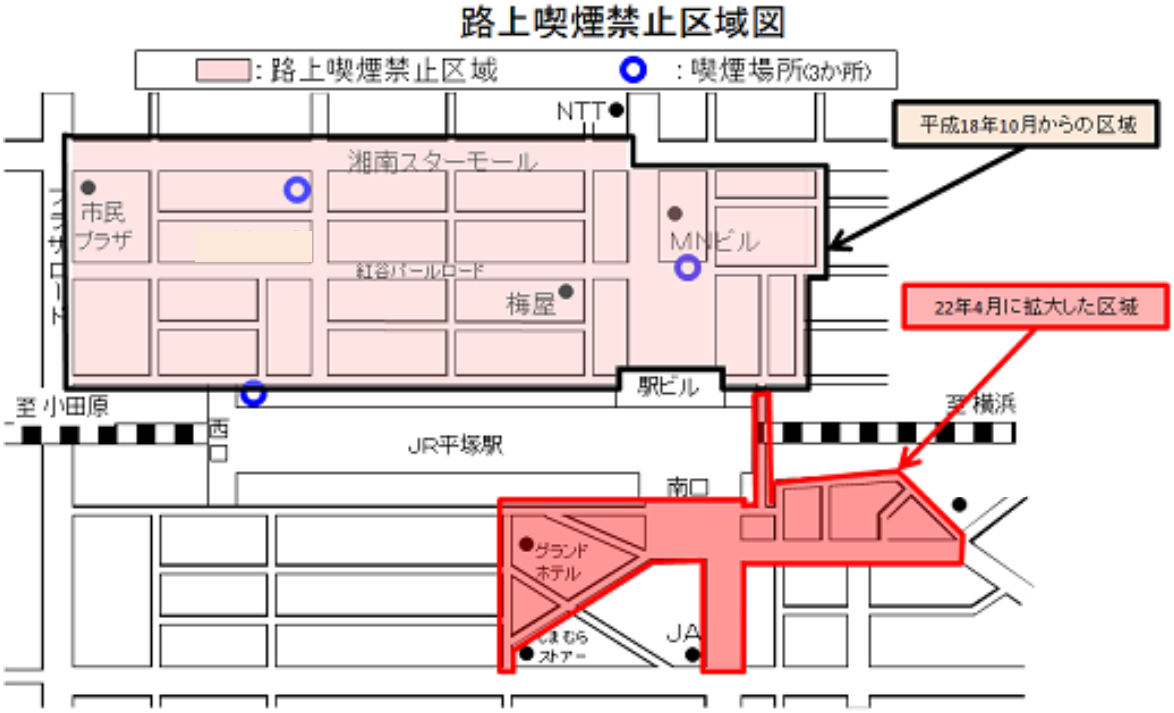

ウ ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進

登録や狂犬病予防注射、飼い主のマナーの啓発をするため、犬猫の譲渡会と犬の飼い主を対象としたマナー教室を開催し、平成２９年度は３６人が参加しました。

地域猫活動の取組を促進するため、野良猫問題が発生している地域で説明会を実施しました。また、野良猫の不妊・去勢手術に対して補助金を交付しました。平成２９年度はオス２４６匹、メス２９３匹の野良猫の不妊・去勢手術に対して補助を行い、６か所の自治会に地域猫の説明を行いました。

（４）平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

ア 景観づくり

景観重点区域「海へのシンボル軸」
なぎさプロムナードの様子

平塚らしい良好な景観づくりを一層促進するため、景観法に基づく諸制度を盛り込んだ「平塚市景観計画」を平成２０年１２月に策定するとともに、景観法の規定に基づく手続きや平塚市景観計画の推進のために必要な事項を定めた「平塚市景観条例」を平成２０年１２月に制定し、共に平成２１年４月から施行しています。

平成２９年度は、同計画・条例の周知を行うとともに、景観パネル展や私が好きなまちかどスケッチ展などを通じて、景観啓発を行いました。民間事業者及び公共施設整備等に対しては、「景観ガイドライン」や「公共施設景観ガイドライン」に基づき、景観の事前相談及び協議を行いました。

また、本市西部地域の貴重な自然環境や地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、「湘南ひらつか・ゆるぎ地区の活性化に向けた協議会」が主催する活動に参加するとともに、東京農業大学が主催する地域再生研究部会フォーラムに参加しました。

平塚市景観計画

本市は、豊かな自然、長い歴史のなかでつくられてきたまちの姿、人々の暮らしが彩るまちの表情など、魅力的な景観に恵まれたまちです。平塚市景観計画は、このような多様な景観の良さを、多くの取組から、より魅力的に伸ばしていこうという計画です。景観類型や景観要素の特性を生かした景観づくりを進めることで、平塚らしい景観の創出をめざします。

《多面的な景観づくりの枠組みと推進体制》

①景観法のしくみを活用し、景観に与える影響の大きい行為について届出制度による良好な景観づくりを進める
②景観づくりを先導的に進めていく景観重点区域の取組を始め、地域の特性をいかした景観づくりを進める
③景観づくりの方向性や関連情報をまとめた景観要素シートを活用し、一人ひとりが景観づくりの活動を積み重ね、身近な景観要素から景観づくりを進める
④平塚らしい良好な景観づくりを進めるため、景観審議会などの第三者機関をはじめ、市民・事業者・行政が連携した推進体制を整備する

平塚市景観条例

平塚市景観条例は、平塚らしい個性的で魅力ある景観の実現を図ることを目的とし、景観法の規定に基づく手続や、景観重点区域内で建築物の建築などを行う場合の手続き、良好な景観づくりを進めるための市・市民・事業者の責務、景観重点区域の指定、景観審議会の設置などを定めています。

イ 屋外広告物

本市の地域特性に応じた良好な景観の形成、風致の維持、公衆の危害の防止を図るために平成24年12月に平塚市屋外広告物条例を制定し、平成25年７月１日に施行しました。まちの美観を保つため、道路上のはり紙や立看板などの違反屋外広告物について、商店会、自治会、ＰＴＡなどの協力員と協働して除却活動を行っています。

ウ 建築・開発の誘導

本市では、平成20年7月から「平塚市まちづくり条例」を施行しており、建物の建築、道路や公園の整備、緑の創出などの「まちづくり」について、建物の建て方、道路や公園の整備の方法、塀のつくり方など、協働のまちづくりのルールや都市計画法に基づく都市計画の提案手続き、開発事業に伴う手続きや基準などを総合的に定めています。

エ 平塚らしい景観の保全と活用

平塚八景やハイキングコース等を快適に利用できるよう、清掃や修繕を実施しています。また、活用を図るため、観光パンフレットを作成しPRを行っています。

歴史的建造物の保存と活用を図るため、移築復元工事・整備を進めた旧横浜ゴム平塚製造所記念館が八幡山公園内に平成２１年４月に開館し、平成２９年度は歴史講座、文化講座や音楽演奏会、利用団体による活動成果発表会などを開催しました。

また、金目エコミュージアム推進委員会は、ガイドボランティア活動、自然に親しみ体験することができるイベントを開催し、自然や歴史、文化財の保全と活用を進めています。

（５）環境共生モデル都市の形成

東海道新幹線新駅誘致地区を中心に、相模川を挟む本市と寒川町の東西両地区を一体化したまちづくりとしてツインシティの整備を進めています。整備にあたっては、環境に対する負荷の低減等に配慮した環境共生モデル都市をめざしています。

まちづくりの基盤整備については、平塚市ツインシティ大神地区土地区画整理組合により進められています。また、「環境と共生するまちづくり検討会」等において環境共生の取組についての研究・検討を行っています。

（６）交通の円滑化の推進

ア 総合的な交通計画

平成22年４月に策定した平塚市総合交通計画に基づき、高齢化の進行、人口減少社会の到来、地球環境の保全に向け、各交通機関の連携、関係者との協働のもと、交通の円滑化と環境に対する負荷の低減を図るため、道路網、鉄道網、バス網、自転車の利用促進や各交通機関の適切な役割分担、周辺環境にも配慮した交通施設整備などの総合的な交通計画の検討を行っています。

イ 交通による環境負荷の低減

交通の円滑化や環境に対する負荷の低減を図るため、交差点の円滑化を推進するとともに、路線バス・鉄道の利用促進に向けた関係機関との協議を進めています。路線バスについては、神奈川県地域交通研究会に参加し、バス交通の活性化や生活路線の運行確保及び公共交通の連続性や利便性向上などについて情報交換を行いました。鉄道については、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議に参加し、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、商業関係者とともにＪＲなどの関係機関に要望活動を実施しました。

ウ 自転車の利用しやすいまちづくり

平塚駅桃浜町線や宝町通り線など、平塚駅周辺の路線に自転車通行位置の明示をおこない、自転車の走行環境を改善し、自転車の利用促進を図ることができました。

自転車等利用マナー向上の啓発事業を継続するとともに、放置自転車等の撤去徹底を実施しました。また、民間自転車等駐車場の補助の周知に努めました。

平塚駅桃浜町線

宝町通り線

（7）ヒートアイランド対策の推進

ア ヒートアイランドの防止

ヒートアイランド現象による気温上昇は、地球温暖化と相まって環境に大きな負荷を与えています。本市では、身近な公園緑地の整備を進めるとともに、ひらつかＣＯ$_2$ＣＯ$_2$（コツコツ）プランへの取組の呼びかけや、グリーンカーテンを普及するため、みどりのカーテンコンテストを開催しました。また、クールシェアスポットとして登録された公共施設にゴーヤ等によるグリーンカーテンを設置することで、ヒートアイランド対策の PR をしました。

みどりのカーテンコンテスト　団体の部
最優秀賞　南原公民館

第４章　地球環境分野

１ 地球環境の現状

■「地球環境」にかかわる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	２９年度目標	２９年度実績
日常生活における環境への配慮の取組の促進・コツコツプランの小中学生家庭の参加世帯の割合	４０％	３４％
クールシェアスポットの紹介・紹介している施設数	７施設	３４施設
家庭系ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発・市民一人当たりのごみ排出量	９０３ｇ	８８１ｇ
事業系ごみの排出ルールの徹底や事業者に対する指導・ごみの資源化率	26.5%	25.4%
クール・タウンの普及啓発の実施・みどりのカーテンコンテスト応募者数応募件数（個人・団体）	25 件	３６件

（１）地球温暖化の防止

近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、私たちは地球温暖化という地球規模の大きな問題に直面しています。温暖化の進行により、海水面の上昇や気候変動、動植物の生態系への影響等、私たちの生活への深刻な影響が懸念される中、地球温暖化対策に関する国際的な合意に向けた協議が進められています。未来を担う子どもたちに、美しい地球環境を引き継ぐためにも、今、温暖化防止に向けた行動を実践していくことが求められています。

本市では、地球温暖化対策に関する国による検討の状況や社会情勢、市民意識の変化等を踏まえて、地球温暖化対策実行計画を編入した平塚市環境基本計画（平成２９年度～平成３８年度）を平成２９年３月に策定しました。この計画に基づき、市域及び本市の事務・事業活動から排出される温室効果ガスの削減目標を定め、排出量を推計しています。

また、削減目標達成のために取組を設定し、市民や事業者に取組を呼びかけるとともに、取組を促進するための施策を実施していきます。

≪平塚市の温室効果ガス排出量の削減目標≫

平塚市環境基本計画（平成２９年度～平成３８年度）

平成３８年度（２０２６年度）における市内からの二酸化炭素排出量を平成２５年度（２０１３年度）の二酸化炭素排出量から１８．５%削減することをめざします。

◆◆平塚市域における平成２８年度二酸化炭素排出量◆◆

（単位：千ｔ－CO２）

		平成2年度 基準年	平成20年度 計画策定時	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度 ①	平成32年度 目標値②	※現状で求められる 削減量③（①－②）	
CO2 総排出量		1,935.9	1,775.2	1,844.7	1,745.8	1,810.3	1,452	358	-20%
部門別排出量	産業	1,167.7	795.9	719.2	684.3	809.6	613	197	-24%
	民生家庭	235.8	331.9	372.4	333.9	310.5	293	18	-6%
	民生業務	257.5	350.3	444.5	409.9	388.0	345	43	-11%
	運輸	241.8	258.5	269.8	273.6	259.5	171	89	-34%
	廃棄物	33.1	38.6	38.8	44.1	42.7	30	13	-30%

※削減量③は、小数点以下を四捨五入し掲載しています。

◆◆平塚市域からの二酸化炭素排出量の推移◆◆

（単位：千-CO2）

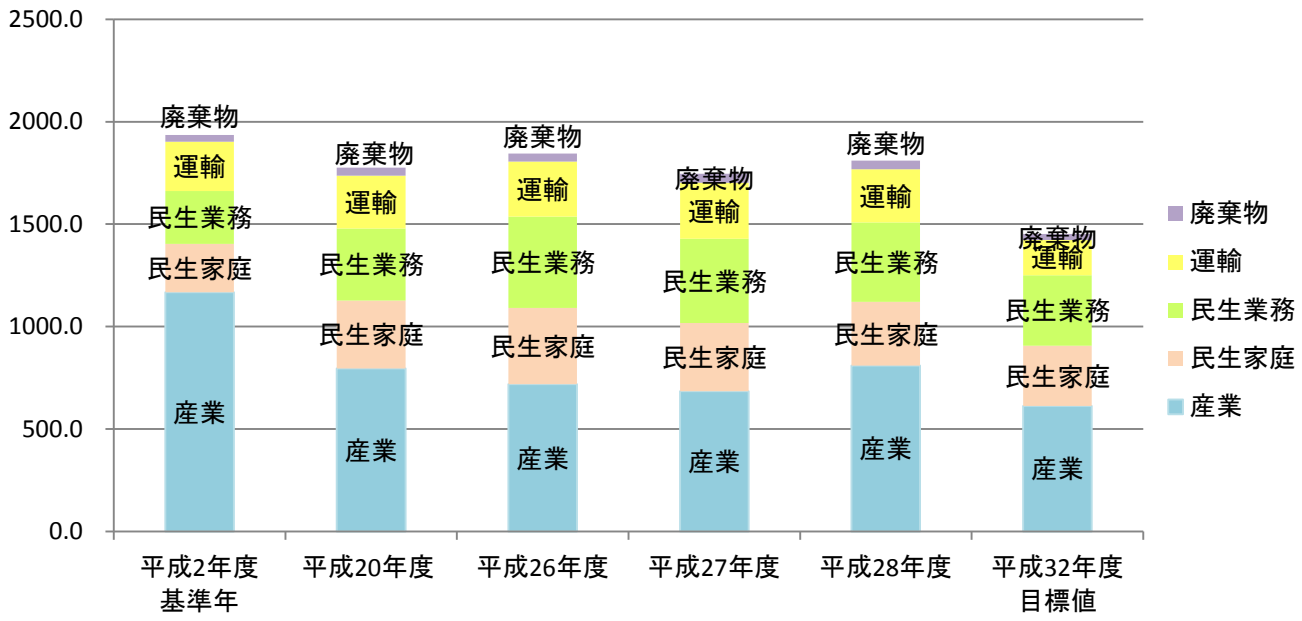

※表の二酸化炭素排出量は、前地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく数値です。平成 29 年度以降の排出量は、平成 29 年度から平成 38 年度を計画期間とする、現行の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき算定していきます。平成 29 年度の排出量は、算定基礎となるデータの収集の都合により、平成 30 年度環境年次報告書に掲載予定です。

平成２８年度の二酸化炭素排出量は１８１万３百トンで、平成２年度と比較して約１３万トン削減され、平成２７年度と比較して約６万トン増加しました。これは、平成２７年度と比べ、市内の製造品出荷額が増加し、産業部門の二酸化炭素排出量が増加したことが原因の１つとして考えれらます。部門別の二酸化炭素排出状況について、平成２７年度と比較して産業部門は増加していますが、民生家庭、民生業務、運輸、廃棄物の４部門は減少しています。

◆◆本市の事務事業（平塚市役所の業務）からの二酸化炭素排出量の推移◆◆

（単位：kg-CO2）

	H１８年度（基準年度）	H１９年度	H２０年度	H２１年度	H２２年度
電気	17,747,242	16,864,554	15,533,316	15,368,690	17,882,377
ガソリン	408,812	391,939	373,235	366,432	330,298
灯油	204,070	212,745	204,853	190,517	191,090
軽油	732,684	720,052	704,618	720,847	732,955
A重油	391,335	325,065	339,181	393,102	415,734
ＬＰＧ	57,374	62,082	40,335	55,182	54,078
都市ガス	4,071,966	5,027,208	4,523,625	4,485,429	4,640,226
一般廃棄物	16,903,820	13,411,354	15,844,649	14,458,920	11,370,935
合計	40,517,303	37,014,999	37,563,812	36,039,119	35,617,693

H２３年度	H２４年度	H２５年度	H２６年度	H２７年度	H２８年度	削減率（H１８年度比）
18,699,904	19,334,260	17,159,408	16,893,980	15,883,913	16,098,134	9.3%
307,613	314,956	326,301	315,471	327,533	300,626	26.5%
219,304	199,523	331,962	379,367	504,036	475,326	-132.9%
722,049	721,693	729,606	712,196	738,768	785,704	-7.2%
341,091	355,297	228,551	189,483	101,508	131,627	66.4%
46,813	45,425	57,801	44,692	44,041	61,019	-6.4%
4,498,122	4,623,584	4,277,733	4,362,170	4,148,433	3,929,211	3.5%
17,383,615	13,722,253	19,613,492	19,459,506	25,031,160	23,466,862	-38.8%
42,218,512	39,316,991	42,724,854	42,356,864	46,779,392	45,248,509	-11.7%

※表の二酸化炭素排出量は、前地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく数値です。平成 29 年度以降の排出量は、平成 29 年度から平成 38 年度を計画期間とする、現行の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき算定していきます。平成 29 年度の排出量は、算定基礎となるデータの収集の都合により、平成 30 年度環境年次報告書に掲載予定です。

2016 年度（平成 28 年度）の本市の事務事業（市役所の業務）に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は、45,249 トンで、平成 27 年度と比較して 1,531 トン減少しています。

平成 28 年度については、節電の取組等の結果、電力使用による二酸化炭素排出量は、基準年度比 27.7%の減少となりました。可燃ごみの焼却に伴う排出量については、基準年度比 38.8%の増加となりました。可燃ごみの焼却量は基準年度比で 15.5%削減されましたが、二酸化炭素の排出量は、可燃ごみに含まれるプラスチックの割合等によって変化するため、増加となりました。

全体の排出量は、基準年度（平成 18 年度）と比較して約 11.7%増となりました。

（２）再生可能エネルギー導入の推進

本市では、再生可能エネルギーに関する普及啓発事業等を実施することで、市民に再生可能エネルギーに関する情報を提供するとともに、公共施設に率先して再生可能エネルギーを導入し、普及を図ります。

温室効果ガスの削減のためにも、再生可能エネルギーの導入をより一層進めていく必要があります。

（３）ごみの減量化・資源化の推進

平塚市環境事業センター

平成 16 年４月に平塚市リサイクルプラザ（愛称くるりん）を開設し、空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック(プラクル)の資源化を行うとともに、ごみの減量化・資源化等への理解を深めるための啓発活動を行っています。

また、平成２５年１０月に稼働した環境事業センターは、高効率ごみ発電施設として環境負荷の少ないエネルギー利用を促進し、適正処理・処分の確保を達成することによって、循環型社会実現に貢献すべきものとして位置付けをしており、「安心・安全な処理体制の確保」、「低炭素社会実現への貢献」、「焼却残さの有効利用・最終処分量の低減」、「環境教育への貢献」、「効率性の確保」、「周辺環境・周辺地域への配慮」という６つのコンセプトを掲げ、運営を行っています。

今後も引き続き、循環型社会実現に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の「３Ｒ」を推進していきます。

２ 地球環境保全への貢献に向けた市の取組

（１）くらしや事業活動における環境への配慮

本市では、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減に向け、各家庭でできることから取り組んでいく「ひらつか CO_2CO_2（コツコツ）プラン」への参加の呼びかけや、地球温暖化対策のための「賢い選択」を促す「COOL　CHOICE（クールチョイス）ひらつか」等を実施することで、環境に配慮したくらしの普及を図っています。

ア クールチョイスひらつか

本市では、国が進める地球温暖化対策のための「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE（クールチョイス）」に賛同し、「COOL　CHOICE（クールチョイス）ひらつか」として、平成２９年度は「ひらつかクールシェア 2017」、「ライトダウンひらつか２０１７」、「エコ・クッキングコンテスト」を実施しました。

● ひらつかクールシェア２０１７

涼しく過ごせる市内の公共施設や民間施設などをクールシェアスポットとして紹介し、市民に利用していただくことで、家庭でのエアコンの使用を削減しました。

平成２９年度は、３４施設（民間１３施設、県２施設、市１９施設）をクールシェアスポットとして紹介しました。

● ライトダウンひらつか２０１７

市内の事業所や家庭に一斉消灯と星空の観察を呼び掛け、地球温暖化や過剰な照明の問題を考えてもらいました。

平成２９年度は、８月１７日（木）午後７時～８時３０分に市内一斉消灯を呼び掛け、市内の３１事業所等が協力宣言をしました。

● ひらつかエコ・クッキングコンテスト

買い物、下ごしらえ、調理、片付けなどの際に、ごみを出さないレシピや普段捨ててしまいがちな野菜の茎などを活用したレシピなど、環境に配慮した料理とその調理法（レシピ）を募集し、作品を通して普及啓発を行い、市民の地球温暖化対策への関心と理解を高めました。

平成２９年度は、８８点の応募があり、入賞作品１０点（最優秀賞１点、優秀賞・親子賞２点、特別賞１点、入賞６点）を決定しました。

ひらつかエコ・クッキングコンテスト　最優秀賞
「作りおきOK！ビーンズサラダ」

イ 環境に配慮した電力契約の推進

講演会等を通して、温室効果ガスの排出が少ない電力事業者など、環境に配慮した電力契約の普及啓発を行いました。

平成２９年度は、５月２７日（土）に電力自由化講演会、電力事業者相談会を実施し、３１人が参加しました。

ウ 電気自動車の充電設備の設置

地球温暖化対策の一環として、電気自動車の利用しやすい環境整備を進めるため、平塚市役所本館に電気自動車の充電器を設置し、平成３０年１月４日から利用を開始しました。

平塚市が設置した急速儒電気１基と、駐車場の管理運営会社が設置した普通充電器２基があり、そのうち急速充電器は、電力の地産地消を進めるため、平塚市環境事業センターでごみ焼却時に発生する熱を利用して発電した電力を供給しています。

市庁舎本館に設置された電気自動車用急速充電器

ひらつか CO_2CO_2（コツコツ）プラン

地球温暖化防止に向けた京都議定書が平成 17 年２月に発効し、ひとりでも多くの人が温暖化防止のために行動することが求められていることから、本市では、平成１７年８月から「ひらつか CO_2CO_2（コツコツ）プラン」を開始しました。

ひらつか CO_2CO_2（コツコツ）プランは、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の排出量削減をめざし、日常生活の中でできることから取り組むという運動です。平成２９年度は、一般家庭編は実施せず、小・中学生編に5,597 世帯の参加がありました。

◆◆これまでの参加実績（平成 17 年度～28 年度 延べ数）◆◆

世帯数	CO_2 削減量	削減効果
20,202 世帯	4,128.6 t	26,398 万円

◆◆ひらつか CO_2CO_2（コツコツ）プランの仕組み◆◆

取り組むメニューを決めましょう

小中学生編

行動メニューから、取り組む項目を ５ 個以上選びます。

↓

実行しましょう

選んだ行動メニューに従って取組をはじめ、１か月間続けます。

↓

提出しましょう

提出用紙に必要事項を記載し、環境政策課へ。

※行動メニュー等の詳細については、次のホームページをご覧ください。
http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_02479.html

補助金制度

本市では、身近な資源‘雨’を活用する雨水貯留槽施設・浄化槽転用雨水貯留槽施設の購入費用の一部を補助する事業を実施しました。

雨水タンク	補助対象施設 容量が 100 リットル以上あり、雨どいからの集水管、雨水貯留槽本体及び排水管で構成される施設 補助金額 雨水貯留槽本体購入価格の２分の１以内の額とし、30,000 円を限度とします
浄化槽転用雨水タンク	補助対象施設 公共下水道排水設備工事を実施する際、不用となる既設の浄化槽を雨水貯留槽に転用し、雨どいからの集水管、浄化槽本体、ポンプ設備(固定式)、散水設備及び排水管で構成される施設 補助金額 設置工事費用の２分の１以内の額とし、40,000 円を限度とします

※記載内容は、平成 29 年度の補助制度

エ 環境に配慮した事業活動の普及

環境に配慮した事業活動を促進するため、環境共生型企業懇話会の開催や、事業者の太陽光発電システム・省エネ機器等の導入に対する支援など、企業による環境への取組を支援しています。また、本市も一事業者として環境に配慮した率先行動を行っています。

本市の事業活動における環境への配慮としては、環境マネジメントシステムの運用や環境に配慮した公共施設の整備を推進しています。

（２）廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

ア 廃棄物の発生抑制・資源化の推進

関係団体と連携したごみ減量・資源化に向けた普及啓発や、リサイクルプラザを拠点とした再生家具の提供、「くるりんまつり」などのイベントの開催、包装の簡素化、買い物袋の持参を推進する平塚市ごみ減量化・資源化協力店制度のＰＲなどを行っています。レジ袋の削減に向けて、平成 20 年 11 月１日から、毎月１日を「マイバッグの日」として制定し、普及キャンペーンとして広く市民に買い物バッグを持っていくことを呼びかけています

湘南ひらつかマイバッグ

イ　廃棄物の適正処理の推進

平成22年5月から整備を進めてきた環境事業センターが平成25年10月から本格的に稼働し、焼却残さの全量を資源化しています。一市二町（平塚市、大磯町、二宮町）の広域化ごみ処理施設である当センターでは、環境に配慮したより効率的なごみ処理が可能となるとともに、ごみ焼却熱によって生み出された電力を有効利用するなど、循環型社会の実現に貢献していきます。

◆◆資源再生物・ごみの年間排出量の推移◆◆

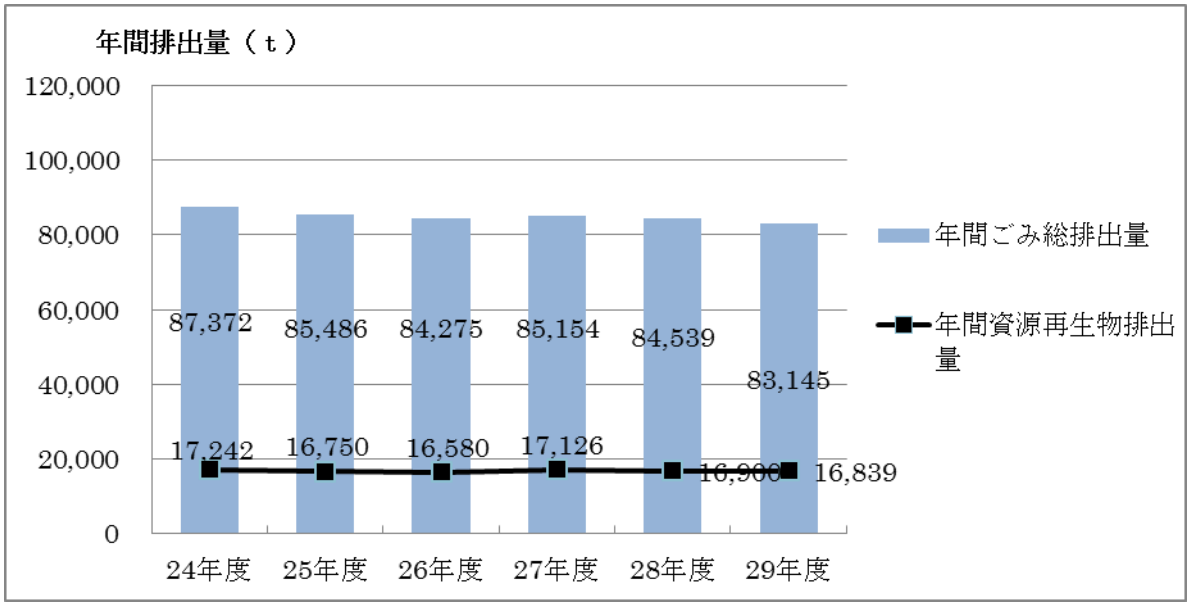

（３）不法投棄防止対策の推進

不法投棄の未然防止と早期発見のため、継続的なパトロールや看板の設置等による不法投棄防止に向けた普及啓発を実施しています。また、不法投棄物を見つけた場合には、新たな不法投棄物を招かないよう、不法投棄物の早期回収を実施するとともに、排出者の調査と指導を実施しています。

（４）市民活動との協働と広域的な連携による施策の推進

ごみ処理の問題、河川流域の環境保全、環境共生型モデル都市の形成に向けた取組について、関係する自治体や市民活動との連携・協働によって進めています。

ごみの分別にご協力ください

市内で出される〝可燃ごみ〟を調べると、約５割が紙・布類です。名刺以上の大きさの紙は、分別すれば再生紙などの資源になり、可燃ごみの量も減らせます。

《名刺サイズ》

第５章　環境保全活動等

１ 環境保全活動等の現状

■「環境保全活動等」にかかわる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	２９年度目標	２９年度実績
わかば環境ＩＳＯの推進・参加校・園数	５４校・園	５５校・園
市民活動団体等と連携した出前講座等の実施・講座開催回数	１０回	１１回
ひらつか環境ファンクラブの活動の促進・ひらつか環境ファンクラブ団体会員数	団体会員 ２７団体	団体会員 ２７団体

環境問題を解決し、豊かな環境を守り育てていくためには、環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する「環境市民」を増やし、取組を広げていくことが必要です。

市内では、学校や事業所、地域など、それぞれの場において環境教育や環境保全活動が進められています。幼稚園・小中学校では、「わかば環境 ISO」（学校版環境 ISO 制度）に沿って園ぐるみ・学校ぐるみで特色ある環境教育が進められています。事業所では、ISO14001 の認証取得などによる事業活動を通じた環境配慮の取組が行われています。地域では、市民活動団体による環境保全活動や、市民、事業者、行政による連携した活動が展開されています。また、環境保全活動を実践する市民が集まって組織される「ひらつか環境ファンクラブ」では、会員相互の情報交換や市民に向けた情報発信等を行っています。

本市では、環境教育の場の提供や各主体への情報提供などにより、「環境市民」の活動を促進するための支援を行っています。

２ 「環境市民」の活動促進に向けた市の取組

（１）幼稚園・小中学校などでの環境教育

ア わかば環境ＩＳＯ

「わかば環境 ISO」は、環境保全を目指し、身近な学校生活から園児・児童・生徒・教員等が園ぐるみ・学校ぐるみで環境にやさしい活動を継続して実践するための本市独自の制度です。すべての市立幼稚園・小中学校と、６園の私立幼稚園・２園の認定こども園で取組を進めています。園・学校では、国際規格である ISO14001 の環境マネジメントシステムを基本として、取り組むメニューを決め（Ｐ）、実行・実践（Ｄ）、結果の記録（Ｃ）をもとに、役割やメニューを定期的に見直し（Ａ）、毎年繰り返して取り組んでいます。

● 取組の推進

取組の内容は、共通メニュー（省資源、省エネ、ごみの減量化）と独自メニューがあり、園・学校ごとに自由に取り組むメニューを選びます。園・学校での取組を充実していくため、「学校担当者研修会」を活用した先進的な取組事例に関する情報提供や、発達段階に応じた取組の例としてホームページを活用して幼稚園や認定こども園、小中学校の取組を紹介しています。

■独自メニューの主な取組

グリーンカーテンの活用／エコ通信の発行／園地のビオトープ化／食農教育／ＩＳＯゴミ拾い運動／フラワーボランティアによる校内緑化推進／ペットボトルキャップの回収／裏紙回収ボックスの設置／マイはし・ゴミの持ち帰り運動／「振り返りカード」の活用／ＩＳＯレンジャーによる呼びかけ／スポーツゴミ拾いなど

● 評価・わかば証書の交付

平成 21 年度からは、制度の簡素化を図り、各園・学校ごとに依頼した評価者による評価を実施しています。学校担当者研修会やホームページ等を活用して情報交換をしています。また、３年に１度、各園・学校の代表者が出席していた認定証交付式に代わり、平成 21 年度から評価者による評価の結果を踏まえ、「わかば証書」を交付しています。平成２９年度は、５５校・園の小・中学校、幼稚園、認定こども園に証書が交付されました。幼稚園、認定こども園、小学校においては２～３年かけて、全園・校に事務局職員が訪問して直接交付します。

幼稚園での証書交付の様子

わかば環境ＩＳＯの仕組み

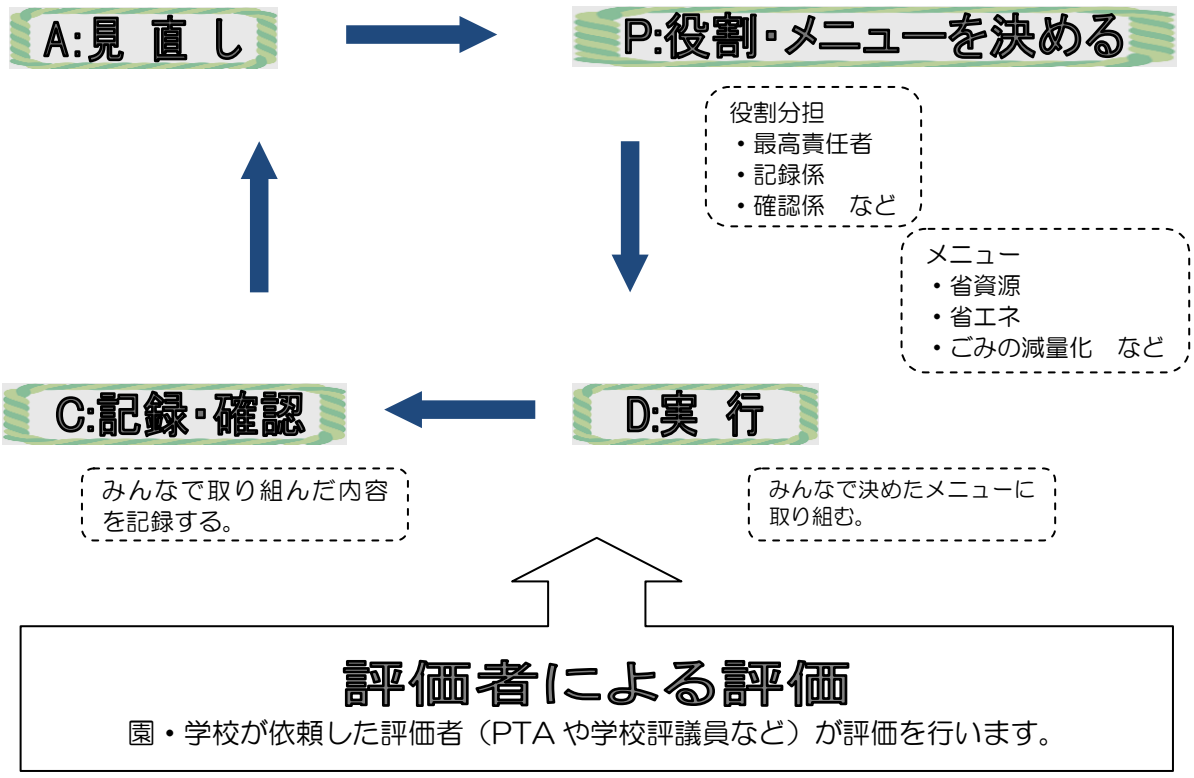

イ 保育園における環境への取組

七夕飾りやその他製作にペットボトルや牛乳パック等廃材を利用し、有効活用を進めています。また、ゴーヤ等を利用したみどりのカーテンの作製や、各クラスに燃えるごみ、プラクルのごみ箱を設置して分別を意識づけ、手洗いや水遊び時に節水を心がけるなど、園生活の中で子どもたちに資源の大切さを伝えています。さらに、園だよりや開放だより等で環境配慮行動に関する情報を発信したり、保護者参加の給食試食会ではマイ箸・マイ皿を持参してもらうなど、家庭に対しても環境配慮を呼びかけています。

（２）環境学習の充実に向けた取組

ア ごみ学級

小学校４年生を対象に、身近な問題である「ごみ」をテーマにした「ごみ学級」を毎年実施しています。ごみ学級は、ごみの分別などについて小学生が分かりやすく、関心を持てるよう、ごみ収集車の展示や環境事業センターの見学などを交えて開催しています。

「ごみ学級」の実施風景

イ 環境学習ガイドホームページ

学校教育における環境学習の促進に向けて、より多くの児童・生徒が環境問題に関心を持ち、知識を深めるための学びやすい仕組みづくりとして、平成 19 年度から「ひらつか環境学習ガイドホームページ」を公開しています。内容は、「生き物」、「川と水」、「空気」、「食べ物」、「ごみ」、「エネルギー」の６つのカテゴリーから環境問題を考えられるようになっており、本市の環境の現状についても分かりやすく解説しています。

ウ わたしたちの平塚

市内小学校の新３年生に小学校社会科副読本「わたしたちの平塚」を配布し、身近な環境に関する学習機会を提供しました。

エ 環境ポスター・作文コンクール

作品の創作等を通じて小・中学生の環境への関心を高めるため、「ひらつか環境ポスター・作文コンクール」を実施しています。平成２９年度は、環境ポスター（小学生低学年の部、小学生高学年の部、中学生の部）に２５８点、環境作文（中学生対象）に１０８編の作品が寄せられました。

※ 平成３０年度の最優秀賞作品を本冊子の表紙と裏表紙（内側）に掲載しています。

オ 環境学習講座等

子どもたちの環境への関心を高めるための取組として、地域の市民活動団体等と協力し、里山体験などをテーマとした「こども環境教室」を開催しています。また、びわ青少年の家や公民館、博物館の各施設では、「こども自然体験教室（びわっ子クラブ）」や「野鳥観察会」、「水田の生き物を見てみよう！」など、自然や環境について学べるさまざまな学習機会を提供しています。

水田の生き物を見てみよう！

■平成２９年度に実施した主な環境教室

◆こども環境教室　海岸編
内　容：相模湾の動植物についての講義、
海浜植物の観察、
流木・貝殻・シーグラスを使用した工作
実施日：平成２９年８月１９日（土）
参加者：１１人

◆こども環境教室 里山編
内　容：昆虫探し、竹細工教室、
里山遊び
実施日：平成２９年８月５日（土）
参加者：９１人

◆夏休み金目川の生き物観察会
内　容：水中に住む生き物調べ、みんなでつくる
ミニ水族館と魚とのふれあい、野外顕微鏡で
小さい生物をみてみよう
実施日：平成２９年７月３０日（土）
参加者：１３０人

◆エコキャンドル作り教室
内容：使用済み油からオリジナルろうそく
の作成、環境に関するクイズ
実施日：平成２９年８月１７日（木）
参加者：２７人

カ 出前講座

地球温暖化などの環境対策を分かりやすく学べる機会として、豊富な知識と経験を持つ「ひらつか環境ファンクラブ」の会員を講師として派遣する「環境・地球温暖化対策出前講座」を実施しています。学校や地域を対象に、平成２９年度は１１回開催し、３９２人が受講しました。

（３）市民の取組に対する支援

ア ひらつか環境ファンクラブ

「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境に興味がある人や活動を実践している人同士がネットワークを作り、知識や技術・体験などを会員同士や多くの市民と情報交換することを目的として発足しました。本市では、「ひらつか環境ファンクラブ」との協働により、環境教室や活動発表会などの環境啓発活動を実施しています。

環境ファンクラブの仕組み

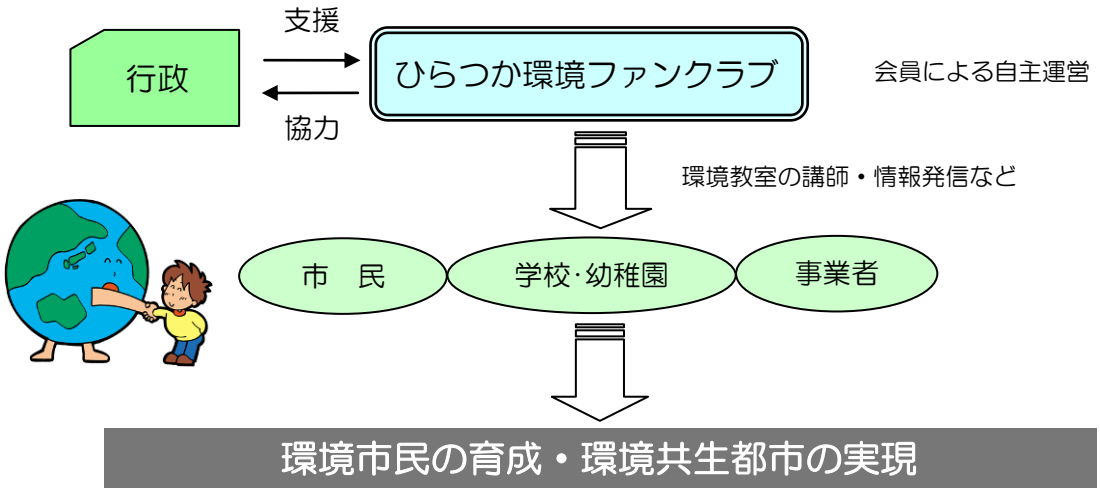

※活動の詳細等は、次のホームページをご覧ください。
http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_02467.html

● 会員構成

会員は、18 歳以上の個人か市内で活動している団体で、環境関係の有識者や実践者、環境に興味がある人を対象としており、身近なごみ問題から自然環境保全、地球温暖化対策など、さまざまな分野で活動している市民が登録されています。平成３０年３月末現在では、81 個人・２７団体が登録しています。

■ひらつか環境ファンクラブ団体会員（平成３０年３月末現在）

団体名	活動分野	団体名	活動分野
桂川・相模川流域協議会　相模川湘南地域協議会	自然環境	平塚をみがく会	都市環境
		ＮＰＯ法人環境デザインセンター	
金目川水系流域ネットワーク		環境にスマイル、ひらつか	
里山をよみがえらせる会		漂着物を拾う会	
そうびの会		ひらつかＥサービス	
馬入水辺の楽校の会		平塚市料理飲食業組合連合会	
エコ・ミュージアム金目まるごと博物館推進委員会		ごみを活かす会	
社会福祉法人 進和学園 しんわルネッサンス		石けんビレッジ	地球環境
土屋里地里山再生グループ		湘南地域行政モニターＯＢ会	
平岡幼稚園		ＮＰＯ法人かながわ天ぷら油回収センター	
神奈川県地球温暖化防止活動推進員平塚・大磯・二宮地区会		ＮＰＯ法人ひらつかエネルギーカフェ	
子供と親の環境教室「地球っ子ひろば」	環境教育	ＮＰＯ法人 WE21 ジャパンひらつか	
ＮＰＯ法人神奈川県環境学習リーダー会		PV-NET 神奈川地域交流会・PV 湘南	
ひらつかグリーンクラブ		ペットキャップリサイクル湘南	

● **活動内容**

平成２９年度は、多くの市民が環境活動に自ら率先して取り組むために環境市民を養成することを目的として環境市民講座を開催しました。また、「ひらつか環境フェア 2017」などで子どもや家族連れを対象とした環境教室や会員の活動を紹介したパネル展示を開催しました。

環境フェアでの環境教室の様子

イ 地域の環境保全を担う団体への支援

緑地や公園等の地域の緑化に取り組む緑化モデル団体、公園愛護会、地域の美化活動に取り組む地区美化推進委員会に対して、事業費の助成や研修会の開催、会報誌の発行やちらしの作成等、財政面・活動面からさまざまな支援をしています。

（4）企業の取組に対する支援

環境にやさしい企業活動の推進を目的とする企業が集まり、環境共生型企業懇話会を開催しています。講演会や施設見学会、環境への取組事例の紹介等、企業間の情報交換を通じて、企業の環境意識の維持・向上を図っています。本市では、この懇話会の開催を支援するとともに、講演会等の機会を利用し、市の環境政策への協力の依頼や公害関係法令に関する説明会を実施しています。

環境共生型企業懇話会の様子

第３部

平成 29 年度環境基本計画
事業実績及び評価

１　評価基準

２　施策分野ごとの評価

３　計画全体の評価

４　個別施策ごとの事業実績及び評価

１ 評価基準

<table>
<tr><td rowspan="8">評　価</td><td colspan="3">実績値、実施内容に対する評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価基準</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>数値目標がある場合</td><td>数値目標がない場合</td></tr>
<tr><td>達成率１００％超</td><td>目標を超える実績が得られた場合</td><td>５</td></tr>
<tr><td>達成率８０％以上
１００％以下</td><td>目標を達成した場合
目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合</td><td>４</td></tr>
<tr><td>達成率５０％以上
８０％未満</td><td>概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合</td><td>３</td></tr>
<tr><td>達成率１０％以上
５０％未満</td><td>あまり事業が進展せず、目標を達成できなかった場合</td><td>２</td></tr>
<tr><td>達成率１０％未満</td><td>目標値を著しく下回った場合
計画上事業を実施する予定であったが、実施できなかった場合</td><td>１</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>方針を変更又は廃止した場合
未実施又は実績等がでておらず評価できない場合</td><td>―</td></tr>
</table>

２ 施策分野ごとの評価

（１）安全な生活環境を確保します（生活環境分野）

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
1 安全な生活環境を確保します(生活環境分野)	4.1	1－1 大気環境・水環境を保全します	4.2	1 大気環境の保全対策の促進	4.5	①事業活動に伴う大気汚染防止対策の促進	4.0
						②大気汚染状況の監視測定等の実施	5.0
				2 水環境の保全対策の促進	4.0	①家庭からの生活排水の適正な処理の促進	3.5
						②事業活動に伴う排水の適正な処理の促進	4.0
						③水質汚濁状況の監視測定等の実施	5.0
		1－2 安全で快適な生活環境を確保します	4.0	1 化学物質対策の促進	4.0	①化学物質に関する情報収集・提供	4.0
						②化学物質対策の促進	4.0
				2 土壌汚染・地下水汚染への対応	4.0	①土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	4.0
						②地下水汚染状況の監視測定の実施、汚染浄化対策効果の確認	4.0
				3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組	4.0	①自動車や新幹線による騒音・振動への対応	4.0
						②工場・事業場に対する規制・指導の実施	4.0
						③悪臭への対応	4.0
						④地盤沈下の防止	4.0

施策No.	個別施策	評価
1	工場・事業場に対する指導等の実施	4
2	大気汚染状況の監視測定等の実施**※重点施策**	5
3	合併処理浄化槽の設置促進	3
4	水洗化の促進	4
5	工場・事業場に対する指導等の実施	4
6	水質汚濁状況の監視測定等の実施	5
7	化学物質に関する情報収集・提供	4
8	化学物質の適正管理の促進	4
9	ダイオキシン類対策の促進	4
10	土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	4
11	地下水汚染状況の監視測定の実施	4
12	工場・事業場の汚染対策効果確認調査の実施	4
13	自動車や新幹線による騒音・振動への対応	4
14	工場・事業場に対する規制・指導等の実施	4
15	臭気指数規制による悪臭への対応の充実	4
16	地盤沈下量の測定と地下水利用の規制・指導	4

評価の説明（施策分野）

施策の分野としては、「４」（目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合）以上の評価を得ることができました。また、重点施策の「大気汚染状況の監視測定等の実施」（施策№2）については、目標を超える実績を得ることができました。一方、「合併浄化槽の設置促進」（施策№３）の評価は「３」（概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合）となりました。当該事業については、市ウェブページや広報紙を通して市民の事業の理解を深めることで、目標達成を目指します。今後も分野に位置付けられた各施策を着実に実施することで、安全な生活環境の確保を推進します。

（２）自然環境を保全・再生します（自然環境分野）

施策分野	評価	施策の柱	評価		評価	施策の内容	評価
2　自然環境を保全・再生します(自然環境分野)	4.1	2-1 生物多様性を保全します	4.3	1　生物多様性の保全対策の推進	4.3	①野生生物の情報収集、生物多様性の保全策の検討	4.0
						②生物生息空間の保全対策の推進	4.5
						③野生生物への理解の促進	5.0
						④有害鳥獣対策の推進	4.0
						⑤特定外来生物の防除	4.0
						⑥生物多様性の保全に取り組む市民活動団体等の活動促進	4.0
		2-2 里山を保全・再生します	4.0	1　里山の保全・再生とふれあいの推	4.0	①西部丘陵地域資源まちづくり支援	4.0
						②市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進	4.0
						③里山の自然とふれあいの促進	4.0
		2-3 水辺の自然を再生します	3.9	1　川や海の自然環境の再生とふれあいの推進	3.9	①　川や海の自然環境の保全と再生	4.0
						②川や海とのふれあいの促進	3.8
		2-4 農地を保全・活用します	4.1	1　農業の活性化、農業とのふれあいの推進	4.2	①農業活性化の推進	4.2
						②農業とのふれあいの促進(都市農業理解の促進)	4.3
						③地産地消の推進	4.0
				2　環境に配慮した農業の推進	4.0	①環境保全型農業の促進	4.0
						②家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に対する助成	4.0
						③自然環境に配慮した農道・水路等の整備	4.0

施策№	個別施策	評価
17	生物多様性の保全に向けた仕組みづくりの検討	4
18	野生生物の情報収集・発信	4
19	みどりと水辺のネットワークの形成	4
20	生物空間の維持管理と利用	5
21	自然についての展示、講座、観察会等の実施**※重点施策**	5
22	鳥獣による生活被害防除の推進	4
23	特定外来生物の防除	4
24	市民活動団体等の活動促進	4
25	西部丘陵地域資源まちづくり支援事業	4
26	市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進**※重点施策**	4
27	里山体験教室等の開催	4
28	水辺・海辺の市民活動の促進	4
29	海岸浸食対策の促進	4
30	海底耕うんの実施	4
31	桂川・相模川流域協議会への参加	4
32	金目川水害予防組合の活動の支援	4
33	湘南里川づくりへの参加	4
34	馬入水辺の楽校の運営に対する支援	4
35	馬入花畑の整備	3
36	水辺の散策路の維持管理	4
37	河川で活動する市民活動団体の支援と連携強化	4
38	都市漁村交流活動の支援	4
39	稚魚放流体験の実施	4
40	担い手育成事業	4
41	援農ボランティアの促進**※重点施策**	4
42	農地の貸し借りの促進	5
43	農業振興地域整備計画の推進	4
44	有害鳥獣による農業被害対策の推進	4
45	市民農園の利用促進**※重点施策**	4
46	花アグリとその周辺における農の拠点づくりの推進	4
47	農業理解の促進**※重点施策**	5
48	農の多面的機能の支援	4
49	地産地消の推進	4
50	地場産品の普及	4
51	環境保全型農業の促進	4
52	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に対する助成	4
53	自然環境に配慮した農道・水路等の整備	4

評価の説明（施策分野）

施策の分野としては、「４」（目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合）以上の評価を得ることができました。また、重点施策の「自然についての展示、講座、観察会等の実施」（施策№21）、「農業理解の促進」（施策№45）については、目標を超える実績を得ることができました。一方、「援農ボランティアの促進」（施策№41）、「市民農園の利用促進」（施策№45）については、目標達成と同等と考えられる実績は得られましたが、目標値を達成することが出来ませんでした。当該事業については、農業の活性化や市民の農業とのふれあいを推進することで、目標値の達成を目指します。今後も分野に位置付けられた各施策を着実に実施することで、自然環境の保全、再生を推進します。

（３）快適な都市環境を保全・創造します（都市環境分野）

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
3 快適な都市環境を保全・創造します（都市環境分野）	4.0	3-1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくります	4.1	1 みどりのネットワークの形成	4.1	①拠点となるみどりの確保	4.0
						②みどりのつながりの確保	3.7
						③市民や事業者による緑化活動の支援と促進	4.7
				2 さわやかで清潔なまちづくりの推進	4.0	①さわやかで清潔なまちづくりの推進	4.0
						②ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進	4.0
				3 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進	4.0	①平塚らしい景観のあるまちづくりの推進	4.0
						②平塚八景や歴史的・文化的資源の保全と活用	4.0
		3-2 環境共生型のまちをつくります	3.9	1 環境共生モデル都市の形成	3.5	①ツインシティの形成に向けた取組の推進	3.5
				2 交通の円滑化の推進	4.2	①交通による環境負荷の低減	4.3
						②自転車の利用しやすいまちづくり	4
						③交通の分散と円滑化	4
				3 ヒートアイランド対策の推進	4.3	①ヒートアイランド対策の推進	4.3

施策No.	個別施策	評価
54	身近な公園整備の推進	4
55	花とみどりのまちづくりの推進**※重点施策**	4
56	生垣の設置促進と良好な樹木等の保全	3
57	道路沿いの緑化	4
58	緑化に関する普及啓発の実施	5
59	市民の緑化活動に対する支援	5
60	事業所等における緑化の促進	4
61	美化推進モデル地区における取組の支援	4
62	清潔なまちづくりに向けた普及啓発の実施	4
63	野良猫による生活被害軽減策の実施	4
64	飼い主への意識啓発	4
65	景観計画及び景観条例に基づく取組の推進	4
66	建築協定制度の導入の促進	4
67	屋外広告物の掲出に関する規制・指導の実施	4
68	花の名所づくり**※重点施策**	4
69	平塚八景の活用	4
70	歴史的・文化的資源の保存と活用	4
71	社寺林や屋敷林など歴史ある緑の保全	4
72	土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民と連携したまちづくりの推進**※重点施策**	―
73	ツインシティの整備の推進	4
74	ツインシティにおける公共交通の利用促進の検討	4
75	ツインシティにおける緑化の導入や推進の検討	4
76	ツインシティにおける排水性舗装等の導入検討	4
77	ツインシティにおける再生可能エネルギーや家庭用燃料電池の導入検討	4
78	バス交通の整備促進	4
79	道路の新設・改良	5
80	鉄道交通の整備促進	4
81	自転車通行帯の整備**※重点施策**	4
82	駐車場の整備促進と民間自転車等駐車場整備への支援	4
83	新たしい公共交通システムの検討	4
84	建物等の緑化の促進	4
85	身近な公園整備の推進（再掲）	4
86	人工排熱の抑制に向けた普及啓発の実施	4
87	クール・タウンの普及啓発の実施**※重点施策**	5

評価の説明（施策分野）

施策の分野としては、「４」（目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合の評価を得ることができました。また、重点施策の「クール・タウンの普及啓発の実施」（施策№８７）については、目標を超える実績を得ることができました。一方、「土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民と連携したまちづくりの推進」（施策№72）については、土地区画整理事業が開始されていないことから、「－」（実績がでておらず評価できない）という評価となりました。平成２９年度は、平成３１年度以降の事業実施に向けて、関係機関と調整を図りました。今後も分野に位置づけられた各施策を着実に実施することで、快適な都市環境の保全、創造を推進します。

（４）地球環境保全へ貢献します（地球環境分野）

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
4　地球環境保全へ貢献します（地球環境分野）	4.1	4－1　低炭素社会の実現に向けて取り組みます	4.1	1　再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進	4	①一般家庭や事業者への再生可能エネルギー、高効率な省エネルギー機器等の導入促進	4
						②新たな再生可能エネルギーの促進	4
				2　くらしや事業活動における環境への配慮の促進	4.2	①環境に配慮したくらしの普及	4.2
						②環境に配慮した事業活動の普及	4.0
				3　市の事業活動における環境への配慮	4.0	①市の事業活動における環境への配慮	4.0
		4－2　循環型社会の実現に向けて取り組みます	4.1	1　廃棄物の発生抑制・資源化の推進	4.0	①廃棄物の発生抑制・資源化の推進	4.0
						②廃棄物の適正処理の推進	4.0
				2　不法投棄防止対策の推進	4.3	①不法投棄防止対策の推進	4.3

施策No.	個別施策	評価
88	事業者の太陽光発電システム等を設置する場合に、費用に対する支援をします。	4
89	再生可能エネルギーに関する普及啓発の実施	4
90	省エネルギー機器等に関する普及促進の実施	4
91	地域資源を活用した新産業（波力発電関連分野）の創出	4
92	日常生活における環境への配慮の取組の促進**※重点施策**	4
93	電気自動車等に関する普及促進の実施	5
94	電気自動車の充電設備の設置	4
95	防犯街路灯のLED照明の使用	5
96	道路照明灯のLED照明の使用	4
97	雨水の有効活用の促進	2
98	クール・タウンの普及啓発の実施（再掲）	5
99	クールシェアスポットの紹介**※重点施策**	5
100	環境に配慮した電力契約の推進	4
101	ライトダウンキャンペーンの実施	4
102	建築に伴う環境負荷の低減	4
103	ひらつかエコモードの取組の推進	3
104	公共施設の太陽光発電システム等の再生可能エネルギー、省エネ改修や、省エネ型機器の導入検討、推進	4
105	ごみの焼却に伴う余熱利用の推進	4
106	廃棄物発電	4
107	公共施設における環境に配慮した電力調達契約の推進	5
108	家庭系ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発**※重点施策**	5
109	事業系ごみの排出ルールの徹底や事業者に対する指導**※重点施策**	4
110	剪定枝の有効活用	4
111	使用済小型家電機器等の資源化の促進	4
112	環境にやさしい店舗づくりの推進	3
113	焼却残さの資源化の推進	4
114	広域的なごみ処理の推進	4
115	不法投棄防止パトロールの実施	5
116	不法投棄防止に向けた普及啓発	4
117	不法投棄物の追跡調査と回収	4

評価の説明（施策分野）

施策の分野としては、「４」（目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合）以上の評価を得ることができました。また、重点施策の「クールシェアスポットの紹介」(施策№９９)、「家庭系ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発」(施策№108)については、目標を超える実績を得ることができました。一方、「日常生活における環境への配慮の取組の促進」(施策№92)、「事業系ごみの排出ルールの徹底や事業者に対する指導」(施策№109)については、目標達成と同等と考えられる実績は得られましたが、目標値を達成することが出来ませんでした。今後は、市民や事業者が地球環境保全活動を実践しやすい環境を整備することで、地球環境保全を推進します。

（５）市民・事業者等による環境保全活動を促進します（環境保全活動等）

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
５ 市民・事業者等による環境保全活動を推進します（環境保全活動等）	4.3	５－１ 環境教育・環境学習を推進します	4.4	１ 幼稚園・小中学校などにおけ環境教育の充実	4.3	①幼稚園・保育園・小中学校での環境学習の推進	4.5
						②学校などでの環境学習の支援	4.0
				２ 地域における環境教育・環境学習の充実	4.5	①子どもを対象とした環境教室等の開催	4.3
						②幅広い年齢層を対象にした環境学習の促進	4.8
						③人材育成	4.0
		５－２ 市民等の取組や連携を支援します	4	１ 廃棄物の発生抑制・資源化の推進	4.0	①市民の環境保全活動に対する支援	4.0
						②環境にやさしい企業づくりの支援	4.0
						③環境保全団体のネットワークづくりの促進	4.0

施策№	個別施策	評価
118	わかば環境ISOの推進**※重点施策**	5
119	保育園における環境への取組の促進	4
120	学校での出前教室等の開催	4
121	環境学習教材や情報の提供	4
122	子ども環境教室の開催（金目川生き物観察会は再掲）	5
123	環境ポスターコンクール等の実施	4
124	子ども自然体験教室の開催	4
125	青少年育成・生涯学習等における環境学習の促進	5
126	博物館における環境に関する講座等の開催	4
127	市民活動団体等と連携した出前講座等の実施**※重点施策**	5
128	緑と水に関わるきっかけとなる体験学習の実施	5
129	環境保全に関わるリーダー等の養成	4
130	環境保全活動団体への支援	4
131	市民によるまちづくりの支援	4
132	環境に配慮した活動の推進	4
133	公害関係法令に関する情報提供	4
134	ひらつか環境ファンクラブの活動の促進**※重点施策**	4

評価の説明（施策分野）

施策の分野としては、「４」（目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合）以上の評価を得ることができました。また、重点施策の「わかば環境 ISO の推進」（施策№118）、「市民活動団体等と連携した出前講座等の実施」（施策№127）については、目標を超える実績を得ることができました。今後も事業者や市民団体と協力し、環境保全活動を推進します。

３ 計画全体の評価

（施策分野ごとの評価をもとに、計画全体の評価をします。）

施策分野	評価
１　安全な生活環境を確保します （生活環境分野）	４．１
２　自然環境を保全・再生します （自然環境分野）	４．１
３　快適な都市環境を保全・創造します （都市環境分野）	４．０
４　地球環境保全へ貢献します （地球環境分野）	４．１
５　市民・事業者等による環境保全活動を促進します （環境保全活動等）	４．３

総合評価	
２９年度評価	４．１
評価の説明	計画全体としては、「４」（目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合）以上の評価を付けることができました。特に、５「市民・事業者等による環境保全活動を促進します」の評価は、「4.3」となっており、施策分野として大きく前進することができました。 ３「快適な都市環境を保全・創造します」の評価は、「4.0」となっており、その他施策分野と比べると評価が低くなっています。これはツインシティの土地区画整理事業が開始されていないことが大きく影響しており、平成２９年度は平成３１年度の事業実施に向けて、関係機関と調整を図りました。 個別の施策では、目標を達成できなかった施策もあるため、施策の課題解決に向けて検証を行い、目標達成を目指します。また、目標を達成した施策についても、事業の更なる推進に向けて事業の見直しを行います。

４　個別施策ごとの事業実績及び評価

（１）安全な生活環境を確保します

（１）－１　大気環境・水環境を保全します

●施策１　大気環境の保全対策の促進

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
①　事業活動に伴う大気汚染防止対策の促進	1	工場・事業場に対する指導等の実施	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	環境月間立入調査、冬季の立入調査を行い、測定結果等の確認及び指導を実施しました。また、苦情発生時、アスベスト排出工事などの立入調査（129件）・指導等を実施しました。	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 環境月間、冬季立入調査については、年度ごとに立入が必要と思われる事業所を選定しています。苦情、アスベスト排出工事については、事案が発生した時点で迅速に立入調査を行いました。
②　大気汚染状況の監視測定等の実施	2	大気汚染状況の監視測定等の実施	76% （指標：大気汚染に係る環境基準達成率）	80%	〈評価〉５ 〈評価の説明や課題等〉 市内5箇所の測定局において、大気常時監視測定を実施しました。 【環境基準達成状況】二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（長期的評価）、微小粒子状物質は達成、光化学オキシダントは非達成。（達成率：80%　16／20）

●施策２　水環境の保全対策の促進

①　家庭からの生活排水の適正な処理の促進	3	合併処理浄化槽の設置促進	合併処理浄化槽設置等補助金 2基 合併処理浄化槽維持管理費補助金 対象270件	合併処理浄化槽設置等補助金 1基 合併処理浄化槽維持管理費補助金 219件	〈評価〉３ 〈評価の説明や課題等〉 広報紙やホームページに設置及び維持管理補助制度について掲載するとともに、申請案内を送付することで設置に対して1基に、維持管理に対して219基に補助を行いました。 既設の汲み取り式トイレまたは単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促すためには、公共用水域の汚濁防止や生活環境の保全に対する市民の理解が必要です。
	4	水洗化の促進	公共下水道に未接続の家屋を対象に、早期接続を促す通知の送付や、普及員による戸別訪問をすることで普及啓発を促進し、普及率の向上を図ります。また、工事費の助成により、普及率の向上を図ります。	○未接続家屋の接続を促します。 訪問件数 3091件 ○宅内排水設備確認申請件数 1365件 ○排水設備工事費助成　3件	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 未接続の家屋を対象に行っています。個別訪問は概ね例年通り実施しました。助成に関しては、供用開始からの期間が限られているので、供用開始件数減少に伴い減少傾向にあります。
②　事業活動に伴う排水の適正な処理の促進	5	工場・事業場に対する指導等の実施	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき工場等の立入調査　（115件）・指導を実施しました。	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 環境月間、冬季立入調査については、年度ごとに立入が必要と思われる事業所を選定しています。その他排水測定が必要な事業者については、年間の測定計画に基づき適切に実施しました。
③　水質汚濁状況の監視測定等の実施	6	水質汚濁状況の監視測定等の実施	神奈川県測定計画に基づく環境調査や市独自の水質測定を実施します。 河川のBOD値において、全23地点中の環境基準達成率95%を目標とし、達成状況を評価します。	神奈川県測定計画に基づき河川2地点、海域1地点の環境調査を実施しました。また、市独自の水質測定として河川や主要排水路21地点で測定を実施しました。 【環境基準達成状況】BOD：〈河川〉：100%（23/23）	〈評価〉５ 〈評価の説明や課題等〉 河川のBOD値において、全23地点中の環境基準達成率で評価しました。 達成率95%を目標とし、達成状況を評価しました。

（１）－２　安全で快適な生活環境を確保します

●施策１　化学物質対策の促進

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
①　化学物質に関する情報収集・提供	7	化学物質に関する情報収集・提供	化学物質に関する情報の収集及び提供を行います。	神奈川県から本市分のPRTRデータの提供を受け、有害化学物質の使用状況についてホームページで情報発信を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平成29年5月に県からデータ提供を受け、有害化学物質の使用状況についてホームページで情報発信を実施しました。
②　化学物質対策の促進	8	化学物質の適正管理の促進	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく、化学物質の自主的な管理の状況の報告を促します。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく、報告を34件受理しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 29年度に報告が必要な事業者に対し、立入調査等の機会を利用して、報告書提出について啓発を行いました。
	9	ダイオキシン類対策の促進	測定調査を実施するとともに市のホームページに公開し情報提供します。また、苦情等による立入調査時に指導を行います。	一般大気環境調査を2地点で年2回実施するとともに、ダイオキシン類に関する情報について、市ホームページで公開し、情報提供を行いました。また、野焼き等の立入指導を11件実施しました。 【環境基準達成状況】100%	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 大気環境調査については、年間の測定計画を策定し、その計画に基づいて実施しました。 また、野焼き等の苦情があった事業所については、パトロールにより原因者を特定した後、立入指導を行いました。

●施策２　土壌汚染・地下水汚染への対応

①　土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	10	土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、立入調査・指導等を行います。	土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、18件の立入及び指導を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 汚染対策工事実施について法令に基づき報告がなされた事案について、その作業が法令に定められた方法により適切に行われているか、立入調査により確認し、必要な指導を実施しました。
②　地下水汚染状況の監視測定の実施、汚染浄化対策効果の確認	11	地下水汚染状況の監視測定の実施	水質汚濁防止法に基づき、地下水汚染実態調査を実施します。	神奈川県地下水質測定計画に基づき、23地点で地下水汚染実態調査を実施しました。メッシュ調査で1地点、継続監視調査で7地点、環境基準を超過していました。【環境基準達成状況 65%（15/23）】	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 測定計画に定められた地点において地下水質調査を実施しました。 29年度に新たに汚染が見つかった地点については、再調査を実施しました。
	12	工場・事業場の汚染対策効果確認調査の実施	工場・事業場の汚染対策の効果確認のため、地下水調査を実施します。	工場・事業場周辺の汚染状況の確認のため、6社の周辺地下水調査を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 工場事業場周辺の井戸において、汚染状況の確認のための調査を引き続き行いました。

●施策３　騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組

①　自動車や新幹線による騒音・振動への対応	13	自動車や新幹線による騒音・振動への対応	自動車騒音の常時監視測定、道路交通騒音・振動測定、新幹線騒音・振動測定を実施します。	自動車騒音の常時監視測定を3路線の8地点で実施し、環境基準の達成率は、65．0～100%でした。道路交通騒音・振動測定5路線の6地点で実施し、騒音は2地点で環境基準に適合、振動は全地点要請限度値以下でした。新幹線騒音・振動測定を6地点で実施し、騒音は5地点で環境基準値を超過、振動は全地点勧告指針値以下でした。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 年間の測定計画に基づき調査を実施しました。 29年度は道路交通騒音・振動測定について、これまでの測定結果を踏まえて、調査地点の見直しを行いました。
②　工場・事業場に対する規制・指導の実施	14	工場・事業場に対する規制・指導の実施	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適時助言をおこないました。111件の立入を実施ししました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 環境月間、冬季立入調査においては、年度ごとに立入が必要と思われる事業所を選定し実施しました。苦情においては、公害の発生原因者に対して、立入調査を実施し、必要な指導を行いました。
③　悪臭への対応	15	臭気指数規制による悪臭への対応の充実	悪臭防止法の臭気指数規制に基づく指導・規制、必要に応じ測定を行います。	悪臭防止法の臭気指数規制に基づき、事業所の指導を行った。19件の立入を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 悪臭苦情を受け付けた後、周辺調査で原因者特定を進めました。原因者が特定できた場合は、立入調査を実施して、必要な指導を行いました。
④　地盤沈下の防止	16	地盤沈下量の測定と地下水利用の規制・指導	地盤沈下の進行を監視するため、精密水準測量及び観測井による地下水位の観測を実施します。 また、条例に基づく地下水利用の規制指導を行います。	地盤沈下の進行を監視するため、精密水準測量及び観測井による地下水位の観測を実施しました。また、条例に基づく地下水利用の規制指導を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 市内の水準点において精密水準測量を実施した。また、月1回、観測井による地下水位の観測を実施しました。 さらに、条例に基づく地下水採取事業者から、地下水位の報告、地下水採取量の報告を定期的に受理しました。

（２）自然環境を保全・再生します

（２）－１　生物多様性を保全します

●施策１　生物多様性の保全対策の推進

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
① 野生生物の情報収集、生物多様性の保全策の検討	17	生物多様性の保全に向けた仕組みづくりの検討	平塚市内の生物多様性を検討するための委員会設立に向け、生物多様性の保全に取り組む市民活動団体や企業等に関する情報収集をします。	平塚市生物多様性保全行動計画検討委員会設立に向け、生物多様性の保全に取り組む市民活動団体や企業等に関する情報収集し、協力を募りました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 市民団体、企業、学識経験者等から本委員会への協力の了承を得ることが出来ました。
	18	野生生物の情報収集・発信	市内の植物相の状況を調査し、これまでの植物標本の整理とデータ化を進めます。	博物館を活動拠点とする市民グループが主体となり、館蔵植物標本の整理とデータ化を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 継続実施している市内の植物相の状況調査によって得られた植物標本の整理とデータ化が進み、まとめの段階に入りました。
② 生物生息空間の保全対策の推進	19	みどりと水辺のネットワークの形成	公共スペースへの植栽等の整備を推進し、みどりと水辺のネットワークを形成することによって、生物の生育・生息空間の連続性を確保します。	公園、広場等の公共用地及び公民館等のプランター(244個)や花壇に住民団体、公共機関の協力を得ながら上半期及び下半期1回ずつ花苗を植栽しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画通り花苗を配布し、プランターや花壇に住民団体、公共機関の協力を得ながら花苗を植栽することができました。
	20	生物空間の維持管理と利用	馬入水辺の楽校にて自然探偵団の活動を実施します。	馬入水辺の楽校にて自然探偵団の活動を23回実施しました。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 馬入水辺の楽校をフィールドとして多くの活動を実施することができました。また、活動に参加した市民が馬入水辺の楽校いついて知っていただく機会となりました。また、活動回数については、平成28年度までは年間10回程度しか活動をしていなかったのに対し、平成29年度は馬入水辺の楽校運営協議会において、活動内容を協議したことで、活動回数を大幅に増やすことができました。
③ 野生生物への理解の促進	21	自然についての展示、講座、観察会等の実施	225人 (指標：参加人数)	326人	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 【環境政策課】 生き物観察会を実施し、市民の野生生物への理解を高め、人と自然との共生の推進を図ることができました。 【みどり公園・水辺課】 実施体制を強化することで、目標人数を大幅に上回ることができました。 【博物館】 セミの抜け殻を調べる行事（3回、36人）、野鳥観察会(1回、10人)、水田の生き物観察(1回、55人)を開催し、身の周りの環境と生物の関わりを学ぶことにより、野生生物への理解が促進されました。
④ 有害鳥獣対策の推進	22	鳥獣による生活被害防除の推進	生活被害の状況による捕獲を実施するとともに、アライグマの計画防除地点を増やします。	ハクビシンやアライグマ等をあわせて84頭捕獲し、防除しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画防除地点を平成28年度よりも1か所増やし、市内の2か所で計画防除を行いました。
⑤ 特定外来生物の防除	23	特定外来生物の防除	第3次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物の周知、捕獲等を実施します。	ウェブサイト等で周知するとともに、アライグマを62頭捕獲しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 ウェブサイト等にて特定外来生物に関する情報を発信するとともに、アライグマの捕獲を実施することで防除に取り組みました。
⑥ 生物多様性の保全に取り組む市民活動団体等の活動促進	24	市民活動団体等の活動促進	【環境保全課】 生物多様性の保全に取り組む市民活動団体に補助金を交付します。 【みどり公園・水辺課】 馬入水辺の楽校運営協議会が実施する自然観察会やエコアップ活動などを引き続き支援します。	【環境保全課】 生物多様性の保全にも繋がる里山保全に取り組む市民活動団体に補助金を交付しました。 【みどり公園・水辺課】 馬入水辺の楽校のイベント周知のため、広報ひらつかに10回掲載しました。また、平塚市HPのイベントカレンダー広報で記事となったイベントを掲載しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 【環境保全課】 生物多様性の保全に取り組む市民活動団体2団体に対し、補助金を交付しました。 【みどり公園・水辺課】 広報ひらつか、HPで馬入水辺の楽校でのイベントについて周知したことで、多くの市民にイベントの周知をすることができ、また、馬入水辺の楽校について知っていただく機会となりました。

（２）－２　里山を保全・再生します

●施策１　里山の保全・再生とふれあいの推進

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
①　西部丘陵地域資源まちづくり支援	25	西部丘陵地域資源まちづくり支援事業	①東京農業大学地域再生研究部会の「湘南ひらつか・ゆるぎ地区」分科会の活動に参加します。 ②「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」が開催するワークショップに参加します。 ③西部丘陵地域で活動する団体等から、地域活性化に関する講師の派遣依頼があった場合は、講師を派遣します。	①東京農業大学地域再生研究部会の「湘南ひらつか・ゆるぎ地区」分科会の会議（3回開催）に参加しました。 ②「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」が開催するワークショップ（3回開催）に参加しました。	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり平成29年度中に開催された「湘南ひらつか・ゆるぎ地区」分科会およびワークショップに参加することができました。
②　市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進	26	市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進	10回 390人 (指標：里山保全活動の活動回数・参加人数)	9回 478人	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 里山保全モデル事業を6回※台風のため1回中止(参加者81人)、市民大学交流3回(参加者397人)を実施しました。
③　里山の自然とのふれあいの促進	27	里山体験教室等の開催	【環境政策課】 夏休みに子ども環境教室【里山編】を実施します。 【環境保全課】 里山保全モデル事業(7回)、市民・大学交流事（3回）、夏休み子ども環境教室を開催します。	【環境政策課】 夏休み子ども環境教室【里山編】を開催しました。【参加者91人】 【環境保全課】 里山保全モデル事業を6回※台風のため1回中止(参加者81人)、市民大学交流3回(参加者397人)	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 【環境政策課】 夏休み子ども環境教室【川編】と実施日時をずらすことにより、平成28年度よりも多くの市民が参加しました。 【環境保全課】本年度は台風の影響で第3回目のモデル事業は中止となり、参加者数が減少しています。

（２）－３　水辺の自然を再生します

●施策１　川や海の自然環境の再生とふれあいの推進

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
①　川や海の自然環境の保全と再生	28	水辺・海辺の市民活動の促進	(河川）県主催の「湘南里川づくりクリーンキャンペーン」の周知 (海岸)海岸の美化キャンペーンの支援	(河川）県が作製したリーフレットやチラシでキャンペーンを周知しました。 (海岸)海岸の美化キャンペーンを支援しました。（5～8月に各1回、計3回）	〈評価〉　4 〈評価の説明や課題等〉 例年どおり県が作成したリーフレットやチラシでキャンペーンを周知し、海岸美化キャンペーンを支援することができました。
	29	海岸浸食対策の促進	「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づく、海岸管理者（神奈川県）による養浜事業の確認。	海岸管理者である神奈川県による養浜事業を確認。平成29年度、本市区域における養浜事業の該当はありませんでした。	〈評価〉　4 〈評価の説明や課題等〉 予定通り「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づく、海岸管理者（神奈川県）による養浜事業の確認を行いました。
	30	海底耕うんの実施	海底耕うんを実施し、漁場の改善と廃棄物の状況調査を支援します。	海底耕うんを6回実施し、漁場の改善と廃棄物の状況調査を支援しました。	〈評価〉　4 〈評価の説明や課題等〉 海底耕うんを6回実施し、漁場の改善と廃棄物の状況調査を支援することができました。
	31	桂川・相模川流域協議会への参加	運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントへの参加や同会の会報誌の配架や事業周知を行います。	運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントへの参加や事業周知を行いました。	〈評価〉　4 〈評価の説明や課題等〉 運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントの参加や事業周知をすることができました。
	32	金目川水害予防組合の活動の支援	金目川の水害予防と沿岸耕地のかんがい用水の水源かん養のため、金目川の水源地である春嶽山を所有する金目川水害予防組合の管理運営費の一部を負担します。	金目川水害予防組合に負担金を補助し、所有地の管理費に充てられたことを確認しました。	〈評価〉　4 〈評価の説明や課題等〉 負担金を満額補助し、管理運営費として充てられたことを確認しました。
	33	湘南里川づくりへの参加	住民協働の組織である湘南里川づくりみんなの会へ、行政幹事として参画します。	行政幹事として、総会に1回、役員会に4回、フォーラムに1回参加しました。	〈評価〉　4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり行政幹事として、湘南里川づくりみんなの会に参画しました。
②　川や海とのふれあいの促進	34	馬入水辺の楽校の運営に対する支援	馬入水辺の楽校運営協議会が実施する自然観察会やエコアップ活動などを引き続き支援します。	馬入水辺の楽校のイベント周知のため、広報ひらつかに10回掲載しました。また、平塚市HPのイベントカレンダーにおいて、広報で記事となったイベントを掲載しました。	〈評価〉　4 〈評価の説明や課題等〉 広報ひらつか、HPで馬入水辺の楽校でのイベントについて周知したことで、多くの市民にイベントの周知をすることができ、また、馬入水辺の楽校について知っていただく機会となりました。
	35	馬入花畑の整備	馬入花畑の会と協力して、花畑の維持管理作業を58回実施予定です。また、ポピー摘み取りイベント、コスモス摘み取りイベントを実施予定です。	馬入花畑の会と協力して、花畑の維持管理作業を年間55回実施しました。 ポピー摘み取りイベント(2,000人来場)を実施しました。※コスモス摘み取りイベントは雨のため中止となりました。 平塚地区環境対策協議会主催のチューリップ球根植栽イベントの支援を実施しました。	〈評価〉　3 〈評価の説明や課題等〉 コスモス摘み取りイベントが、雨天のため中止となってしまいましたが、維持管理作業やイベントは、例年通り実施することができました。
	36	水辺の散策路の維持管理	自然観察路の除草委託、注意喚起看板等の維持管理などを実施します。	自然観察路の除草委託業者の決定、看板等の維持管理を実施しました。	〈評価〉　4 〈評価の説明や課題等〉 例年実施している自然散策路除草委託に加え、平成29年度は広場の除草を業者に委託して実施したことで、整備当時の状態に近づけることができました。今後の課題として、今回除草した広場を綺麗な状態で維持していく必要があるため、どのように管理していくか、馬入水辺の楽校と協議していきます。
	37	河川で活動する市民活動団体の支援と連携強化	【みどり公園・水辺課】 河川の愛護活動、環境美化活動を行う団体の活動を支援します。 【土木総務課】 ①鈴川鯉のぼりまつり河川占用の申請。 ②金目川清流 こいのぼり鑑賞会河川占用の申請	【みどり公園・水辺課】 河内川あじさいまつり（名義後援、駅前地下道にまつり周知ポスターの掲示） 渋田川桜まつり（河川占用の申請など） 【土木総務課】 ①鈴川鯉のぼりまつりの実施 （5月3日～5月5日） ②金目川清流こいのぼり鑑賞会の実施 （4月29日～5月5日）	〈評価〉　4 〈評価の説明や課題等〉 【みどり公園・水辺課】 河内川あじさいまつり（名義後援、駅前地下道にまつり周知ポスターの掲示） 渋田川桜まつり（河川占用の申請など）など団体の活動支援をすることができました。 【土木総務課】 こいのぼりまつりの準備から終了まで、手続き上の遅延及び問題は発生していません。
	38	都市漁村交流活動の支援	初夏に小学生の乗船体験等を行い、地どれ魚直売会も月１回開催を支援しました。	7月上旬に小学生の乗船体験を行い、地どれ魚直売会も月１回程度実施しました。	〈評価〉　4 〈評価の説明や課題等〉 計画通り事業を実施しました。事業の性質上、当日の漁模様や天候不順等により、開催ができない場合があります。
	39	稚魚放流体験の実施	初夏に地元小学生によるヒラメの稚魚放流を実施します。	7月上旬に地元小学生によるヒラメの稚魚放流を実施しました。	〈評価〉　4 〈評価の説明や課題等〉 計画通り事業を実施しました。事業の性質上、海の状況により開催ができない場合があります。

（２）－４　農地を保全・活用します。

●施策１　農業の活性化、農業とのふれあいの推進

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
① 農業活性化の推進	40	担い手育成事業	農業経営改善計画認定推進活動の実施	認定農業者の再認定活動を確実に行い、農業経営改善計画認定推進活動を推進しました。 認定期限を迎える、対象59件に対し、43件の再認定を行いました。 また、5件の新規認定を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 更新対象者に対し、直接電話にて更新時期であることを知らせることで、効果的に再認定に繋げました。
	41	援農ボランティアの促進	10件 (指標：援農ボランティアのマッチング実績)	9件	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 農家とボランティアをマッチングし、援農活動を図れました。広報等で「援農ボランティア事業」を周知することで、ボランティアの増加に努める必要があります。
	42	農地の貸し借りの促進	新規利用権設定面積　※年間目標7ha	15.1haの農地を新規に利用権設定しました。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 農業に関する様々な相談にワンストップで対応する「農業支援ワンストップ窓口」等を実施し、目標以上の農地集積・集約を行うことができました。
	43	農業振興地域整備計画の推進	農振農用地区域の指定を継続し、まとまりある優良な農地を保全します。	農振農用地区域の指定を継続しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 農振農用地区域の指定を継続し、まとまりある優良農地を保全することができました。
	44	有害鳥獣による農業被害対策の推進	イノシシの捕獲のためにくくり罠を設置します。また自主防除資材への補助を継続して実施します。	くくり罠を18基設置。自主防除資材購入経費の補助を36件行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 イノシシの捕獲のためにくくり罠を設置しました。また自主防除資材への補助を実施しました。
② 農業とのふれあいの促進（都市農業理解の促進）	45	市民農園の利用促進	95% (指標：市民農園の利用率)	94%	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 利用者の高齢化等により利用率が伸び悩むなか、市ホームページで空き区画情報の提供や公民館での案内チラシの配架等、利用率の向上に努める必要があります。
	46	花アグリとその周辺における農の拠点づくりの推進	農の体験・交流館の管理運営・広報活動の実施	大型市民農園施設(管理休憩施設・公的農園)の管理運営を行いました。また、米づくり体験隊の周知として広報ひらつかへの掲載やチラシ配架等を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 体験事業等を通して市民に対して農業との触れ合いの機会を創出したり、市民農園の利用者に農業相談を行うなど、農業理解促進を図ることができました。
	47	農業理解の促進	60,000人 (指標：地産地消イベント来場者数)	81,291人	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 地産地消イベントに平塚産農産物PRキャラクターベジ太を出演させることで、農業理解の促進を図り、来場者数増加に繋げました。
	48	農の多面的機能の支援	地域の共同活動による、農村環境の維持管理を推進します。	農業用施設の維持管理や、景観形成、生態系調査などの地域共同活動を推進しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 複数の地域が共同で活動することで、地域同士の繋がりを深め、広域的な維持管理を行うことができました。
③ 地産地消の推進	49	地産地消の推進	【産業振興課】 産業間連携ネットワークの推進 【学校給食課】 地元農家が生産した新鮮な野菜、平塚漁港で水揚げされた魚や水産加工品等、地場産品の使用を推進します。	【産業振興課】 産業間連携ネットワーク会員及び会員プロジェクトに対し地域資源や経営資源を活用した新商品の開発、新事業の創出への取組に対し専門家派遣や開発費補助等の支援を行い、4件の新商品等が開発されました。 【学校給食課】 地場産野菜については、使用25品目で品目ベース48.1%の割合となり、昨年度に比べ1品目増えました。野菜以外の地場産品については、アジ、イワシ、カオリ麺、小松菜トマトパン、みかんパン、白パン、ベジタマもなか、やまゆりポークを使用しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 地域資源や経営資源を活用した新商品等開発ができたため、地産地消の推進と産業の活性化につながりました。 【学校給食課】 地場産品を使用できるシステムは定着してきましたが、割高であるとともに天候や作柄に左右されやすく、量の確保が難しいことがあります。
	50	地場産品の普及	湘南ひらつかふれあいマーケットを月1回開催します。また、湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行います。	年11回湘南ひらつかふれあいマーケットを開催しました。 イベント等で湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 湘南ひらつかふれあいマーケットにおける地場産品の販売や、湘南ひらつか名産品の普及・宣伝により、地産地消の推進が図られました。

●施策２　環境に配慮した農業の推進

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
①　環境保全型農業の促進	51	環境保全型農業の促進	園芸用廃ビニールの適正な処理に対して支援を行います。環境保全型農業について、農業者に理解を求めるとともに、取り組む農業者には実績に応じ直接支援を行います。	園芸用廃ビニールの適正な処理による環境に配慮した農業生産を促進するため、廃棄処理事業の主体であるJA湘南に補助しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 環境に配慮した農業生産を推進できました。
②　家畜排せつ物の適正処理と活用の促進	52	家畜排せつ物処理施設等の整備･改修に対する助成	家畜排せつ物処理施設等の整備･改修に係る費用の一部を補助します。	家畜排せつ物処理施設等の整備･改修に係る費用の一部を補助しました。（8件）	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 施設の老朽化により、施設修繕等の必要性が高まっており、引き続き補助を行う必要があります。
③　自然環境に配慮した農業基盤の整備	53	自然環境に配慮した農道･水路等の整備	環境に配慮した重機･資材の使用を推進し、自然環境に配慮した道水路の整備をします。	排出ガス対策型の重機や再生材の使用を推進し、自然環境に配慮した道水路を整備しました。 農道　L=275m 水路　L＝92m	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 自然環境に配慮した道水路を整備できました。

（３）　快適な都市環境を保全・創造します

３－１　うるおいとやすらぎのあるまちをつくります

●施策１　みどりのネットワークの形成

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
① 拠点となるみどりの確保	54	身近な公園整備の推進	樹木の補植が必要な公園を調査し、リストを作成します。	樹木の補植が必要な公園のリストを作成しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 リストを作成し、平成29年度は目標達成することができました。今後も随時調査を行い、適宜リストの更新を行います。
② みどりのつながりの確保	55	花とみどりのまちづくりの推進	40箇所 (指標：花苗の配布箇所数)	40箇所	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 目標通り、40箇所に花苗を配布することができました。
	56	生垣の設置促進と良好な樹木等の保全	新たな生垣設置に対して助成を行います。（年間目標80m）	新たな生垣設置に対して助成を行いました。（40.6m）	〈評価〉 3 〈評価の説明や課題等〉 近年、申請件数が少なく、助成を行うことが少なくなっていましたが、平成29年度は目標の半分に達することができました。
	57	道路沿いの緑化	道路沿いの植栽等を推進し、13箇所に苗木の提供をします。	13箇所に苗木の提供をしました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり13箇所に苗木の提供を行うことができました。
③ 市民や事業者による緑化活動の支援と促進	58	緑化に関する普及啓発の実施	緑化まつり、緑化ポスター・標語コンクールを実施します。	第44回平塚市緑化まつりを開催し、2日間で62,000人の来場がありました。 第44回平塚市緑化ポスター・標語コンクールを実施し、ポスター435点、標語910点の応募がありました。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 緑化標語コンクールは前年度より応募数が増加しました。
	59	市民の緑化活動に対する支援	【公園愛護会】 158団体へ補助金・交付金の交付、会報の発行（年4回）、総会の開催、研修会の実施、第2回事業の開催 【緑化モデル団体】 総会開催 登録団体に花配布（年2回）	【公園愛護会】 162団体へ補助金・交付金の交付、会報の発行（年4回）、総会の開催、研修会の実施、第2回事業の開催 【緑化モデル団体】 総会開催 登録団体に花配布（年2回）	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 【公園愛護会】 交付金申請団体へ交付金を交付し、会報発行、総会の開催等行いました。 【緑化モデル団体】 計画通り、登録団体に花を配布しました。
	60	事業所等における緑化の促進	まちづくり条例に基づき、事業所等における緑化促進に関する指導を実施します。	まちづくり条例に基づき、緑化指導を実施しました。（緑化計画書の提出は67件、その他にもできるだけ多くの緑地を確保するよう指導しました。）	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 指導の結果、57件の完了検査を行い、事業所等に新たな緑地が増加しました。

●施策２　さわやかで清潔なまちづくりの推進

① さわやかで清潔なまちづくりの推進	61	美化推進モデル地区における取組の支援	清掃活動に係わる消耗品の提供やクリーンひらつか指導員の派遣により、美化活動の支援を行います。	清掃活動に係わる消耗品の提供やクリーンひらつか指導員の派遣により、美化活動の支援を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 クリーンひらつか指導員の派遣を2地区、消耗品の提供を2地区に行い、美化活動の支援を行うことができました。
	62	清潔なまちづくりに向けた普及啓発の実施	5月と11月のまちぐるみ大清掃や駅前の美化キャンペーンを通じて、美化意識の啓発を行います。	5月と11月のまちぐるみ大清掃や駅前の美化キャンペーンを通じて、美化意識の啓発を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平成29年度は予定していたキャンペーンを予定どおり実施することができ、美化意識の啓発を行うことができました。
② ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進	63	野良猫による生活被害軽減策の実施	野良猫の不妊・去勢手術に対して補助金を交付します。野良猫問題が発生している地域で説明会を実施し、地域猫活動への取組を促します。	オス246匹、メス293匹の野良猫の不妊・去勢手術に対して補助を行いました。6か所の自治会へ地域猫の説明を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 市内の野良猫の不妊・去勢手術に対して補助金を交付すると共に、野良猫のトラブルがある自治会へ地域猫活動の説明を行うことで野良猫による生活被害軽減策の提案を行いました。
	64	飼い主への意識啓発	犬猫の譲渡会と犬の飼い主を対象としたマナー教室を開催します。	犬猫の譲渡会と犬の飼い主を対象としたマナー教室（講義と実技による）（36人参加）を開催しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 本年度は犬同伴のしつけ教室を通じて、登録や狂犬病予防注射、マナーの啓発をしました。

●施策３　平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
①　平塚らしい景観のあるまちづくりの推進	65	景観計画及び景観条例に基づく取組の推進	景観計画や景観条例を、より一層周知するとともに、良好な景観形成に寄与する市民団体の活動を推進するため、職員派遣などの支援をします。また、公共空間の質の向上やまちの魅力を高める景観形成を誘導するため、建築物や工作物等に対して、景観ガイドラインや公共施設景観ガイドラインに基づき指導・助言を行います。	景観計画や景観条例を、より一層周知するとともに、良好な景観形成に寄与する市民団体の活動を推進するため、職員派遣などの支援をしました。また、公共空間の質の向上やまちの魅力を高める景観形成を誘導するため、建築物や工作物等に対して、景観ガイドラインや公共施設景観ガイドラインに基づき指導・助言を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 良好な景観形成に寄与する市民団体の活動に対して、職員の派遣などの支援を行うことができました。また、建築物や工作物等に対して景観ガイドラインや公共施設景観ガイドラインに基づき指導・助言を行うことができました。
	66	建築協定制度の導入促進	ホームページや開発事業の事前相談時に建築協定制度についてのPRを行うことで、土地所有者への理解を得ながら住みよいまちづくりの促進を図ります。	開発事業に対する事前相談時に制度のPRを実施するとともに、土地所有者への理解を得ながら住みよいまちづくりの促進を図りました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおりホームページや開発事業の事前相談時に建築協定制度についてPRできました。
	67	屋外広告物の掲出に関する規制・指導の実施	平塚市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を設置している事業者等に対して、広告物の適正な表示及び安全点検の実施について啓発・指導を行います。また、引き続き不適合物件への是正指導及び未申請物件の申請促進を実施します。 除却協力員（MKO）との協力により、違反広告物の除却活動を平塚市内の各地域で実施します。	平塚駅周辺や景観重点区域の事業所等に対して、屋外広告物条例の周知及び安全点検の実施についてのリーフレットを155枚配布し、適正な申請と安全管理を啓発しました。 また、許可期限が満了となる屋外広告物を表示している事業所等に対して、通知を送付し、継続申請を促したほか、違反物件に対して是正指導を行いました。 不適合物件を掲出している事業者に対する口頭指導を行いました。 除却協力員（MKO）との協力により、平塚駅前で除却活動を実施し、違反広告115枚を除却しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画通り、屋外広告物を設置している事業者等に対して、広告物の適正な表示及び安全点検の実施について啓発・指導を行うとともに、不適合物件への是正指導及び未申請物件の申請促進を実施しました。また、除却協力員（MKO）との協力により、違反広告物の除却活動を実施しました。
	68	花の名所づくり	11箇所 （指標：花の名所箇所数）	11箇所	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 目標通りの箇所数で維持しているが、今後名所を増やすための取り組みとして、なでしこ公園にバラの植栽を推進しています。
②　平塚八景や歴史的・文化的資源の保全と活用	69	平塚八景の活用	平塚八景を観光資源として活用するため、様々な情報発信を行います。また、ハイキングコースなどの環境づくりを進めるため、危険個所の修繕などを行います。	バラの名所を巡るハイキングや花火大会の実施などにより平塚八景の情報発信を行いました。 また、ハイキングコースの危険個所の修繕や案内看板の補修を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平塚八景は、本市を紹介する貴重な観光資源として各種イベントなどで活用しています。より快適、安全に多くの人を迎えるため、ハイキングコースの定期的な巡視などにより危険個所の修繕などを行います。
	70	歴史的・文化的資源の保存と活用	旧横浜ゴム平塚製造所記念館で講座や音楽演奏会、同館利用団体による活動発表会等を実施し、保存・活用事業を更に進めます。また、バラの維持管理により、バラの拠点として、より市民に親しまれる施設となるよう事業を進めます。	旧横浜ゴム平塚製造所記念館で文化財保護のため外壁を塗装しました。また、文化・歴史講座（1日目35人・2日目30人）、音楽演奏会（春385人・秋416人）、同館利用団体による成果発表会（クリスマスフェスタ　1,043人）や毎月1回の全館解放事業、コンサートなどの事業を実施し、資源の活用を図りました。また、約200本のバラの開花に合わせ春と秋にバラフェスタを開催し、記念館をバラの拠点として活用しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 活用事業により市内外からの来訪者が増加してきていますが、イベント等を通して施設のさらなる周知が必要と考えます。また、今年度は外壁塗装を実施しましたが、一般公開から9年が経過し、建物全体のメンテナンスを考慮する時期となっています。
	71	社寺林や屋敷林など歴史ある緑の保全	地区計画等が定められる際の緑化の考えた方を整理するとともに、条例に基づく保全樹等の保護事業を推進します。	保全樹管理者へ奨励金を交付しました。 また、保全樹等の枯損や倒木を未然に防ぐため、樹木医診断を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 引き続き、枯損等が懸念される樹木の保護に向けた情報収集を行う必要があります。

（３）－２　環境共生型のまちをつくります

●施策１　環境共生モデル都市の形成

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
① ツインシティの形成に向けた取組の推進	72	土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民と連携したまちづくりの推進	― （指標：土地区画整理事業の進捗率）	―	〈評価〉 ― 〈評価の説明や課題等〉 今後の使用収益開始に向けて関係機関と調整を進めています。
	73	ツインシティの整備の推進	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティの整備を推進します。	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティの整備を推進しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 ツインシティの整備の推進に向けて、関係機関と協議や調整を行いました。
	74	ツインシティにおける公共交通の利用促進の検討	相模川以西の公共交通ネットワーク形成に関する検討会設立に向けて、関係機関と協議調整します。	相模川以西の公共交通ネットワーク形成に関する検討会設立に向けて、関係機関と協議調整しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 相模川以西の公共交通ネットワーク形成に関する検討会を設立しました。
	75	ツインシティにおける緑化の導入や推進の検討	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける緑化の導入や推進策を検討します。	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける緑化の導入や推進策を検討しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 関係機関と協議や調整を図ることで、ツインシティにおける緑化の導入や推進策を検討することができました。
	76	ツインシティにおける排水性舗装等の導入検討	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける排水性舗装等の導入を検討します。	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける排水性舗装等の導入を検討しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 関係機関と協議や調整を図ることで、ツインシティにおける排水性舗装等の導入を検討することができました。
	77	ツインシティにおける再生可能エネルギーや家庭用燃料電池の導入検討	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける再生可能エネルギーや家庭用燃料電池の導入を検討します。	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける再生可能エネルギーや家庭用燃料電池の導入を検討しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 関係機関と協議や調整を図ることで、ツインシティにおける再生可能エネルギーや家庭用燃料電池の導入を検討することができました。

●施策２　交通の円滑化の推進

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
① 交通による環境負荷の低減	78	バス交通の整備促進	神奈川県地域交通研究会において、バス交通の充実や生活路線の運行確保等について調査・検討を行います。 速度低下の主な原因であるボトルネック解消には、交差点改良等が必要で莫大な費用と時間がかかるため、中長期的に「幹線バス、路線バスの再編」の中でバス事業者等と検討していきます。 上屋設置に対する計画（案）及び、補助制度（案）の熟成を図ります。 また、新たなバス停付近駐輪場等設置に向けた検討をしていきます。 情報提供の強化に向けたバスマップの作成を、バス事業者と協働で取り組みます。	神奈川県地域交通研究会において、バス交通の充実や生活路線の運行確保等に関する情報収集に努めました。 速度低下の主な原因であるボトルネック解消には、交差点改良等が必要で莫大な費用と時間がかかるため、中長期的な視点で、「幹線バス、路線バスの再編」についてバス事業者等と検討しました。 また、上屋設置に対する補助制度や新たなバス停付近駐輪場等の設置、バスマップの作成について、他市の事例を参考に、案の検討を進めました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 速度低下の主な原因であるボトルネック解消には、交差点改良等が必要で莫大な費用と時間がかかります。 また、上屋や新たなバス停付近駐輪場等の設置については、設置が必要な箇所が多いために、整備優先順位の考え方を明確にする必要があることから、案の検討を進めました。
	79	道路の新設・改良	幹線道路（城所線ほか）の整備に取り組みます。	幹線道路（城所線）の整備を実施しました。（平成29年度実績：124m）	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 幹線道路の整備が進み、交通の円滑化を図ることができました。
	80	鉄道交通の整備促進	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議に参加し、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、関係者とともに、JRなどの関係機関に要望活動を実施します。	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、関係機関に要望活動を実施するとともに、新たに相模線部会に参加する方向で神奈川県・部会員と協議しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 上野東京ラインについて、平成29年10月のダイヤ改正では朝の通勤時間帯に上下1本ずつを15両編成に増強され、大幅な混雑緩和を図りました。また、根岸線から平塚駅までの乗り入れ、及び相模線から東海道線への乗入れについては、JR東日本からの回答は、「実施するにあたって多くの課題があり、長期的な課題と考えている」との回答となっており、平成30年度上期に相模線部会へ参加する方向で、神奈川県や部会員との協議・調整を実施しました。

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
② 自転車の利用しやすいまちづくり	81	自転車通行帯の整備	18% (指標：平塚駅3km圏の自転車ネットワーク整備率)	18%	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平塚駅桃浜町線や宝町通り線などの整備を行い、自転車の走行環境を改善し、自転車の利用促進を図ることができました。
	82	駐輪場の整備促進と民間自転車等駐車場整備への支援	自転車等利用マナー向上の啓発事業を継続するとともに、放置自転車等の撤去徹底を実施します。また、駅南側の駐輪場については、用地確保と駐輪場規模の確定に取組みます。 民間駐輪場の整備を促進するための広報活動を行います。	自転車等利用マナー向上の啓発事業を継続するとともに、放置自転車等の撤去徹底を実施しました。 また、駅南側の駐輪場については、地権者に概算の駐輪場規模を投げかけ用地借用について交渉を続けています。 民間自転車等駐車場の補助については事業計画の提案実績がありました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 自転車等利用マナー向上の啓発事業を継続するとともに、放置自転車等の撤去徹底を実施しました。 駅南側の駐輪場確保については、概算規模による用地借用の打診段階であり、今後本格的な規模確定と借用に向けての交渉の必要があります。 民間自転車等駐車場については地権者の意向変更によりまだ整備に至っておらず、補助の実績はありませんでした。
③交通の分散と円滑化	83	新しい公共交通システムの検討	南北都市軸において、バス専用レーン・公共交通優先信号・連節バス導入等の環境に配慮した高次な機能を備えた路線バスシステムについて検討し、導入に関する基本的な考え方をとりまとめます。	南北都市軸の実現に向けた公共交通計画策定業務委託を発注し、バス専用レーン・公共交通優先信号・連節バス導入等の環境に配慮した高次な機能を備えた路線バスシステムの導入について検討を行いました。検討に際しては、バス事業者の意見聴取をしながら庁内検討会を2回開催し、導入に関する基本的事項について検討して取りまとめました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 庁内関係部署やバス事業者等と調整を行い、新しい公共交通の考え方を検討しました。 連節バス等の導入にあたっては、全市的な公共交通の課題を明らかにした上で、南北都市軸の位置付けを明確にする必要があります。

●施策３　ヒートアイランド対策の推進

① ヒートアイランド対策の推進	84	建物等の緑化の促進	有効な緑化策について引き続き検討をして導入をめざします。	建築物の屋上緑化等の有効な緑化策について情報取集をしました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 屋上緑化の製品の情報を集めて、緑化協議に活かしました。
	85	身近な公園整備の推進（再掲）	樹木の補植が必要な公園を調査し、リストを作成します。	樹木の補植が必要な公園のリストを作成しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 リストを作成し、平成29年度は目標達成することができました。今後も随時調査を行い、適宜リストの更新を行います。
	86	人工排熱の抑制に向けた普及啓発の実施	市民が利用する公共施設に緑のカーテンを導入して、ヒートアイランド対策をPRします。	クールシェアスポットにも登録された公共施設5箇所でゴーヤ等によるグリーンカーテンを設置し、市民にヒートアイランド対策のPRをしました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 クールシェアスポット登録施設でグリーンカーテンを実施したことで、多くの市民にPRができました。
	87	クール・タウンの普及啓発の実施	25件 (指標：みどりのカーテンコンテスト応募者数応募件数（個人・団体）)	36件	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 平成29年度は、新たにチラシのポスティング等を行ったことにより、昨年度を超える応募がありました。【平成28年度16件】

（４）地球環境保全へ貢献します

4－1　低炭素社会の実現に向けて取り組みます

●施策１　再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
①　一般家庭や事業者への再生可能エネルギー、高効率な省エネルギー機器等の導入促進	88	事業者の太陽光発電システム等の設置に対する支援	事業者が太陽光発電システム等を設置する場合に、費用に対する支援をします。	適用承認1件、交付1件	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 2件の事業者から太陽光発電システム導入に伴う申請があり、再生可能エネルギーの普及を促進しました。
	89	再生可能エネルギーに関する普及啓発の実施	緑化まつりやひらつか環境フェアで環境教室を開催します。イベント等において再生可能エネルギーに関する情報提供をします。	緑化まつりやひらつか環境フェアで環境教室を開催しました。緑化まつりやひらつか環境フェアにおいて再生可能エネルギーに関する情報提供をしました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 緑化まつり等のイベントで市民に再生可能エネルギーに関する情報提供をすることができました。
	90	省エネルギー機器等に関する普及促進の実施	市民団体や事業者等と協力し、イベント等の開催に合わせて、省エネ機器（燃料電池やコージェネレーション）等の情報提供を行います。	市民団体や事業者等と協力し、ひらつか環境フェア等のイベントにおいて省エネ機器等の情報提供を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 市民団体や事業者等と協力し、ひらつか環境フェア等のイベントにおいて省エネ機器等の情報提供ができました。
②　新たな再生可能エネルギーの促進	91	地域資源を活用した新産業（波力発電関連分野）の創出	平塚海洋エネルギー研究会にて、波力発電の実証実験に向けた研究を進めます。	計9回の研究会を開催しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 研究を進め、環境省のプロジェクトへ応募する準備を整えました。

●施策２　くらしや事業活動における環境への配慮の促進

①　環境に配慮したくらしの普及	92	日常生活における環境への配慮の取組の促進	40% （指標：コツコツプランの小中学生家庭の参加世帯の割合）	34%	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 小学校の参加世帯数は、3,432世帯(対象10,261世帯)、中学校の参加世帯は、2,165世帯(対象6,079世帯)でした。小中学生のコツコツプランについては、学校によって参加率が大きく違っており、わかば環境ISOの取組等を通して参加率が低い学校への事業周知を図ります。 一般家庭については、家庭で出来る環境配慮行動のチラシを作成し、配付しました。 また、エコ・クッキングコンテストを実施し、環境に配慮した料理とその調理法の募集を通じて、地球温暖化対策への関心と理解を高めることができました。
	93	電気自動車等に関する普及促進の実施	電気自動車など、クリーンエネルギー自動車の普及を促進します。	企業と協力し、ひらつか環境フェアにおいて水素自動車の展示、電気自動車無料試乗貸し出しを通した取組を実施しました。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 企業と共同で事業を実施することにより、市単独で実施した場合よりも事業周知効果が高まる等、多くの事業効果を得ることができました。
	94	電気自動車の充電設備の設置	平成29年度中に市庁舎に電気自動車用急速充電器を設置し、電気自動車を利用しやすい環境作りをします。	本庁舎駐車場のオープン（平成30年1月4日）に併せて電気自動車用急速充電器を設置し、供用を開始しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり平成29年度中に市庁舎に電気自動車用急速充電器を設置し、電気自動車を利用しやすい環境作りを整備することができました。
	95	防犯街路灯のLED照明の使用	防犯街路灯へのLEDの導入100灯	防犯街路灯149灯を導入しました。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 防犯街路灯を新規に設置する際には、LED照明の導入を徹底しました。計画を上回る実績値を得ることができました。

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
① 環境に配慮したくらしの普及	96	道路照明灯のLED照明の使用	デザイン灯LED化計画の策定	現地調査を行い、デザイン灯LED化計画の策定を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 平成30年度よりデザイン灯のLED化を実施するため、灯具等の確認を行いました。
	97	雨水の有効活用の促進	雨水貯留槽購入費補助金 22基 浄化槽転用雨水貯留槽施設設置工事費補助金 2基	雨水貯留槽購入費補助金 8基 浄化槽転用雨水貯留槽施設設置工事費補助金 0基	〈評価〉 2 〈評価の説明や課題等〉 雨水の利用を推進し水資源の有効利用を図るとともに、下水道、河川等への雨水の流出抑制に寄与することを目的に、広報紙、ホームページ、イベント会場等で制度の紹介を行い、雨水貯留槽8基に補助を行いました。今後、雨水利用推進法に定めのある「普及啓発」及び「助成」について、国の動向を把握しながら、広報活動や助成制度を実施する必要があります。
	98	クール・タウンの普及啓発の実施（再掲）	みどりのカーテンコンテストを実施します。	みどりのカーテンコンテストを行うことで、クール・タウンの普及啓発をこするとができました。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 新たにチラシのポスティング等を行ったことにより、前年度を超える応募がありました。【平成28年度16作品、平成29年度36作品】
	99	クールシェアスポットの紹介	7施設 （指標：紹介している施設数）	34施設	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 公共施設に加え、民間事業者にも参加を呼びかけ、34施設（民間13施設、県2施設、市19施設）をウェブサイトで紹介したほか、リーフレット、ポスターを作成し、クールシェアスポット、イベント等で配付することで、周知を図りました。
	100	環境に配慮した電力契約の推進	講師を招へいして講演会を実施します。	講師を招へいして講演会を実施したほか、環境フェアやくるりんまつりでのパネル展示を行いました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 講師からの講演の際には、4事業者の参加や2社からの資料提供を受け相談会を実施し、効果的な内容とすることができました。一方、出席者は想定より少なく、電力自由化等に関する関心の低さも伺われ、今後の課題と言えます。
② 環境に配慮した事業活動の普及	101	ライトダウンキャンペーンの実施	市内の事業者や各家庭にライトダウン(一斉消灯)を呼びかけます。	8月17日に市内の事業者に一斉消灯を呼びかけることにより、市内31事業所等に協力宣言をしてもらいました。エコキャンドル作り教室を同時に開催したり、啓発ポスターを市内の広報版に掲示することで、市民の参加を促しました。 また、同時に星空の観察も併せて呼びかけることにより、光害（ひかりがい）の問題についても周知しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 市内の事業者、各家庭に一斉消灯を呼びかけるだけではなく、同日に星空の観察も併せて周知することで、取組に参加する動機づけを高めることや光害（ひかりがい）の問題を周知することができました。 取組が市域全体に広がるように平成30年度以降も事業の周知啓発を継続して行います。
	102	建築に伴う環境負荷の低減	建築物省エネ法に基づく届出に対して、受付・審査を行います。届出の内容が基準に適合せず、必要と認める場合に、指示・勧告等を行います。また、そのために必要な準備をします。	法令等に基づく指示等の実施	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 建築物省エネ法に基づく届け出において、著しく不十分な届出はなく指示等もありませんでした。

●施策３　市の事業活動における環境への配慮

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
① 市の事業活動における環境への配慮	103	ひらつかエコモードの取組の推進	28年度比で、電気使用量2.5%削減、CO2排出量2.3%削減、電子決裁率の向上、公用車の燃費実績の向上を目標に取り組みます。	電子決裁率は、1.8%向上を達成しましたが、電気の使用量は、29年度末時点では1.8%削減の予想となっています。（電気使用量、燃費実績の確定は、30年7月頃の見込み。CO2排出量の確定は、31年1月頃の見込み。）	〈評価〉 3 〈評価の説明や課題等〉 電気の使用量について、前年度比2.5%削減を目標としていたところ29年度末時点では1.8%削減の予想となっており、目標には少し届かない見込みであり、取組のさらなる推進が求められます。
	104	公共施設の太陽光発電システム等の再生可能エネルギー、省エネ改修や、省エネ型機器の導入検討、推進	省エネ型機器に関する説明会や関係機関と協議を行い、導入方策について調査・研究を行います。	省エネ型機器に関する説明会や関係機関と協議を行い、導入方策について調査・研究を行いました。 平塚競技場の照明にLEDを導入しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 省エネ型機器に関する説明会や関係機関と協議を行い、導入策について調査・研究を行い、平塚市競技場の照明にLEDを導入しました。
	105	ごみの焼却に伴う余熱利用の推進	環境事業センターから余熱利用施設に熱供給をします。	環境事業センターから余熱利用施設に熱供給しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 計画通り、温水及び熱を供給しました。
	106	廃棄物発電	環境事業センター運営事業者が発電余剰分を売電します。	発電余剰分として、25,618,332kwhの電力を売電しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 環境事業センター運営事業者が発電余剰分を売電しました。
	107	公共施設における環境に配慮した電力調達契約の推進	電力調達に係る環境評価項目を満たす事業者の選定を行い、入札を実施します。 また、地産電力の調達の検討を行います。	電力調達に係る環境評価項目を満たす事業者の選定を行い、入札を実施しました。 また、電力の地産地消事業に係るパートナー事業者を、現行より安価になることを条件に、選定しました。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 環境評価項目の見直しにより、平成28年度よりも温暖化対策としての基準を強化できました。 また、電力の地産地消事業に係るパートナー事業者から、平成30年度に24施設において地産電力を調達することが決定しました。

（４）－２　循環型社会の実現に向けて取り組みます

●施策１　廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
①　廃棄物の発生抑制・資源化の推進	108	家庭系ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発	903g(指標：市民一人当たりのごみ排出量)	881g(速報値)	〈評価〉５ 〈評価の説明や課題等〉 現在集計中のため、確定値は平成30年8月頃に出ます。 ごみの減量を呼び掛けるチラシの配布等の推進策を実施することにより、市民1人が1日に排出するごみの量の削減を推進しました。 再利用可能な家具を修理再生し、市民に提供する事業は、再利用な可能な家具の排出量の減少や修理再生にかかる費用対効果、ライフスタイルの変化等による再生した家具に対する市民ニーズの減少等を考慮し平成29年度をもって事業を終了しました。今後は、通常の粗大ごみとして適正処理を進めていきます。
	109	事業系ごみの排出ルールの徹底や事業者に対する指導	26.5%(指標：ごみの資源化率)	23.9%（速報値）	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 現在集計中のため、確定値は平成30年8月頃に出ます。 事業系ごみの排出ルールの徹底や多量排出事業者に対する立ち入り調査を実施し、ごみの減量化、資源化を推進しました。
	110	剪定枝の有効利用	市民にごみの適正排出を啓発し、剪定枝の戸別収集を行うことで剪定枝の資源化に努めます。	市民にごみの適正排出を啓発し、剪定枝の戸別収集を行うことで剪定枝の資源化に努めました。	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 平成29年度は、家庭系243t、公共系942t、計1185tの収集を行いました。（30年2月実績値まで反映）市民にごみの適正排出の啓発や剪定枝の戸別取集を適切に実施できました。
	111	使用済小型電子機器等の資源化の促進	小型家電回収BOXによる回収に加え、民間の力を活用して不燃ごみに含まれる使用済小型電子機器等（制度対象品目）の資源化の促進にも取り組みます。	小型家電回収BOXを各地区公民館など市関連施設（32施設）に設置し、小型家電の回収をしました。不燃ごみ収集運搬業務を民間委託とし、不燃ごみに含まれる使用済小型電子機器等（制度対象品目）を分別し、認定事業者に引き渡すことで、資源化の促進に取り組みました。平成29年度は約121トンを回収しました。	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 平成29年度からは小型家電回収BOX回収分の約11トンに加え、不燃ごみに含まれる使用済み小型家電等（制度対象品目）約110トンを回収しました。
	112	環境にやさしい店舗づくりの推進	キャンペーン等を通じてごみ減量化・資源化協力店の利用の啓発を行います。	ホームページ等でごみ減量化・資源化協力店の利用促進を行いました。	〈評価〉３ 〈評価の説明や課題等〉 ホームページ等でごみ減量化・資源化協力店の利用促進を行うことができました。
②　廃棄物の適正処理の推進	113	焼却残さの資源化の推進	ごみ焼却施設焼却残さを資源化します。	焼却残さを100パーセント資源化しました。	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 計画通り、ごみ焼却施設焼却残さを資源化しました。
	114	広域的なごみ処理の推進	分別収集区分の統一に係るマニュアルを運用します。	マニュアルに基づいた分別収集を図りました。	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 広域での分別収集について、適正な運用を行いました。

●施策２　不法投棄防止対策の推進

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
①　不法投棄防止対策の推進	115	不法投棄防止パトロールの実施	県との合同パトロールを4回、随時のパトロールを40回実施します。	県との合同パトロールを4回、随時のパトロールを60回実施しました。	〈評価〉５ 〈評価の説明や課題等〉 当計画よりも随時パトロールの回数を増やすことで、不法投棄の防止体制を強化しました。不法投棄場所の特徴や不法投棄物の内容等、情報共有に繋がりました。
	116	不法投棄防止に向けた普及啓発	県と協力しながら、看板掲出等により適正排出を啓発します。	県と協力しながら、看板掲出等（70枚）により適正排出を啓発しました。	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 平成28年度まで不法投棄件数は横ばい、不法投棄量は増加傾向にあったため、県と協力しながら、看板掲出等（70枚）により適正排出を啓発しました。 前年度に比較すると、不法投棄件数は横ばいであったが、不法投棄量はやや減少しました。
	117	不法投棄物の追跡調査と回収	県、警察等の関係機関と連携しながら、追跡調査に取り組みます。	県、警察等の関係機関と連携しながら、追跡調査（2件）に取り組みました。	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 県、警察等の関係機関と連携にしながら、追跡調査（2件）に取組ました。その他、不法投棄物の開封調査により不法投棄が判明した事業者に対して、適正排出を指導しました。

（5）市民・事業者等による環境保全活動を促進します

5－1　環境教育・環境学習を推進します

●施策１　幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
①　幼稚園・保育園・小中学校での環境学習の推進	118	わかば環境ISOの推進	54校・園 （指標：参加校、園数）	55校・園	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 各園・学校での発達年齢段階に応じた取組の浸透により、環境教育への取組の充実を図りました。今後も引き続き小中学校・幼稚園（こども園）担当者研修会を通じ、各学校・園が独自に取り組んでいるメニューの充実を促し、共有を図っていきます。 わかば環境ISOの取組が民間幼稚園にも広がっていくように、未加入の民間幼稚園を訪問し、事業の趣旨・目的を直接説明することで、平成29年度は新たに1園が取組に参加しました。
	119	保育園における環境への取組の促進	緑のカーテンの設置や節水などに取り組みます。また、廃材を利用した作品を作るなど、積極的にリサイクルを行います。	前期は公立園9園のうち7園で緑のカーテンを設置しました。また、節水にも継続的に配慮しています。後期は廃材を利用した作品作りを全園で実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 全園で環境配慮への取り組みが浸透しています。今後も保育の運営に支障のない範囲で工夫して環境配慮に努めていきます。
②　学校などでの環境学習の支援	120	学校での出前教室等の開催	【環境政策課】 ひらつか環境ファンクラブと連携して、環境・地球温暖化対策出前講座を開催します。 【収集業務課】 小学4年生を対象に市内28校で実施します。 （5月～7月）	【環境政策課】 環境・地球温暖化対策出前講座を11回開催しました。 【収集業務課】 小学4年生を対象に、5月から7月にかけて市内27校で実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 【環境政策課】 ひらつか環境ファンクラブと連携することで、環境・地球温暖化対策出前講座を開催することができました。 【収集業務課】 市内の全小学校28校に参加を呼び掛けました。学校側の事情で1校が見送りとなりましたが、27校で実施し、合計2，096名の児童が参加しました。
	121	環境学習教材や情報の提供	【環境政策課】 環境学習教材の貸し出しを実施します。 また、ウェブサイト「ひらつか環境学習ガイド」により、情報提供を行います。 【教育研究所】 「わたしたちの平塚」を一部改訂し、配布します。	【環境政策課】 小学校（1校）に環境学習教材の貸し出しを実施しました。 ウェブサイト「ひらつか環境学習ガイド」には、5,243件のアクセスがありました。 【教育研究所】 統計データを修正し、小学校3年生に配布しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 【環境政策課】 環境学習教材の貸し出しを行うことができました。 ウェブサイト「ひらつか環境学習ガイド」へのアクセス数は、昨年度より55件増加しました。 【教育研究所】 「わたしたちの平塚」を計画通り配付できました。

●施策２　地域における環境教育・環境学習の充実

①　子どもを対象とした環境教室等の開催	122	子ども環境教室の開催 （金目川生き物観察会は再掲）	夏休みに子ども環境教室を実施します。	子ども環境教室（海岸編【11人参加】、里山編【91人参加】、金目川の生き物観察会【130人参加】、エコキャンドル教室）【27人参加】を実施しました。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 計画当初は予定していなかったエコキャンドル教室を追加実施でき、より多くの環境教育の場を提供することができました。
	123	環境ポスターコンクール等の実施	環境ポスター・作文コンクールを実施します。	環境ポスター（258作品）・作文コンクール（108作品）の応募がありました。 入賞者を対象とし、表彰式を行うとともに、入賞作品の展示をしました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 環境ポスター・作文コンクール共に予定通り、実施することができました。
	124	こども自然体験教室の開催	びわ青少年の家で、農作業や収穫物の加工・創作活動などを行う、こども自然体験教室(びわっ子クラブ)を会員32名で年9回開催します。	びわ青少年の家で、農作業や収穫物の加工・創作活動などを行う、こども自然体験教室(びわっ子クラブ)を会員29名で年9回開催しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 定員の32名を下回る29名での実施となったため、会員募集ポスターの掲示箇所を増やすことで、平成30年度は定員での実施を目指します。

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
② 幅広い年齢層を対象にした環境学習の促進	125	青少年育成・生涯学習等における環境学習の促進	地域の学習ニーズを把握し、地域の自然環境や地域人材・団体を活用し、環境を身近に感じるような講座を行います。	地区公民館で、近隣地域のクリーンキャンペーンや、気象予報士を招いた講座など、環境を身近に感じる内容を取り入れました。（19講座・延べ参加者数869人）	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 平成28年度実績は8講座・延べ参加者数242人だったが、平成29年度は新たな環境を身近に感じる講座等を実施することで、講座数、延べ参加人数共に大幅に増やすことができました。来年度以降も環境を身近に感じる催しを少しでも多く開催できるよう地区各公民館等に促します。
	126	博物館における環境に関する講座等の開催	博物館において、自然に関する講座や体験学習、自然観察などの行事を開催します。	セミの抜け殻を調べる行事（3回、36人）、野鳥観察会(1回、10人)、水田の生き物観察(1回、55人)を開催しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 参加者は、野鳥や昆虫の観察や学習を通じて、身の周りの環境と生物の関わりを学び、野生生物への理解が促進されました。
	127	市民活動団体等と連携した出前講座等の実施	10回 (指標：講座開催回数)	11回	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 市民団体に講座開催を積極的に促すことにより、年度計画よりも多くの環境・地球温暖化対策出前講座を開催することができました。
	128	緑と水に関わるきっかけとなる体験学習の実施	馬入水辺の楽校にて自然探偵団の活動を実施します。	馬入水辺の楽校にて自然探偵団の活動を23回実施しました。	〈評価〉 5 〈評価の説明や課題等〉 馬入水辺の楽校をフィールドとして多くの活動を実施することができました。また、活動に参加した市民が馬入水辺の楽校いついて知っていただく機会となりました。また、活動回数については、平成28年度までは年間10回程度しか活動をしていなかったのに対し、平成29年度は馬入水辺の楽校運営協議会において、活動内容を協議したことで、活動回数を大幅に増やすことができました。
③ 人材育成	129	環境保全に関わるリーダー等の養成	平塚市環境市民講座を開催します。 環境保全団体の活動を紹介するパネル展示を実施します。	平塚市環境市民講座【24人参加】を開催しました。 環境保全団体の活動を紹介するパネル展示を実施しました。	〈評価〉 4 〈評価の説明や課題等〉 環境市民講座や環境保全団体のパネル展示を実施することで、環境保全活動などに積極的に取り組む市民を養成することができました。

（５）－２　市民等の取組や連携を支援します

●施策１　市民活動や企業の取組に対する支援

施策の内容	No.	個別施策	平成29年度		
			計画	実績	評価
①　市民の環境保全活動に対する支援	130	環境保全活動団体への支援	【環境政策課】 地区美化推進委員会に対し、清掃活動に係わる消耗品の提供や補助金の交付を行います。 【みどり公園・水辺課】 【公園愛護会】 ・公園愛護会連絡協議会総会の開催 ・会報の発行 ・公園愛護会連絡協議会研修会の実 ・会報の発行 ・情報提供、活動支援等 【緑化モデル団体】 連絡協議会との連携として、情報提供や事業支援を行います。	【環境政策課】 地区美化推進委員会に対し、清掃活動に係わる消耗品の提供や補助金を交付しました。 【みどり公園・水辺課】 ・公園愛護会連絡協議会総会の開催 ・会報の発行 ・公園愛護会連絡協議会研修会の実施 ・会報の発行 ・情報提供、活動支援等 ・緑化モデル団体総会の開催	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 【環境政策課】 清掃活動に係わる消耗品の提供や、地区美化推進委員会29地区中28地区に対し、補助金を交付しました。 【みどり公園・水辺課】 公園愛護会連絡協議会の総会、会報の発行、研修会の実施等、計画のとおり行いました。
	131	市民によるまちづくりの支援	①大人対象の「まちづくりわいわい塾」及び小学生とその保護者を対象とした「まちづくり探偵団」については、それぞれ年間2回の開催を予定しています。 ②スケッチ展については、市内の全小学生を対象に作品を募集し、美術館において展示を行います。 ③景観パネル展については、景観まちづくりに関連する事業を紹介するとともに、景観への意識啓発を行う景観パネル展を開催します。	①大人対象の「まちづくりわいわい塾」については、市民が主体となって行うまちづくり「地区まちづくり」のしくみについての講座を10月26日に金目公民館、2月15日に金田公民館で開催しました。 また、小学生とその保護者を対象とした「まちづくり探偵団」については、第1回目「模型作り」を8月22日、第2回目「庁舎見学」を3月30日に開催しました。 ②スケッチ展については、「第12回わたしたちの絵画展」を10月26日から10月29日まで開催しました。 ③景観パネル展については、景観への意識啓発を行うパネルの展示を5月29日から6月2日までの5日間開催しました。	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 計画どおり各事業情報提供等を行い、市民によるまちづくりを支援することができました。
②　環境にやさしい企業づくりの支援	132	環境に配慮した活動の推進	懇話会の開催 （4回） 活動発表 （2回）	懇話会の開催 （4回） 活動発表 （2回）	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 当初の予定どおり懇話会を4回（施設見学2回、講演会2回）開催したほか、活動発表を2回（環境フェア、テクノフェア）行いました。なお、会員企業にとって魅力的な講演内容や視察先を探すことが難しいことが課題です。
	133	公害関係法令に関する情報提供	・ホームページでは、随時情報発信します。 ・事業場立入時に、最新の情報をチラシ等で周知します。	・事業所立入時に法令改正のチラシの配布を行いました。（98社） ・事業者説明会を2月に開催し、18社が出席しました。	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 ・ホームページでは、環境測定結果、法令の周知等の内容を適宜情報発信しました。 ・事業所立入時のチラシ配布による周知、事業者説明会開催については、計画通り実施しました。
③　環境保全団体のネットワークづくりの促進	134	ひらつか環境ファンクラブの活動の促進	団体会員27団体 （指標：ひらつか環境ファンクラブ団体会員数）	団体会員27団体	〈評価〉４ 〈評価の説明や課題等〉 ひらつか環境ファンクラブへの活動支援として、緑化まつり、環境フェア、環境パネル展、活動発表会の実施を支援しました。 平成29年度の団体会員の増減はありませんでしたが、ファンクラブ所属団体に協力を依頼する等をして団体会員数の増加を目指します。

第４部

環境審議会評価

１　平塚市環境基本計画（平成２９年度～平成３８年度）の進捗状況に係る点検結果

２　平塚市環境審議会委員名簿

平塚市環境基本計画（平成２９年度～平成３８年度）の進行状況に係る点検結果

平成３０年１１月　平塚市環境審議会

平塚市環境審議会では、平成２９年度の平塚市環境基本計画（平成２９年度～平成３８年度）の進行状況に係る点検を行った。点検結果は、以下のとおりである。

１　計画全般に対する評価

前期事業計画の５年間の１年目であった平成２９年度において、１３４個の個別施策のうち、４（目標を達成した場合、目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合）以上の評価は１２７個となり、計画全体として９割以上の施策で目標達成と同等と考えられる実績を得られた。一方、３（概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合）以下の評価も７個あり、課題解決に向けた検証を行うとともに改善に努める必要がある。また、５（目標を超える実績が得られた場合）の評価は２２個あり、実績等を考慮し目標設定や取組内容の見直しを図り、さらに推進していただきたい。

評価／施策分野	５	４	３	２	１	―	合計（施策分野）
①　生活環境分野	２	１３	１	―	―	―	１６
②　自然環境分野	４	３２	１	―	―	―	３７
③　都市環境分野	４	２８	１	―	―	１	３４
④　地球環境分野	７	２０	２	１	―	―	３０
⑤　環境保全活動等	５	１２	―	―	―	―	１７
合計（評価）	２２	１０５	５	１	０	１	１３４

評価・・・５、達成率１００％超、目標を超える実績が得られた場合

４、達成率８０％以上１００％以下、目標を達成した場合、目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合

３、達成率５０％以上８０％未満、概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合

２、達成率１０％以上５０％未満、あまり事業が進展せず、目標を達成できなかった場合

１、達成率１０％未満、目標値を著しく下回った場合、計画上事業を実施する予定であったが、実施できなかった場合

―、その他、方針を変更又は廃止した場合、未実施又は実績等がでておらず評価できない場合

２　各施策分野に対する評価

（１）安全な生活環境を確保します（生活環境分野）

市民が安心で快適な生活を送るためには、日常生活や事業活動から生じる大気汚染や水質汚濁などを防止し、安全な生活環境を確保することが必要不可欠である。条例等に基づく事業の確実な実施は勿論のこと、大気や水質などのデータを収集し公表することにより、市民が安心して生活を送れるよう事業を推進していただきたい。

また、安全な生活環境を確保するためには、各事業の必要性について市民・事業者が理解し、市民・事業者の能動的な事業への協力を促すことも重要である。事業を実施する際には、市民・事業者に事業の必要性について丁寧に説明するとともに、時機を見て事業の普及啓発に努めていただきたい。

（２）自然環境を保全・再生します（自然環境分野）

本市は、相模湾に面した海岸線、相模川と金目川の下流域に発達した平野、市域西部の丘陵地など、多様性に富んだ豊かな自然に恵まれており、このような自然環境を生かし、農業、漁業もバランスよく発達している。この豊かな自然環境や農水産資源を永続的に保全・再生するために、市内の農水産団体や市民団体と協働し、市民が豊かな自然環境を身近に感じ、保全・再生の必要性を感じられる事業をより推進していただきたい。

また、豊かな自然環境を保全・再生するためには、本市の自然環境の状況を的確に把握し、それに応じた行動計画を策定する必要がある。市内の各種関係団体や学識経験者と協議を行い、生物多様性の保全計画の策定等を進めていただきたい。なお、豊かな自然環境の保全・再生を図るとともに、市民の安全な生活環境も併せて確保する必要もあることから、生物多様性の保全策を検討する際には、市民の安全な生活環境の確保についても留意していただきたい。

（３）快適な都市環境を保全・創造します（都市環境分野）

本市では、身近な緑や美観を確保するために、市民活動団体や事業者などにより公園や道路沿いの美化や緑化等が図られおり、多くの市民に美化意識の向上とうるおいとやすらぎをもたらしている。今後も市民活動団体や事業者が継続して事業できるよう有効な支援を行い、市民活動団体等が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。また、民有地等への緑化の推進は、まちにうるおいをもたらすだけではなく、ヒートアイランド対策の有効な手法の一つであることから、市民への啓発に努めていただきたい。

「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」の一部改正が平成３０年６月に施行され、動物のふんの放置及び投棄の禁止がふん尿及び吐しゃ物まで拡大され、ごみステーションからの持ち去り禁止の対象が一般廃棄物までに拡大される等、今後更に市民へのマナー意識の啓発が求められている。条例のさらなる普及啓発やペットの飼い主のマナー教室等を継続的に実施することで、さわやかで清潔なまちづくりへの市民の理解を広め、マナー意識向上に努めていただきたい。

快適で地球環境にやさしい都市環境を実現するためには、都市のインフラ整備は必要不可欠である。自転車通行帯等の自転車を利用しやすい環境の整備や新しい公共交通システムの検討を引き続

き推進していただきたい。また、ツインシティ大神地区土地区画整理事業は、環境共生都市を目指したまちづくりに向けて検討が進められているところであるが、他の地区のモデルとなる取組を進め、その取組を市内全域に広めることに努めていただきたい。

（４）地球環境保全へ貢献します（地球環境分野）

地球環境問題や地球温暖化はひっ迫した問題であり、地球温暖化の主因とされる二酸化炭素の排出量を減らす取組や環境配慮行動を呼び掛ける取組は、市民・事業者・行政が協力し、市内全域で取り組む必要がある。市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策や環境配慮行動に取り組めるよう、「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥひらつか」や「ひらつかコツコツプラン」等の啓発事業が市内全域に広がる様に努めていただきたい。また、啓発事業を進める際には、市民活動団体や事業者の意見を参考にし、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用する等、より多くの市民・事業者が地球温暖化対策や環境配慮行動に積極的に取り組める事業を展開していただきたい。

エネルギー施策を取り巻く環境は日々変化しており、本市の特性を踏まえ、環境の変化に即応したエネルギー施策の実施が求められている。再生可能ネエルギーの導入やエネルギーの地産地消等の施策を検討し、地球温暖化防止に向けてより有効な事業を推進していただきたい。

（５）市民・事業者等による環境保全活動を促進します（環境保全活動等）

環境や地球温暖化の問題に取り組むためには、環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、自発的、積極的に行動する「環境市民」の育成が不可欠である。地域において環境ファンクラブ等の市民活動団体や事業者の環境保全活動の輪を広げ環境に関するネットワークの拡大を図るとともに、そのネットワークを活かした体験的な事業を市民に提供することで、一人でも多くの「環境市民」を育成していただきたい。

また、「環境市民」を育成するためには、子どもの時から環境保全の重要性について学ぶ機会を持つことも重要である。本市の幼稚園・こども園・小中学校では、わかば環境ＩＳＯの取組を中心に各学校独自の環境教育が継続的に実施されており、事業者や市民活動団体等の協力により環境について子ども達が学ぶ機会が提供されている。今後も、この様な取組を充実させ、広げることにより、将来を担う子どもたちが環境について自ら考え、率先して行動できるような事業を継続的に展開していただきたい。

３　まとめ

当審議会の点検結果については、市民や組織内における点検結果とともに今後の各施策に反映され、その実効性が高められることを期待する。

また、平成２９年度は、平塚市環境基本計画前期事業計画（平成２９年度～平成３３年度）の１年目であるが、PDCA サイクルで計画を進行管理し、地域の特性や実状、社会情勢等を考慮し、実効性、機動性、柔軟性をもって事業の展開を図っていただきたい。

平塚市環境審議会委員名簿

【任 期　平成２９年4月１日～平成３１年3月３１日】

（順不同、敬称略）

区　分	氏　名	所属団体等
市　　民 （公募委員）	木村　盛計	
	小林　久美	
	坂井　昇	
	鳥海　広美	
市　　民 （団　体）	秋山　博	平塚市自治会連絡協議会
	小林　勤	里山をよみがえらせる会
	柳川　三郎	ひらつか環境ファンクラブ
	柳田　初美	平塚市ごみ減量化推進員会
事業者	小出　雅章	平塚商工会議所
	村上　安英	平塚地区環境対策協議会
	小宮　章裕	湘南農業協同組合
	田中　邦男	平塚市漁業協同組合
学識経験者	【会長】 室田　憲一	東海大学教養学部
	【副会長】 堀　　久男	神奈川大学理学部
	池貝　隆宏	神奈川県環境科学センター

（平成３０年１２月時点）

第５部

資　　料

１　平塚市環境基本条例

２　環境用語

平塚市環境基本条例

平成 10 年 12 月 16 日制定

私たちのまち平塚は、湘南の海をはじめとして、相模川や金目川などの大小河川、西部の丘陵や里山、さらには県下有数の田園地帯など豊かで身近な自然に恵まれ、四季を通じて温暖な気候や地理的歴史的特性とも相まって、商工業をはじめ農業、漁業などの様々な産業や文化が育まれるとともに、道路や公園などの都市基盤整備も進むなど、多様な産業と住みよい環境が調和した湘南の中核都市として発展してきました。

しかしながら、こうした都市化の進展に伴って、里山などの身近な自然が減少するとともに大気の汚染や廃棄物の増大などの都市生活型の環境問題も生じています。また、私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地球環境に大きな負荷を与え、地球温暖化やオゾン層の破壊など、人類の存在基盤そのものを脅かすまでに至っています。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている立場にあること、そして地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを教育や学習の場などを通じて深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかなければなりません。

このような認識の下に、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とした地域の社会経済システムの構築を旨とした環境の保全と創造を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が持続的に良好で恵み豊かな環境を享受できる「環境共生都市」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（３）　公害　環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

２　環境の保全及び創造は、自然と人との共生を確保するとともに、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割分担と協働の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

３　地球環境保全は、人類共通の重要な課題であることから、市、市民及び事業者が自らの問題であることを認識し、すべての日常活動及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）
第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
２　市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。
（市民の責務）
第５条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。
２　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。
（事業者の責務）
第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。
２　事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
３　前２項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。
（滞在者の責務）
第７条　旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第２章　基本的施策

（環境基本計画）
第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
２　環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。
３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、第２２条に規定する平塚市環境審議会の意見を聴かなければならない。
４　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
（施策の策定等に当たっての指針）
第９条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に積極的に配慮するものとする。
２　前項の場合において、市は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。
（１）　公害その他の環境保全上の支障を未然に防止するとともに、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
（２）　野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るとともに、里山、農地、水辺地等の適正な保全及び地域の自然植生に配慮した緑化の推進を図り、自然と人との豊かなふれあいを確保すること。
（３）　水と緑を生かした都市基盤の整備、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保存、まちの美化、自然災害対策の強化等を推進するとともに、秩序ある開発事業が行われるために必要な措置を講じ、潤いと安らぎがある安全な都市環境の実現を図ること。

（４）　地球環境保全に配慮しながら環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を市民等の参加の下に推進すること。

（年次報告）

第１０条　市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（行動計画の策定等）

第１１条　市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全及び創造に配慮した具体的な行動を促進するための計画を策定するものとする。

２　市、市民及び事業者は、前項に規定する行動計画に基づいて行動するものとする。

第３章　効果的推進のための施策

（市民等の意見を聴くための措置）

第１２条　市は、環境の保全及び創造に関する施策について、必要に応じて市民等の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

（教育及び学習の振興）

第１３条　市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深め、その活動の意欲が増進されるように、教育機関等と協力し、教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の活動への支援）

第１４条　市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供及び公開）

第１５条　市は、第１３条の教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供又は公開するよう努めるものとする。

（規制の措置等）

第１６条　市は、環境保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、その支障を防止するために必要な規制又は誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市は、環境への負荷の低減を図るため、市民又は事業者に対する適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第１７条　市は、公害その他の環境保全上の支障の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

（調査及び研究の実施）

第１８条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な事項の調査及び研究を実施するものとする。

（財政上の措置）

第１９条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体等との協力）

第２０条　市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体等と協力してその推進に努めるとともに、地球環境保全に資するため、国際協力の推進に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第２１条　市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

２　市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

第４章　環境審議会

（環境審議会）

第２２条　環境基本法（平成５年法律第９１号）第４４条の規定に基づき、平塚市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

（１）　環境基本計画の策定及び変更に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

３　審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

４　審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

５　審議会は、委員１６人以内をもって組織する。

６　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　市民

（２）　事業者

（３）　学識経験者

（４）　その他市長が必要と認める者

７　委員の任期は２年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

８　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

９　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１１年４月１日から施行する。ただし、第２２条並びに附則第２項第２号及び第３項の規定は、平成１１年１月１日から施行する。

（住みよい環境の確保に関する基本条例等の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

（１）　住みよい環境の確保に関する基本条例（昭和４８年条例第３号）

（２）　住みよい環境の確保に関する審議会条例（昭和４８年条例第３２号）

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「住みよい環境の確保に関する審議委員」を「環境審議会委員」に改める。

（平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正）

４　平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成７年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「条例は」の次に、「、平塚市環境基本条例（平成１０年条例第１８号）の本旨を達成するため」を加える。

（緑化の推進および緑の保全に関する条例の一部改正）

５　緑化の推進および緑の保全に関する条例（昭和５０年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「住みよい環境の確保に関する基本条例（昭和４８年条例第３号）に基づき」を「平塚市環境基本条例（平成１０年条例第１８号）の本旨を達成するため」に改める。

（平塚市埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

６　平塚市埋立て等の規制に関する条例（平成１０年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「住みよい環境の確保に関する基本条例（昭和４８年条例第３号）」を「平塚市環境基本条例（平成１０年条例第１８号）」に改める。

環 境 用 語

【あ行】

ISO14001

国際標準化機構（International Organizati
on for Standardization）が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格。事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組み。平塚市は平成 12（2000）年２月に認証を取得、平成 21（2009）年２月に返上した。マネジメントシステム規格にはいくつかの種類があり、ISO9000 は品質マネジメントシステムに関する国際規格。

一酸化炭素（CO）

石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガス中に含まれ、体内に吸入されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺（まひ）させたり、貧血症を起こしたりする。

エコドライブ

急発進・急加速をしないなどの環境に配慮した運転。

ＮＰＯ

Non-Profit Organization（民間非営利団体）の省略形で、ボランティアなどが行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の公益的活動(宗教、政治、選挙活動を除く）を行う特定非営利活動法人（いわゆる NPO 法人）及び法人格をもたない団体のこと。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、
パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の７物質を温室効果ガスとして規定している。

【か行】

ガスコージェネレーション

ガスを使って電気と熱を取りだし、利用するシステムのこと。他の化石燃料に比べ、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物の発生量が少ない都市ガスを用いて発電し、廃熱を給湯や空調、蒸気などの形で有効に活用するため、環境性や省エネ性に優れている。

合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設で、し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができる。

環境基準

環境基本法第 16 条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

環境事業センター

平成 25（2013）年 10 月に稼働したごみ焼却施設。廃棄物の焼却熱を利用した発電も行っている。

気候変動

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

気候変動に関する学術的報告の集約と評価を行う国連の組織。国際連合環境計画（UNEP）と国際連合の専門機関である世界気象機関（WMO）によって昭和 63（1988）年に設立され、数年おきに発行される評価報告書（Assessment Report）は政策決定や世論形成等への大きな影響力を持つ。

ＧＡＰ（農業生産工程管理）

GAP（Good Agricultural Practice）は、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

京都議定書

平成 9（1997）年に京都で開かれた「気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択され、平成 17（2005） 年に発効した。平成 12（2000）年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定め、日本では、平成 20（2008）～平成 24（2012）年の間に温室効果ガスを平成 2 （1990）年比で 6 %削減することが求められた。排出枠（カーボンクレジット、炭素クレジット）を取引する仕組み（京都メカニズム）が定められ、自国の削減努力が及ばない部分についてはカーボンオフセットの取組による排出枠の確保や排出枠の購入で埋め合わせる形となっている。逆に排出枠が余れば、その分を売ることもできる。この仕組みにより、経済成長と温室効果ガス排出削減の両立が図られた。

クリーンエネルギー自動車

ガソリンや軽油といった石油系の燃料を他の燃料（天然ガス、メタノール、水素など）や電気に替え、有害な排ガスを減らした自動車。二酸化炭素の排出も削減される。

光化学オキシダント（Ox）

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応（光化学反応）を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートの光化学オキシダントを含む二次汚染物質となる。光化学オキシダントは、人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため大気環境基準が定められている。

光化学スモッグ

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素に強い太陽の紫外線が当たって、化学変化を起こして生ずるスモッグ。健康に影響を及ぼすことがある。その発生は気象条件に強く左右され、晴天の日で視界が悪く、高温、多湿、風が弱い時に発生しやすい。

公共下水道

公共下水道は、主として市街地における雨水を排除するとともに、人間の生活活動や、生産活動により発生する汚水を主として道路の地下に敷設した管きょ（大部分が暗きょ）で排し、終末処理場で処理又は流域下水道に接続するもので、事業主体は原則として市町村である。

小型焼却炉

一般的には処理能力が１時間あたり 200kg 未満の焼却炉のこと。

コージェネレーション

電力とともに、発電で発生した排熱を利用して冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーも供給する仕組み。熱利用効率が高く、自家発電の場合には送電のロスが少ないなどの特徴がある。

ごみ学級

平塚市が実施している小学校４年生を対象とした授業。環境事業センターで行っている。

【さ行】

再生可能エネルギー

「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。

里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域。薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっている。近年、身近なみどり、生物の生育・生息空間としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっている。

市民農園

都市の住民がレクリエーションなどの営利以外の目的で、野菜や花を育てるための小面積の農地のこと。

循環型社会

資源の採取や廃棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた社会。

生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であると考えられている。生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の３つのレベルの多様性により捉えられる。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」［平成12（2000）年１月 15 日施行］により、ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの３物質群と定義されている（単一の物質でないため、「物質群」

としている)。ダイオキシン類は、結合している塩素の数と、その結合している位置の違いによって二百数十の種類がある。また、種類によって毒性の強さが異なり、通常、環境中のダイオキシン類は、複数の種類が混在しているため、全体の毒性の強さを表すためには、最も毒性が強い 2,3,7,8 -四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの量に換算して合算している。この換算値には「TEQ」を付記して表す。ダイオキシン類は、水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温（800℃以上）ではほとんど分解する。ダイオキシン類の毒性は、動物実験において急性毒性、発がん性、催奇形性や環境ホルモン作用等の影響が報告されており、人の場合は 2,3,7,8 -TCDD に発がん性があるとされているが、催奇形性や内分泌かく乱作用があるのかどうかについてはまだよくわかっていないため、現在、研究が進められている。

炭化水素（HC）

炭素と水素を含んだ有機化合物の総称で、主な発生源は自動車排出ガス、石油化学工場、ガソリンスタンドなどであり、窒素酸化物と同様に光化学スモッグの発生源物質となっている。

地下水汚染

工場排水や生活排水等による有機塩素化合物、重金属及び硝酸性窒素等により、地下水が汚染されている状態のことをいう。地下水の水質は一般に表流水より良好であるが、汚染されると回復が困難である。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等 28 項目が定められている。

地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより、地球の平均気温が上昇することをいう。「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の予測によれば、1986 年から 2005 年を基準とした 2081 年から 2100 年における世界平均地上気温の上昇幅が 0.3～4.8℃、平均海面水位の上昇幅が 26～82cm と予測されている。温暖化によって、生態系、食料生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすことが予測されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律
（温対法）

平成 10（1998）年に公布され、いわゆる地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた。平成 28（2016）年の改正で、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置などが盛り込まれた。

地球サミット（環境と開発に関する国際連合会議、リオサミット）

平成 4（1992）年にブラジルのリオデジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（リオ宣言)」やこの宣言の諸原則を実施するための「アジェンダ 21」そして「森林原則声明」が合意された。

窒素酸化物（NOx）

窒素酸化物は、空気が酸素と窒素の混合気体のため、空気中で燃料等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素と二酸化窒素であり、発生源で発生する窒素酸化物は大部分が一酸化窒素であり、大気中で酸化されて二酸化窒素となる。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する「ばい煙」及び自動車の運行に伴い発生する「自動車排出ガス」に含まれる窒素酸化物が規制の対象物質となっている。窒素酸化物は、人の健康に影響を与える。特に二酸化窒素は、呼吸系への悪影響があることから大気環境基準が定められている。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

低炭素社会

地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出を抑える社会のこと。

土壌汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壌が有する水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能を阻害することを土壌の汚染という。土壌の汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等 27 項目が定められている。

【な行】

二酸化硫黄（SO_2）

硫黄酸化物の一種。硫黄酸化物は、工場や事業場で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が、硫黄酸化物として排出され大気汚染の原因となる。SOx と略称され、二酸化硫黄の他、三酸化硫黄、硫酸ミストなどが含まれる。二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られており、大気環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」［昭和 43（1968）年］では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。

二酸化窒素（NO_2）

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、大気環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。

燃料電池

水素と空気中の酸素との化学反応で電力を取り出す仕組み。原理的には、水素と酸素から水が生成され、有害物が排出されない。

【は行】

バイオマス

生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語。農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなど再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称。バイオマスを利用したエネルギーをバイオマスエネルギーといい、木、穀物、糞尿、植物油、藻などの原料がある。また、廃食

用油など植物性の油から精製される燃料をBDF（バイオディーゼル燃料）という。生ごみ、剪定枝、古紙、木質廃材、食品廃棄物、農林漁業の有機性廃棄物、糞尿・汚泥など廃棄物を起源とするバイオマスを廃棄物系のバイオマスという。

廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいうと定義されている。(「廃棄物処理法第２条」）廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。産業廃棄物は、事業活動によって生じた廃棄物のうち、法令で定められたものをいう。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。

排出係数

燃料・エネルギー消費量や水道使用量等の固有の単位（キログラム、リットル、立方メートルなど）や発熱量あたりの二酸化炭素排出量を示したもの。

パリ協定

平成27（2015）年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組み。主な内容としては、世界共通の長期目標として２℃目標のみならず1.5℃への言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を５年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。

PRTR（環境汚染物質排出・移動登録：
Pollutant Release and Transfer Register)

一般に、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し行政に届け出るとともに、行政はそれを何らかのかたちで集計・公表するもの。OECDは平成８（1996）年２月、加盟国にこの制度の導入を勧告し、我が国では平成11（1999）年７月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)が公布された。
平成13（2001）年４月から、一定の要件を満たす事業者は排出量等の把握義務が生じ、平成14（2002）年４月からは都道府県を経由し、国への届出義務が生じている。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。BODの高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。コンクリートやアスファルトなどへの熱の蓄積、車やエアコンなどからの排熱、緑や水面の蒸発散が少ないことなどによって生じる。

ヒートポンプ

熱媒体等を用いて低温部分から高温部分へ熱を移動させる技術。冷熱を得るほぼ唯一の手段であることに加え、温熱を得るにも効率が高いなどの特徴があり、冷凍冷蔵庫、エアコン、ヒートポンプ式給湯器等に用いられる。

ひらつか $CO_2$$CO_2$ プラン

地球温暖化の原因となっている「温室効果ガス」の一つである二酸化炭素を、普段の生活の中で減らすために、平塚市が提案する市民行動プラン。

平塚八景

豊かな自然や歴史的・文化的建造物など、平塚市のシンボルとして親しまれてきた代表的な景観。「平塚砂丘の夕映え」「金目川と観音堂」「湘南平」「森の前鳥神社」「霧降りの滝・松岩寺」「八幡山公園」「湘南潮来」「七国峠・遠藤原」の八つがある。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 0.0025mm 以下の微細な粒子の総称である。主な発生源は、浮遊粒子状物質と同様であるが、人為発生源由来の粒子の比率が高いといわれている。呼吸器の奥まで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されており、大気環境基準が設定されている。

浮遊粒子状物質

すす、土埃、花粉など粒子状態で大気中に存在する物で、粒径が 10μm 以下のものは大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから、特に浮遊粒子状物質として区別している。呼吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつといわれている。

分散型電源

電力需要地の近くに分散して配置される小規模な電源。太陽光等の再生可能エネルギーを利用する発電設備、ガスコージェネレーション、水素を利用する燃料電池等がある。これに対して、需要地から離れた場所にある大規模な原子力発電、火力発電や水力発電などを集中型電源と呼ぶ。

【ま行】

水辺の楽校

河川を身近な環境学習の場として活用する国土交通省の事業。子どもたちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築、自然環境が豊かで安全な水辺の創出を理念としており、市内では「馬入水辺の楽校」が実施されている。

【や行】

有害大気汚染物質

低濃度であっても継続して摂取し続けることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で大気の汚染の原因となる物質をいい、平成８（1996）年５月に大気汚染防止法に対策等が位置づけられた。特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の 23 物質が定められている。

【わ行】

わかば環境 ISO

園児、児童、生徒及び教職員等が、環境にやさしい教育活動の方針を掲げ、それぞれの役割分担や取り組むメニュー等を決め、環境 ISO の基本であるＰ（PLAN＝計画）、Ｄ（DO＝実行）、Ｃ（CHECK＝記録・確認）、Ａ（ACT＝見直し）を実践する平塚市独自の制度。自分と身近な人々、自分を取り巻く社会及び自然とのかかわりに関心をもち、環境の大切さを知るとともに自らの生活を振り返ることで、環境保全に対し前向きに取り組む姿勢を育むことを目指している。

■ 平成 30 年度ひらつか環境作文コンクール　最優秀賞作品

「メダカとともに生きる」

春日野中学校１年　佐藤　靖悟

私は、メダカを一匹だけ飼っています。でも、二年前私はメダカを六匹もらいました。最初は、祖母の家の井戸水で飼いはじめました。しかし、メダカは一週間もたたずに死んでしまいました。そこで、ペットショップの店員さんに、たずねてみたところ、井戸水よりカルキ抜きをした水道水を使い、エアレーションをしたほうが良いと教えてもらいました。私は、早速その方法で飼育することにしました。次にいただいたメダカは稚魚でしたが、今度は一年以上生きていて大きさも大人のメダカと同じぐらいにまで成長しました。しかし、メダカの体に白い斑点ができたため、薬を買ってきて薬液に泳がせてみたところ、一匹を残しほとんどのメダカがまたもや死んでしまいました。水槽の中を掃除したら、水草に卵がついていました。

このように、ちょっとした水質の違いでも、メダカに大きな打撃を与えてしまいます。私は、水質の何がメダカに影響を与えているのか、井戸水調査キットを使って調べてみることにしました。

まず、私が通っていた、富士見小学校の井戸水と祖母の家の井戸水の水質調査を行いました。なぜかというと、小学校の井戸水では、メダカ、ザリガニやホタルを飼っていて、生き物にとっては良質な水だったからです。二つの井戸の距離は、二百メートル位しか離れていないので、何が違うのか比べてみたかったからです。その結果は、鉄、COD、亜硝酸、全硬度の値は同じでした。違ったのは pH だけで、祖母の家の井戸は、八・五で、小学校の井戸は七・五でした。

この結果から正常範囲の六～八と比べると富士見小学校の井戸水は正常範囲内でした。しかし、祖母の家の井戸水は少しアルカリ性であることが分かりました。また、祖母から聞いたところ、十二年前の保健所の検査では pH は、七・五で正常範囲内でしたが、一般

細菌が多すぎて飲めないとの検査結果が出ているそうです。使った井戸水の検査キットの最後のページには、生き物を使ったモニタリングについて書かれていました。これは、汲んだ井戸水の中でメダカや金魚を飼い、その水が魚たちにとって悪影響なのかを調べるという方法です。つまり、魚たちにとって悪い水ならば、人間も飲むと危険な水だということです。私は、知らず知らずのうちに生き物を使ったモニタリングをしていました。井戸検査キットでは、分からなかったことです。

私はメダカについて調べてみました。すると、メダカが絶滅危惧種Ⅱ類に入っていて近い将来に絶滅する危険性が極めて高い種であることが分かりました。その理由として、水質の汚濁や利便性だけを求めたコンクリートでかためた用水路の改修が主にあげられます。コンクリートの用水路は、水流がはやくなりメダカが卵を産むための水草が生えないので、メダカは住むことができません。また、平塚ではもうすでに絶滅してしまったと考えられているということも分かりました。

このことが分かり、私はこれらの経験を活かして、メダカにやさしい水作りをすることがとても重要だと考えました。なぜなら、メダカは、ちょっとした水質の変化にも敏感であり、メダカがいないということは、平塚市の川の水がよごれているということでもあるからです。これらは、すべて人間の仕業であり、この問題をどうにかするのも私たち人間です。私たち子どもにできることは、釣りにいったり川で遊びに行ったりするときに川にはたくさんの命があることを考え、その命をいたわり、大切にしながら共生していくことです。これからはそのことがとても重要になってくると考えます。

市民の鳥「しらさぎ」　　市民の木「くすのき」　　市民の花「なでしこ」

ひらつかの環境

（平成 29 年度 環境年次報告書）

平成 30 年 12 月

発　行　　平塚市環境部環境政策課
〒254-8686　平塚市浅間町９－１
TEL　0463-23-1111　内線 2238
FAX　0463-21-9603